

写

令和 5 年

大竹市議会定例会(第4回)会議録

大 竹 市 議 会

令和5年9月大竹市議会定例会（第4回）会議録目次

9月 6日開会

9月27日閉会

◎第1日（9月6日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 選 第 1 号	-----	6
日程第 2 議席の指定について	-----	9
日程第 3 会議録署名議員の指名	-----	9
日程第 4 会期決定について	-----	9
日程第 5 選 第 2 号	-----	9
日程第 6 大竹市議会常任委員会委員の選任について	-----	11
延 会	-----	12

◎第2日（9月7日）

議事日程	-----	15
会議に付した事件	-----	15
出席議員	-----	15
欠席議員	-----	15
説明のため出席した者	-----	15
出席した事務局職員	-----	15
開 議	-----	16
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	16
日程第 2 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について	-----	16
日程第 3 選 第 3 号	-----	17
日程第 4 選 第 4 号	-----	18
散 会	-----	19

◎第3日（9月19日）

議事日程	-----	21
会議に付した事件	-----	22

出席議員	-----	22
欠席議員	-----	22
説明のため出席した者	-----	22
出席した事務局職員	-----	23
一般質問通告表	-----	24
開議	-----	28
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	28
日程第 2 一般質問	-----	28
延会	-----	89

◎第4日（9月20日）

議事日程	-----	91
会議に付した事件	-----	92
出席議員	-----	92
欠席議員	-----	92
説明のため出席した者	-----	92
出席した事務局職員	-----	93
開議	-----	94
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	94
日程第 2 認 第 6 号		
） （一括）	-----	94
日程第 5 議案第 6 5 号		
日程第 6 諮問第 1 号		
） （一括）	-----	99
日程第 8 諮問第 3 号		
日程第 9 議案第 5 6 号	-----	101
日程第 10 議案第 5 7 号		
） （一括）	-----	102
日程第 11 議案第 6 0 号		
日程第 12 議案第 5 8 号	-----	104
日程第 13 議案第 5 9 号	-----	105
日程第 14 議案第 6 3 号		
） （一括）	-----	106
日程第 15 議案第 6 4 号		
日程第 16 議案第 6 6 号	-----	108
日程第 17 令和 5 年決議案第 1 号	-----	109
追加日程第 1 広報広聴特別委員会委員の選任について	-----	110
日程第 18 令和 5 年決議案第 2 号	-----	111

追加日程第 2	基地周辺対策特別委員会委員の選任について	-----	112
日程第 19	令和5年決議案第3号	-----	112
追加日程第 3	議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任について	-----	113
日程第 20	令和5年請願第2号	-----	114
散 会		-----	114

◎第5日（9月27日）

議 事 日 程		-----	117
会議に付した事件		-----	118
出 席 議 員		-----	118
欠 席 議 員		-----	118
説明のため出席した者		-----	118
出席した事務局職員		-----	119
開 議		-----	120
日程第 1	会議録署名議員の指名	-----	120
日程第 2	選 第 5号	-----	120
日程第 3	議案第59号		
	（一括）	-----	121
日程第 4	議案第63号		
日程第 5	認 第 6号		
	（一括）	-----	123
日程第 13	議案第65号		
日程第 14	令和5年請願第2号	-----	128
追加日程第 1	意見書案第2号	-----	131
日程第 15	認 第 7号		
	（一括）	-----	132
日程第 22	認 第 14号		
日程第 23	報告第 7号	-----	140
日程第 24	常任委員会の閉会中の継続審査について	-----	140
日程第 25	議員派遣について	-----	141
閉 会		-----	142

令和5年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和5年9月6日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1 選 第 1 号		大竹市議会議長の選挙について	
追加議事日程			
第 2		議席の指定について	
第 3		会議録署名議員の指名	
第 4		会期決定について	
第 5 選 第 2 号		大竹市議会副議長の選挙について	
第 6		大竹市議会常任委員会委員の選任について	
第 7		大竹市議会運営委員会委員の選任について	
第 8 選 第 3 号		宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について	
第 9 選 第 4 号		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 選 第1号（選挙）
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期決定について
- 日程第 5 選 第2号（選挙）
- 日程第 6 大竹市議会常任委員会委員の選任について

○出席議員（15人）

1 番	岡 和 明	2 番	小田上 尚 典
3 番	北 地 範 久	4 番	小 出 哲 義
5 番	日 域 究	6 番	末 広 天 佑
7 番	寺 岡 公 章	8 番	豊 川 和 也
9 番	中 川 智 之	10 番	中 野 友 博
11 番	西 村 一 啓	12 番	藤 川 和 弘
13 番	細 川 雅 子	14 番	山 崎 年 一
15 番	山 代 英 資		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	佐 伯 和 規
市 民 生 活 部 長	中 村 一 誠
健康福祉部長兼福祉事務所長	三 原 尚 美

建設部長
建設部地籍調査担当部長
上下水道局長
消防長

山本茂広
小田健治
古賀正則
小田明博

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

山田智徳
北修治

会期決定について

令和5年9月大竹市議会定例会（第4回）の会期を、次のとおり定める。

令和5年9月6日提出

大竹市議会議長 北 地 範 久

自 令和5年9月6日

22日間

至 令和5年9月27日

10時00分 開議

○事務局長（山田智徳） 事務局長の山田でございます。

この際、議席について御説明申し上げます。

ただいまの議席は、お名前の五十音順に御着席いただいております。正式な議席につきましては、議長決定後に指定されることになっておりますので、御了承のほどお願い申し上げます。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日出席議員の中で、年長の山崎年一議員を御紹介いたします。

山崎議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（山崎年一） ただいま御紹介をいただきました、山崎でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙が終わるまで臨時に議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会でございますので、開会に先立ちまして、理事者を御紹介申し上げます。市長から順次、自己紹介をお願いいたします。

○市長（入山欣郎） 市長を担当いたしております、入山でございます。よろしく願い申し上げます。

○副市長（太田勲男） 副市長の太田でございます。よろしく願いいたします。

○総務部長（佐伯和規） 総務部長の佐伯でございます。よろしく願いいたします。

○市民生活部長（中村一誠） 市民生活部長の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 健康福祉部長の三原です。よろしく願いいたします。

○教育長（小西啓二） 教育長の小西でございます。よろしく願いいたします。

○建設部長（山本茂広） 建設部長の山本でございます。よろしく願いいたします。

○消防長（小田明博） 消防長の小田でございます。よろしく願いいたします。

○建設部地籍調査担当部長（小田健治） 地籍調査担当部長の小田健治です。よろしく願いいたします。

○上下水道局長（古賀正則） 上下水道局長の古賀です。よろしく願いいたします。

○臨時議長（山崎年一） 以上で、理事者の紹介を終わります。

定足数に達しておりますので、これより、令和5年第4回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会の招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに9月定例市議会が開会されるに当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る8月6日の市議会議員一般選挙において、市民の皆様の大きな期待を担われ、見事に当選をされました。誠におめでとうございます。

議員の皆様の大竹のまちへの愛情と、市民の皆様の幸せを願う温かいお心に敬服いたしますとともに、皆様が市のため、市民の皆様のために立ち上がってくださったことに深く感謝を申し上げます。

また、このたびは特別に暑い日が続く中での選挙でございました。大変お疲れ様でございました。

さて、今回の選挙では、定数の16名に対し15名の方が当選されるという結果となりました。政治への関心の低下や担い手不足は、全国的に同様な傾向が見られますように、非常に難しい課題でございます。

いつも申し上げていることですが、私はまちを元気にし、輝かせるのは、人であると思っております。議員の皆様のように、まちへの愛情を持って活動していただける方を増やすこと、このことこそが、地道ではありますが唯一の解決策であり、私ども行政の使命であると考えております。

ここ数年、猛威を振るった新型コロナウイルスへの対応も、まだ安心はできませんが、徐々に落ち着きを見せ始めており、新たな段階に入りつつあると感じております。これからも市民の皆様のため、安心・安全のため、そして、大竹市のさらなる発展のため、共に力をあわせて市政に当たっていきたい、そのように考えております。

申し上げるまでもなく、ここにおられる皆様は、市民の代表者でございます。市民の皆様の声に耳を傾けていただき、御自身の見識に基づいて意見の集約をされまして、ここ市議会の場において、よりよいまちづくりのために、活発かつ建設的な議論がされますことを御期待申し上げます。

また、皆様との意見交換をさせていただく中で、いろいろと見解が異なることもあろうかと思いますが、これは当然のことだと思っております。お互いの信頼の下、大竹市がよりよい方向に向かうよう、しっかりと議論をさせていただきたいと考えております。

今後とも格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、このたび皆様に御審議をお願いいたします議案につきまして申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてをはじめ、令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について、条例の一部改正について、工事請負契約の締結について、令和4年度大竹市工業用水道事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、令和5年度大竹市一般会計などの補正予算についてなど、あわせて14議案でございます。

これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、どうか慎重に御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（山崎年一） この際、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

本日の議事日程、選第1号をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。
議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時09分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 臨時議長（山崎年一） 休憩前に引き続き会議を開きます。
これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 選第1号 大竹市議会議長の選挙について**

- 臨時議長（山崎年一） 日程第1、選第1号大竹市議会議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（山崎年一） ただいまの出席議員数は15名であります。  
次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西村一啓議員、小田上尚典議員を指名いたします。  
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

- 臨時議長（山崎年一） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（山崎年一） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（山崎年一） 異常なしと認めます。  
投票に先立ち、念のため事務局長をして、投票の手續について説明させます。

- 事務局長（山田智徳） 御説明申し上げます。  
投票は、単記無記名でございます。  
議席におかれまして御記入の上、職員の点呼に応じて、仮議席番号順に御投票いただくことになっております。なお、臨時議長は最後に投票を行います。  
以上でございます。

- 臨時議長（山崎年一） それでは、事務局職員による点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

- 臨時議長（山崎年一） 投票漏れはございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（山崎年一） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議 場 開 鎖〕

○臨時議長（山崎年一） これより、開票を行います。

西村一啓議員、小田上尚典議員には、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（山崎年一） それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票、有効投票中、北地範久議員15票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。よって、北地議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました北地議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項により告知いたします。

議長に当選されました北地議員から、就任の御挨拶があります。

北地議員。

○議長（北地範久） ただいま、不肖、私を議長に選任いただきました。誠に身に余る光栄で、心より感謝いたします。本当にありがとうございます。

今この場に立ちまして、改めてこの職責の重さに、この重さといいますか、すごく締めつけられるような重さなんですけれども、ひしひしと感じております。皆様方には御協力のほう、よろしくをお願いいたします。

さて、このたびの選挙でございますが、振り返ってみますと、選挙のやり方もユーチューブを使ったり、SNSを使ったり、また、選挙カーを使わなかったりと、今までの選挙とはちょっと違うような雰囲気選挙戦であったと思います。選挙のやり方も随分変わってきたんだというふうに印象しております。

しかし、その結果を見れば、いろいろな課題や問題点が見えてきたことも多々ございます。

それでは、まず、投票率でございますけれども、前々回の60%から、今回は43%、17ポイント下がってしまいました。投票率の向上については、これから選挙管理委員会、執行部の皆さんともいろいろと協議をしていく必要があろうかと思っております。

また、皆さんの議会への関心、議会離れの表れなのかもというふうな思いもございます。議会としても、皆さんの関心を集めるために、持ってもらうために、広報広聴特別委員会において、ユーチューブによる本会議や委員会の放映、また、アンケートの収集とか、そういったことをいろいろやっただいてはいるんですけども、なかなか成果が出ていないというのが現状と聞いております。

議会報告のあり方なども含め、引き続きこれからいろんな方策を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、市民の皆様から、この酷暑の中、選挙はいかかなものかと、挨拶のように随分言われました。選挙の時期を変更したらどうかという、皆様の声でございます。できる、できないは別にして、この辺り、もう一度確認する必要があるかとも思います。

それから、法定得票数に達しない候補者が3名も出て、大竹市議選では初めての欠員という状況になりました。そのことをもって今回、この本会議場には15名の皆さんしか集まっておりません。定数には達しておりません。大変残念なことでございます。

議員の資質を上げることも、今後の大きな課題となろうと思います。あわせて、議員定数や議会のあり方、引き続き検討・協議していきたいと思っております。

このように、課題はいろいろ出てきました。まだまだ、たくさんございますけれども、このたびの選挙では新人が6人も出て、そのうち5人が当選されました。

なり手不足、先ほども市長が言われましたけれども、なり手不足と言われますが、これだけ議員さんの新人が出るのはなり手不足と言えるのかなというのは、いささか疑問を感じるところでございます。

15人のうち、3分の1の5名が新人でございます。これからを非常に大変楽しみにしております。新人の皆様も頑張って、遠慮なく意見や議論をしていただきたいと思っております。ただし、ルールにのっとってお願いいたします。

意見や議論の出やすい環境づくりもしっかりと考えていきたいと思っておりますので、皆様、応援方、よろしくお願いいたします。

大竹市まちづくり基本構想に沿った、笑顔・元気がやくまちづくりはもちろんのこと、これから安定して円滑な議会運営、精一杯努めてまいりたいと思っております。

市民の皆様、執行部の皆様、そして、議会の議員の皆様、どうぞ御理解と御支援のほうよろしくお願いいたしますまして、御挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長（山崎年一） 議長が決定いたしましたので交代いたします。

北地範久議長、議長席にお着きをお願いいたします。

〔臨時議長 議席へ、新議長 議長席へ〕

○議長（北地範久） 引き続き、議長において、議事運営を行います。よろしくお願いいたします。

議事の都合により暫時、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時25分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、追加議事日程、会期決定について、選第2号、選第3号、選第4号及び大竹市議会議長当選決定書をサイドボックスに掲載しております。御確認ください。

お諮りいたします。

この際、追加議事日程のとおり、日程第2から日程第9を追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議席の指定について

○議長（北地範久） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員各位の氏名とその番号を職員に朗読させます。

○議事係長（北 修治） それでは、各議員の議席を朗読いたします。

1番、北地範久議員。2番、中野友博議員。3番、豊川和也議員。4番、山代英資議員。5番、岡和明議員。6番、小出哲義議員。7番、末広天佑議員。8番、藤川和弘議員。9番、中川智之議員。10番、小田上尚典議員。11番、西村一啓議員。12番、山崎年一議員。13番、日域究議員。14番、細川雅子議員。15番、寺岡公章議員。

以上でございます。

○議長（北地範久） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

念のために申し上げます。今後、発言の際には、議席番号を告げ、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第4、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 選第2号 大竹市議会副議長の選挙について

○議長（北地範久） 日程第5、選第2号大竹市議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

大竹市議会副議長に、寺岡公章議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました寺岡公章議員を、大竹市議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺岡公章議員が、大竹市議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました寺岡公章議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました寺岡公章議員から、就任の御挨拶があります。

寺岡議員。

○副議長（寺岡公章） ただいま副議長に御指名いただき、また、皆様から御承認をいただきました、寺岡でございます。

大変光栄なことでございます。しっかりと皆様方の御期待に沿えるよう、議長を補佐し、大竹市議会の安定的、また、円滑な運営について尽力してまいりたいと思います。

私は古参議員の1人として、これまで知識を蓄積してまいりましたが、果たしてその知識は、狭量なものではないか。そして、経験から生まれた考え方、これが限定的なものではないか。こういったことを自らに問いながら、任期を果たしてまいりたいと思っております。知らないということを知っている。これを自分に言い聞かせていきたいと思っております。

あわせて、同僚議員諸兄にも、このことはお話をし、共にお互い敬愛しあえるような大竹市議会であるようにしたいと考えております。

これから後、議会基本条例が私たちの議会活動の根本となっております。しっかりそれにとった議会活動ができるように、皆様と前広な協議、意見交換、そして、時代にあった地方議会が何であるか、これを私たち自身でつくっていければというふうに思っております。

任期中、しっかりやってまいりたいと思います。どうぞ御協力よろしく申し上げます。

〔拍手〕

- 議長（北地範久） 次の休憩中、先ほど指定いたしました議席の移動を行います。  
議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時06分 休憩

14時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
ただいまの休憩中、大竹市議会副議長当選決定書及び議席の指定についてを、サイドボックスに掲載しておりますので、御確認ください。

~~~~~○~~~~~

日程第6 大竹市議会常任委員会委員の選任について

- 議長（北地範久） それでは、日程第6、大竹市議会常任委員会委員の選任を行います。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

職員をして常任委員会委員の氏名を朗読させます。

- 議事係長（北 修治） それでは、朗読いたします。

順番については議席番号順でございます。

総務文教委員会委員、中野議員、小出議員、中川議員、小田上議員、西村議員、山崎議員、寺岡議員。

生活環境委員会委員、北地議員、豊川議員、山代議員、岡議員、末広議員、藤川議員、日域議員、細川議員。

以上で、朗読を終わります。

- 議長（北地範久） ただいま職員が朗読いたしましたとおり、各委員を指名いたします。
お諮りいたします。

本日はこの程度でとどめ、9月7日の本会議に議事を継続いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することと決定いたしました。

本日、本会議終了後、各常任委員会の正副委員長互選のため、第1委員会室において総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員会を開催いたします。

(5. 9. 6)

明日9月7日は、午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みのうえ御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

14時02分 延会

(5. 9. 6)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月6日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会臨時議長 山 崎 年 一

大竹市議会議員 中 野 友 博

大竹市議会議員 豊 川 和 也

令和5年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和5年9月7日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-------|------|---------------------------|-----|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について | |
| 第 3 選 | 第 3号 | 宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について | |
| 第 4 選 | 第 4号 | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 3 選 第 3号（選挙）
- 日程第 4 選 第 4号（選挙）

○出席議員（15人）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 北地 範久 | 2番 | 中野 友博 |
| 3番 | 豊川 和也 | 4番 | 山代 英資 |
| 5番 | 岡 和明 | 6番 | 小出 哲義 |
| 7番 | 末広 天佑 | 8番 | 藤川 和弘 |
| 9番 | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川 雅子 |
| 15番 | 寺岡 公章 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | |
|---------------|-------|
| 市 長 | 入山 欣郎 |
| 副 市 長 | 太田 勲男 |
| 教 育 長 | 小西 啓二 |
| 総 務 部 長 | 佐伯 和規 |
| 市 民 生 活 部 長 | 中村 一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原 尚美 |
| 建 設 部 長 | 山本 茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長 | 小田 健治 |
| 上 下 水 道 局 長 | 古賀 正則 |
| 消 防 長 | 小田 明博 |

○出席した事務局職員

| | |
|-------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山田 智徳 |
| 議 事 係 長 | 北 修治 |

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程及び常任委員会委員選任決定書を、サイドボックスに掲載しております。御確認ください。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員を指名いたします。

昨日の各常任委員会で、正・副委員長が互選されましたので、職員をして報告させます。

○議事係長（北 修治） 御報告いたします。

総務文教委員会委員長、小田上尚典議員。同じく副委員長、中川智之議員、生活環境委員会委員長、細川雅子議員、同じく副委員長、藤川和弘議員。

以上でございます。

○議長（北地範久） 以上をもって、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（北地範久） 日程第2、大竹市議会議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、山代議員、藤川議員、小田上議員、西村議員、日城議員、細川議員を指名いたします。

お諮りいたします。

先例により、副議長は議会運営委員会に出席し、発言できることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

この際、通知いたします。次の休憩中、正・副委員長互選のため、議会運営委員会を第1委員会室において開催いたします。委員各位には、お含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時02分 休憩

11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、議会運営委員会委員選任決定書を、サイドブックに掲載しております。御確認ください。

それでは、議会運営委員会の正・副委員長が互選されましたので、職員をして報告させます。

○議事係長（北 修治） 御報告いたします。

議会運営委員会委員長、西村一啓議員、同じく副委員長、日域究議員。

以上でございます。

○議長（北地範久） 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 選第3号 宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について

○議長（北地範久） 日程第3、選第3号宮島ボートレース企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

宮島ボートレース企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮島ボートレース企業団議会議員に、藤川和弘議員、小田上尚典議員、山崎年一議員、細川雅子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、藤川和弘議員、小田上尚典議員、山崎年一議員、細川雅子議員を、宮島ボートレース企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤川和弘議員、小田上尚典議員、山崎年一議員、細川雅子議員が、宮島ボートレース企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤川和弘議員、小田上尚典議員、山崎年一議員、細川雅子議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 選第4号 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（北地範久） 日程第4、選第4号広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、細川雅子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました細川雅子議員を、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました細川雅子議員が、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました細川雅子議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月8日から9月18日までの11日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、明日9月8日から9月18日までの11日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

明日9月8日、午前10時から総務文教委員協議会を、その終了後、生活環境委員協議会を、また、9月12日火曜日午前10時から、議会運営委員会を、いずれも第1委員会室において開会する旨、各委員長から通知を受けております。

委員各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月19日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

11時20分 散会

(5. 9. 7)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月7日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 山 代 英 資

大竹市議会議員 岡 和 明

令和5年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和5年9月19日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|------------|---|-----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 一般質問 | |
| 第 3 | 認 第 6 号 | 令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 4 | 議案第61号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 第 5 | 議案第62号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 第 6 | 議案第65号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号) | 生活環境付託 |
| 第 7 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 即 決
(一 括) |
| 第 8 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 第 9 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 第10 | 議案第56号 | 大竹市税条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第11 | 議案第57号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第12 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について | |
| 第13 | 議案第58号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第14 | 議案第59号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について | 総務文教付託 |
| 第15 | 議案第63号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算(第3号) | 総務文教付託
(一 括) |
| 第16 | 議案第64号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号) | |
| 第17 | 議案第66号 | 監査委員の選任の同意について | 即 決 |
| 第18 | 令和5年決議案第1号 | 広報広聴特別委員会の設置に関する決議 | 即 決 |
| 第19 | 令和5年決議案第2号 | 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議 | 即 決 |
| 第20 | 令和5年決議案第3号 | 議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議 | 即 決 |
| 第21 | 令和5年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採 | 総務文教付託 |

択の要請についての請願

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問

○出席議員（15人）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 北地範久 | 2番 | 中野友博 |
| 3番 | 豊川和也 | 4番 | 山代英資 |
| 5番 | 岡和明 | 6番 | 小出哲義 |
| 7番 | 末広天佑 | 8番 | 藤川和弘 |
| 9番 | 中川智之 | 10番 | 小田上尚典 |
| 11番 | 西村一啓 | 12番 | 山崎年一 |
| 13番 | 日域究 | 14番 | 細川雅子 |
| 15番 | 寺岡公章 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | |
|-------------------|------|
| 市 長 | 入山欣郎 |
| 副 市 長 | 太田勲男 |
| 教育長職務代理者 | 池田良枝 |
| 総務部長 | 佐伯和規 |
| 市民生活部長 | 中村一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原尚美 |
| 建設部長 | 山本茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長 | 小田健治 |
| 上下水道局長 | 古賀正則 |
| 消防長 | 小田明博 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本剛 |
| 危機管理課長 | 田中宏幸 |
| 企画財政課長 | 三井佳和 |
| 自治振興課長 | 岡崎研二 |
| 市民税務課長 | 吉村隆宏 |
| 環境整備課長 | 外谷明洋 |
| 地域介護課長 | 伊崎喜教 |
| 福祉課長 | 井上剛 |
| 保健医療課長 | 松重幸恵 |
| 都市計画課長 | 山田浩史 |
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 生涯学習課長 | 川村恭彦 |

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

令和5年9月大竹市議会定例会(第4回)

一般質問通告表

1

12番 山崎年一 議員

質問方式：一問一答

マイナンバーカードとマイナ保険証について問います

マイナンバーカードと健康保険証一体化や、マイナンバーの利用範囲を拡大するための改正関連法案は、6月2日に参議院で可決されました。一連のトラブルについて、現在までにどのようなトラブルが、どれくらいあるのか伺います。

また、受け止めについても伺います。

マイナ保険証による受診トラブルが全国で相次ぐ中で、8月8日に広島県保険医協会など3団体が広島県に、「医療機関を受診する際は、従来の健康保険証を持参することを周知するよう求める」要望書を提出しました。

医療機関でのトラブルについて、市内医療機関でのトラブル発生状況と、内容について伺います。

制度が不安などの理由で、マイナンバーカードの自主返納が広がっています。本市の返納事例について伺います。

返納があれば、返納理由と、返納に対する受け止めに伺います。

8月24日に厚労省は、マイナンバーカードで受診できるひも付けがされず、健康保険証代わりに利用できない状態が、合計で「約77万件あると公表」。ひも付けを担う健康保険組合などの該当者に通知するよう要請し、11月までに解消を目指すとしています。

資格確認書を交付するとしていますが、資格確認書では有効期限ごとに更新が必要となり、作業を担う自治体や保険者の負担は、膨大なものとなりませんか。対応について伺います。

現在の紙の保険証を残し、マイナ保険証と併用して利用できるようにすれば、膨大な実務は不要となります。政府に対して、紙の保険証廃止方針を撤回し、マイナ保険証との両方が使える制度とし、国民の中にマイナ保険証が浸透する方策を検討されるよう求められませんか。

高齢者など社会的弱者対策「個別避難計画」、「孤立・孤独」対策、「身元保証や財産管理」、「老々介護」について問います

「個別避難計画」の作成について問います。自治体に対して、「個別避難計画」の作成が努力義務と位置付けられました。支援の優先度の高い人からの「個別避難計画」作成について取り組むべきと考えます。今後の取り組み「避難計画作成」についての考えを問います。

高齢者など社会的弱者の「孤独・孤立」対策について問います。政府は本年5月に孤独・孤立対策推進法を成立させ、来年4月から施行させます。高齢者やひとり親家庭、障害者や生活困窮者、刑務所出所者など住宅確保要配慮者である社会的弱者が増加しています。来年4月の法の施行を目前にして、法の設立趣旨の説明と本市の住宅確保要配

慮者の現状と取り組みなど伺います。

高齢者の身元保証や財産管理などサポート事業について伺います。総務省は8月、身元保証など的高齢者サポート事業について、事業者の全国調査結果を公表しました。高齢化率の上昇とともに単身世帯が増加し、被害防止の観点からも早期対応が求められます。本市の現状と課題、今後の取り組みを伺います。

「老々介護」について伺います。「2022年国民生活基礎調査」では、「老々介護」の割合が過去最高になるなど、介護を担う家族の負担が極限まで重くなっていることが如実に示されました。本市の「老々介護」の現状と「老々介護」の解消に向けた取り組みを伺います。

2

13番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

国土調査の再調査に合わせて、固定資産税の課税方法の見直しを

大竹市は、昭和30年代を中心に国土調査を実施し、沿岸部については終了したとされています。しかし、法務局の公図は精度が低く、地籍図でありながら、精度は地図に準ずる図面に甘んじています。それをカバーするためか、大竹市は公図と異なる地番図をつくり、公図に記載がない不明土地についても、地番図に記載して課税を行っています。

再度の国土調査を開始するタイミングに合わせ、公図にない土地についての課税を控えてはいかがでしょうか。公図にない土地の存在を無理に立証するよりも、早めにやめるほうが賢明だと思います。

大竹市もP P Aを導入し、CO₂削減の先頭に立ちませんか

今年も猛暑だらけの夏でした。どうしようもないと諦める前に、大竹市は環境省が後押しするP P Aを導入し、少しでもCO₂の削減に取り組まいませんか。

ソーラー機器が高く、電気が安かった時代は終わり、ソーラー発電のコストは下がったのに、電力会社の電気料金はなぜか高騰しています。全額民間資金で、市庁舎の屋根などに機器を設置し、市役所をはじめ、発電量に余裕があれば近隣民間企業にも安くグリーンな電力供給できる、P P Aを導入する自治体も増えています。まずは調査研究からですが、いかがお考えですか。

3

15番 寺 岡 公 章 議員

質問方式：一 括

キャリアスタートウィークの成果と今後の取り組みについて

目的や効果、実績について、直近の令和5年度事業の様子を振り返りながら、特に職種や地元への関心や理解につながっているか伺います。

また、過去に検討すると御回答いただいている、学校での生徒受け入れは、現在どう扱われていますか。

学生インターンシップの受け入れについて

前件のCSWとは、目的の趣が異なる部分も少々あるとはいえ、同様の手法から別の有為な目的を見つけられます。CSWの効果を認められるのであれば、受け入れノウハウを生かし、広く募集しませんか。

特に、毎年毎回、特定の技術職員の採用には御苦勞されているようですが、専門教科のある学校へのアプローチをしてはいかがでしょうか。

4

9 番 中 川 智 之 議員

質問方式：一問一答

発達性読み書き障害（ディスレクシア）について

学習障害の1つに、読み書きに困難を感じるという特徴を持ったディスレクシアを、小・中学校においてどの程度認識し、把握されているのでしょうか。その認識、支援やサポートなどを伺います。

- ①公立小・中学校において、ディスレクシアの疑いある児童生徒をどの程度把握されているのでしょうか。また、早期に発見できるように専門医の診断も必要と思われませんが、現在どのようなことが行われているのでしょうか。
- ②黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る、宿題をタブレット端末で提出するなど、タブレット端末の活用を促すことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。
- ③合理的配慮への理解を、他の生徒児童や保護者に周知することも必要です。特別扱いをしていじめにつながらないように、また、本人が合理的配慮を受けやすくするためにも、どのようなことが必要とお考えでしょうか。

5

5 番 岡 和 明 議員

質問方式：一問一答

大竹駅伝の廃止と代替行事について

令和5年1月8日に予定されていた第70回大竹駅伝は、開催に向け、準備が着々進行中と見られていましたが、開催まで2週間半に迫った令和4年12月19日、突如中止決定が通知されました。しかも、通知には「第70回大会は延期としない」とあり、実態は廃止決定でした。

昭和27年に始まり、70年という国内有数の伝統ある大会が突如廃止されたことに、参加・協力・観覧を予定していた人々は驚き、その他市内外の人々も理解に苦しみました。

駅伝をやめる理由や、代替行事とされる（仮称）晴海リレーマラソンに多くの疑問点があることから、下記3点にわたってお尋ねします。

- ①大竹駅伝をやめる理由。
- ②代替行事のコース問題。
- ③代替行事の名称問題。

6

14 番 細 川 雅 子 議員

質問方式：一問一答

市制施行70周年の事業について

来年度（令和6年度）は、大竹市市制施行70周年を迎えます。周年記念事業は毎回実施していると記憶していますが、70周年はどのようにお考えでしょうか。

また、実施するとして、まちづくりの視点から、どのような意義のある事業になるのでしょうか。市民との協働を進める上での考えをお尋ねします。

7

3番 豊川和也 議員

質問方式：一問一答

NHKのど自慢の誘致を

まちづくりの文化芸術の振興において、毎週日曜日12時15分から13時に放送されるNHKのど自慢の、大竹市で開催の誘致を御提案いたします。

県の防災アドバイザーを大竹市在住の方で育成してほしい

広島県が認定している「防災アドバイザー」の役割は、広島県内で自主防災組織を設立する際に、準備をする段階で相談ができたり、防災研修会での講師をしていただいたり、助言や指導を受けられますが、大竹市において、現在は市外のアドバイザーの方が来られるので、大竹市の地形なども理解がしやすく、災害が起こった際にも早く動きやすい市内在住の「防災アドバイザー」を育成すれば、市民も相談しやすく、大竹市での自主防災組織の設立率も上がるのではないかと。

10時00分 開議

○議長（北地範久） 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、確認のため、皆様にお知らせいたします。

議会運営委員会での申し合わせにより、会議中のマスクの着用は任意としております。

なお、議場の換気のため、50分を目安に休憩を入れたいと思いますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程、一般質問通告表、決議案第1号、決議案第2号、決議案第3号、請願第2号、宮島ボートレース企業団議会議員当選決定書、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員当選者決定書を、サイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（北地範久） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打をいたしますので、申し添えます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、山崎年一議員。

[12番 山崎年一議員 登壇]

○12番（山崎年一） 皆さん、おはようございます。改選後の初議会、最初の質問者として登壇させていただきました。12番、風の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の私の質問は、連日にわたりマスコミ報道されております、マイナンバーカードとマイナ保険証。

2点目に、高齢者など、社会的弱者の問題について。2つの問題について質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、初めに、マイナンバーカードとマイナ保険証について問います。

マイナンバーカードとマイナ保険証の一本化や、マイナンバーの利用範囲を拡大するための改正関連法は、6月の参議院本会議で可決されました。

ところが、トラブル事例の報道が相次ぎまして、5月18日には、67万筆を超える反対署名が上げられ、反対運動は、異例の広がりを見せている中でのことでありました。

このような中で、一部野党は、来年秋の保険証廃止方針の見直しを要請しています。

マイナンバーカードを巡る混乱は拡大する一方で、本人以外の公的給付金の受け取り口座の誤登録、他人の年金記録が閲覧されたケース、障害者手帳の誤登録、コンビニの別人住民票交付、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースなど、トラブルは多岐にわたっております。

また、個人情報の漏洩という、大変大きな問題も起こっております。

初めに問います。マイナンバーカードは2016年から運用がスタートしましたが、本市でのトラブルについて、どのような状況か伺います。

また、その受け止めについてもお願いいたします。

次に、問題としているのが、2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化するという政府の方針であります。任意であるはずのマイナンバーカードを、全国民に持たせることでもあります。

カードには、マイナポータルとして、納税状況、医療、年金などの保険料納付情報、公金受け取り口座など、29分野の膨大な個人情報がひも付けられているというものであります。

ところが、相次ぐトラブルの発生に、報道機関、全国4紙が、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に、反対や見直しの社説を掲載いたしました。

また、医療関係者は、紙の保険証の存続を訴えていらっしゃいます。

マイナ保険証による受診トラブルが全国で相次いでいることを受けて、広島県保険医協会など3団体が、広島県に対し、医療機関を受診する際は、従来の健康保険証を持参することを周知するよう求める要望書を、8月8日に提出いたしました。

要望書では、4月に導入されたオンライン資格確認システムで、マイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが、県内でも多発していることから、地域医療を維持するため、マイナ保険証を利用する場合は、健康保険証など公的な受給者証を持参するよう周知することを求めています。

また、被爆者健康手帳などの持参の周知も求めています。

そういった中で、大竹市内における医療機関でのトラブル発生状況について、お伺いをいたします。

8月8日には、政府のマイナンバー情報総点検本部で集計した、中間報告が公表されました。中間報告では、保険証の誤登録は新たに1,069件確認され、既に判明していた件数と合わせて、合計で8,441件に上るとし、健康保険証のほか、誤ひも付けの可能性のある他の分野についても、個別データの総点検を進めるとされております。

誤登録は、点検データ数からすると、ごく少数のように見えますが、医療機関で他人の保険情報を基に、診察、処方が行われれば、重大な事故につながりかねません。1件でもあってはならない重大な誤りが、8,000件以上もあったことになり、国民の不安は収まる心配がありません。

そのような中で広島市は、8月24日、5月から7月にマイナンバーカードの自主返納が216件あり、そのうち過半数の115件は、カードへの不信感など、否定的な理由だったと明らかにいたしました。

担当者は、わざわざカードをつくってくれた人が手放したことを、きちんと受け止めなければならぬと話し、松井一實市長は、不安の輪が広がらないよう、制度の安全性、利便性を図ってもらいたいと、国による不安払拭を求めたということでもあります。

このような返納事例が、本市であったのか、問います。

また、あったとすれば、返納理由と、返納に対する受け止めについても問います。

各種の世論調査で、7割強の国民が、保険証廃止の撤回・延期を求めている中で、現在は紙の保険証がありますから、深刻な問題までには発展していないようであります。

しかし、こうした状況のもとで、紙の保険証を廃止し、マイナンバーカードによる保険資格確認に一本化すれば、保険料を払っているのに保険診療が受けられず、医療機関で10割負担を求められるという、重大な問題も起こり得ます。

協会けんぽは、ひも付けできない加入者には、今後、資格確認証を交付するとしています。しかし、マイナンバーカードの取得状況の確認も含め、膨大な事務作業と関連する、さまざまなトラブル事例が予測されます。誰が、その仕事をこなすのでしょうか。大竹市の職員の皆さんに、全ての作業を担ってもらうことになる。大変な重責を課すことにならないでしょうか。

また、マイナ保険証を持たない保険資格者全てに、本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期間を最長5年延ばすという方針は、新たな混乱を生じさせるだけであります。

また、有効期限ごとに更新が必要となります。作業を担う自治体や保険組合の負担は、膨大なものとなりませんか。どのように対応されるのか問います。

現在の紙の保険証を存続させれば、こうした実務は、全て不要になります。既に社会に定着し、安定的に運用されている現行の保険証を、存続させるべきではありませんか。

作業ミスによるひも付けの誤りだけでなく、ひも付けできない人が数十万人単位でいらっしやるのが判明した以上、保険証廃止方針を撤回し、紙の保険証とマイナ保険証の両方が使える制度とすべきと考えますが、見解を問います。

2番目に、個別避難計画の作成、孤独・孤立対策、高齢者の身元保証や財産管理、老々介護など、高齢者対策、社会的弱者対策について問います。

初めに、個別避難計画について問います。

避難行動要支援者名簿の作成は、平成25年に、作成が義務づけられました。約99%の市町村において作成されてきました。しかし、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けておられることから、避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、自治体に対して、個別避難計画の作成が、努力義務と位置づけら

れました。

改正により、避難行動要支援者への対応は、名簿作成にとどまらず、1人1人の情報把握と、個別避難計画の作成に踏み込んだ取り組みが求められています。

広島県内23市町の中で、本市など4市町が、未作成との報道がありました。支援の優先度の高い人から、計画づくりを進めることが必要と考えますが、今後の取り組み、計画作成について問います。

次に、高齢者や社会的弱者の孤独・孤立対策について問います。

本市の高齢化率は、昨年4月1日で35.9%。政府は、本年5月に孤独・孤立対策推進法を成立させ、来年4月に施行されます。

高齢化社会の到来とともに、孤独・孤立が問題視され、コロナ禍や単身世帯の増加で、一層の深刻化が懸念されています。そういった中で、今回は、社会的弱者の住宅確保策など、本市の状況について伺いをいたします。

国においても、高齢者はもちろんのこと、ひとり親家庭、障害者や生活困窮者、刑務所出所者など、住宅確保要配慮者への支援を検討するため、厚生労働省、国土交通省、法務省などが合同で、検討会を7月3日に開いたとされております。

さまざまな事情から、住宅を借りるのが難しい社会的弱者が増えているものの、家主からは入居を断られるなど、制度からこぼれ落ちた人を支援するための法改正を視野に、秋までに具体的な対策を取りまとめるということでもあります。

本市におきましても、高齢化とともに、社会的弱者が増加する中で、孤独・孤立対策を進めてこられたと思います。

そういった中で、来年4月の法の施行を目前にし、法の設立趣旨の説明と、住宅確保要配慮者の現状と、今後の取り組みについて伺います。

次に、高齢者の身元保証や財産管理について伺います。

身寄りのない高齢者の増加に伴い、入院や介護施設の入居時の身元保証や、葬儀、財産管理、死亡後の火葬や遺品整理などで、支援を必要とする人が民間事業者に依頼し、トラブルに巻き込まれる事態が相次いでいます。

総務省は8月上旬、身元保証など高齢者サポート事業について、事業者への全国調査結果を公表いたしました。

対象事業者412事業者のうち、回答は204事業者からで、従業員5人以下が61.1%、事業開始から10年以下が83.3%でありました。重要事項説明書の作成が確認できなかった事業者が78.8%、入会金や契約金を受けている事業者の21.2%が返金の規定がなかったなど、不明朗な状況でありました。

総務省は、どのような高齢者がサポート事業を利用しているかも、調査をしています。

179件中、「ひとり暮らしで親族がいるが、疎遠で相談できない」が41件、「ひとり暮らしで身寄りがない」が38件、「高齢夫婦で頼れる親族がない」が15件という結果としています。

本市においては、人口密度も低く、民間事業者のサポート事業は、まだまだ難しいかとも思いますが、高齢化率が高くなれば、需要は高まるものと思います。

高齢化率の上昇とともに、単身世帯が増加し、被害防止の観点からも、法の整備など、早期の対応が必要と思います。現状と今後の取り組みについて伺います。

次に、老々介護について伺います。

厚生労働省が先月4日に発表いたしました、2022年度、令和4年度国民生活基礎調査では、老々介護の割合が過去最高になるなど、介護を担う家族の負担が、今後ますます増大していくことを如実に示しました。

国民生活基礎調査では、要介護者と、それを支える家族が同居されている世帯のうち、要介護者・家族とも65歳以上の世帯の割合が6割を突破し、75歳以上同士も35.7%になったとしています。

介護を受ける側から見た主な介護者は、同居している家族等が45.9%、別居の家族等が11.8%、介護事業者は15.7%ということでありました。

別居、同居とも、主な介護者の7割を女性が担当し、介護は女性に対して大きな負担となっているようであります。

また、同居者の介護時間は、要介護度が重くなるほど長くなることは当然ですが、要介護3以上では、ほとんど終日が最多となり、要介護4で4割強、要介護5で6割に達しています。長時間の介護は、介護者の健康や精神に、深刻な影響を与えることが指摘されています。

1カ月の介護費用の負担は、要介護度が上がるほど高くなり、要介護1、要介護2は2万円ですが、要介護3で4万6,000円、要介護4で5万7,000円、要介護5では7万5,000円にもなります。

介護の分野において、多くの問題を含みながら高齢化社会に突入し、介護保険の重要性が高まっています。

一方で、老々介護の割合が過去最高になるなど、介護を担う家族の負担が極限まで重くなっていることも明らかであります。介護の社会化をうたって始まった介護保険制度が十分に機能せず、家族に重い負担を求める状況が強まっていると考えられます。

本市の老々介護の現状と、老々介護の解消に向けた取り組みについて伺います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） マイナンバーカードの保険証の問題、孤立・孤独になりやすい高齢者等の社会的弱者への対応と、まさに全国的に今、注目されている問題でございます。御質問ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のマイナンバーカードとマイナ保険証についてでございます。

初めに、マイナンバーカードに係るトラブルについてでございます。

本市におけるマイナンバーカードに関連したトラブルは、5月26日付で議員の皆様にも御報告いたしました。4月にマイナポイントの申し込みなどの支援を行う窓口で、他人の公金受取口座をひも付けさせた、誤登録に関する事案が1件発生しています。

本事案を受けて、本市の窓口で発生したミスを真摯に受け止め、現在は、入力内容の再確認やシステムへのログイン、ログアウトを確実に実施する方法について、マニュアルなどを用いて徹底し、再発防止に努めています。

次に、マイナ保険証による市内医療機関でのトラブル発生状況と、その内容についてでございます。

市内医療機関での、マイナンバーカードと健康保険証とのひも付けに関するトラブルの相談は、現在のところありませんが、氏名の漢字が旧字のため、一部が正しく変換されない方がいることについて、相談がございました。

次に、マイナンバーカードの返納事例と、その理由についてでございます。

本市では、マイナンバーカードを一旦受け取られ、それを自主返納されたケースが2件ありました。

返納理由は、いずれもマイナンバー制度に対する不信感や、所持することで個人情報流出するなどの不都合が生じるのではないかと、不安によるものでございます。

今後、マイナンバーカードの活用の幅が、さらに広がってまいります。また、国でも現在、総点検を実施しています。マイナンバーカードを所持することの不安を払拭し、安心して活用していただけるよう、市民の皆様伝えてまいりたいと考えています。

次に、マイナ保険証に係る、自治体や保険者の負担と対応についてです。

令和6年10月から、紙などの健康保険証を廃止した後に、資格確認証を保険者が発行する予定となっておりますが、現時点では、国から詳細な内容が示されていません。

そのため、保険者にどのような負担が生じるか把握できていませんが、健康保険証の発行事務と同様の負担が必要になるのではないかと考えています。

最後に、議員から御提案のありました国への要望につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が、既に法改正もされていることから、難しいと考えますが、健康保険証廃止後の対応については、全国市長会を通じて、国民や保険者などの関係者に混乱が生じないよう、十分な周知や情報提供を要望しています。

次に、2点目の高齢者などの社会的弱者対策についてでございます。

まず、個別避難計画の作成についてです。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑な避難を支援するため、個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされました。

本市では、計画作成に必要な事項を定めるため、4月に全体計画である避難行動要支援者・避難支援プランを全面的に改定するとともに、関係課で構成する個別避難計画作成協議会を設置し、全庁横断的に、計画作成を推進する体制を整えたところです。

個別避難計画は、優先度が高い者から作成することが適当であるとされており、本市では、避難行動要支援者名簿に登録されている方々のうち、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに居住している方の中から、今年度は50名程度を目標に、個別避難計画の作成を目指しています。

なお、計画作成には、自治会をはじめとする地域住民や、福祉専門職の皆様のご協力が不可欠ですので、皆様と協議しながら、実効性の高い計画の作成に取り組んでまいりたいと

考えています。

次に、孤独・孤立対策推進法の設立趣旨についてでございます。

日常生活もしくは社会生活において、孤独を覚え、また、社会から孤立していることで、心身に有害な影響を受けている状態にある方が増えていることを、大変深刻な問題と捉え、令和6年4月1日から施行されるのが、孤独・孤立対策推進法であり、孤独・孤立に悩む人を誰1人残さない社会、相互に支え合い、人と人のつながりが生まれる社会を目指すことが、法律の趣旨となります。

この趣旨に沿って、孤独・孤立の状態にならないための予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援、その状態から脱却するための取り組みについて、総合的な施策を推進することを目的とし、基本的な事項が定められています。

続いて、住宅確保要配慮者の現状や取り組みについてです。

離職や収入減により経済的に困窮し、住宅喪失、またはそのおそれがある方など、住宅確保要配慮者に対しては、家賃基準額の3カ月を限度として支給する、住居確保給付金の取り組みを行っているほか、社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援事業では、住まいを確保するため、不動産事業者への同行や、家主との交渉などの支援を行っています。

また、市営住宅では、居住の安定を図ることを目的として、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸していますが、その中でも特に困窮度の高い方、高齢者、ひとり親世帯、心身障害者世帯などには、入居者選考において、優先的に取り扱っています。

本市では、孤独・孤立に限らず、複雑・複合化する課題を抱える方が増える中、単独の支援機関や支援体制では対応が困難であることを踏まえ、現在、重層的支援体制の整備に取り組んでいます。

既にある法律相談や行政相談、消費生活センターなど、特定の困り事に対する市の相談窓口とは別に、複雑・複合化する困り事を抱える方たちが、どこに行ってもいいかわからないときに行ける相談窓口として、まるっと大竹を、10月1日から開設いたします。

開設に先立ち、包括連携の核となる社会福祉協議会、医療法人社団知仁会と市が協定を結び、分野や職種にこだわらず、参加を呼びかけ、賛同者を増やし、複数の支援機関による包括的な連携による支援を目指していきます。

次に、身元保証等高齢者サポート事業の本市の現状と課題、今後の取り組みについてです。

身元保証等高齢者サポート事業は、全国的に高齢単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加している中で、需要が高まっており、民間事業者の参入拡大が見込まれていますが、同時に、事業者の経営破綻に伴うトラブル等の被害も発生しているようです。

国の調査によると、従業員数が少ない小規模の事業所が多く、契約における事前説明の不足や寄附、遺贈に関しては、受け取り説明を行っている事業者が2割以下、また、苦情受付窓口を整備していない事業者が7割近くあるなど、事業者の選定の見極めが難しいことが、問題として挙げられています。

この調査結果から、身元保証等高齢者サポート事業に対して監督する法令や制度、事業

運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要であるという判断がされています。

本市では、事業参入や被害の有無について正確に把握はしていませんが、地域包括支援センターや、よりそいサポートセンターにおいて、高齢者の入退院時における、ほかの機関との連携や、権利擁護に係る、さまざまな相談に対する支援が行われています。

最後に、本市の老々介護の現状と、解消に向けた取り組みについてです。

国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会の到来が近づき、平均寿命が伸び続けている今、老々介護は大きな社会問題となっています。介護による心身の疲れを1つの要因として、高齢介護者が痛ましい事件を起こしていることも、記憶に新しいところです。

現代社会では、核家族化が進み、高齢夫婦だけの世帯も多く、長時間の介護のため、精神的にも肉体的にも疲弊しているにもかかわらず、相談する相手がいないといった家庭環境も多くなっています。

まず、介護者が孤立せずに、市や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの相談機関に相談していただくことが、問題解決の第一歩につながると考えます。

孤独・孤立対策、高齢者世帯への支援、老々介護への支援などの社会的な問題は、本市でも起きています。10月から開設する相談窓口「まるっと大竹」を中心に、包括的に支援する、本市独自の地域共生社会を構築していきたいと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 山崎委員。

○12番（山崎年一） 御答弁いただきました。

とりわけまるっと大竹、大変新しい企画で、これから注目していきたいと思います。

初めに、マイナ保険証についてお伺いをしたいのでありますが、一番問題なのは、高齢者施設の入居者等のマイナ保険証との関係、これが非常に、当初から心配をされております。

最近のことではありますが、政府がマイナンバーカードの管理や出張申請などのマニュアル、これをつくったということをお伺いしました。

それで、このマニュアルとはどんなものなのか。また、そのマニュアルで、今の高齢者施設や高齢者が抱えている問題が、どのように解決できるのかということについて、ちょっとお伺いしたいのでありますが、マニュアルの内容について、私、存じ上げておりませんので、どういうふうに、これから取り組んでいかれようとしているのかというところを、お伺いいたします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） よろしくお願いたします。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

一般的なマイナンバーカードの申請取得につきましては、9月末で一応の区切りがつくものとなります。これから、引き続き、まだ取得されていない方への積極的な支援が必要になってまいります。

議員の御質問にありますように、高齢者施設とか介護施設、こういったところに入所さ

れている方のマイナンバーカードの取得支援、これが必要になってまいります。

それらの支援を行う際に、先ほど議員がおっしゃいましたマニュアルというものが、本年8月、マイナ保険証、マイナンバーカードの取得方法、また、管理方法、出張申請の受付についての留意事項など、こういったものが記載されました福祉施設、支援団体の方向けのマイナンバーカード取得・管理マニュアル、こういったものを政府が公表しております。

今後はこれを受けて、本市におきましても、病院や福祉施設等出張申請受付などを行いまして、マニュアルに載った手順などを参考にしまして、介護施設、福祉施設等の申請の受付を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（北地範久） 山崎議員。

○12番（山崎年一） 大変、人手不足で、介護施設等、厳しい状況の中で、新たにこういった問題が出てきて、困惑されているのではなかろうかと思うんですが、それでこのマイナ保険証の関係のニュースというのは、日々、変わってくるといいでしょうか、次から次へ対策を打ち出されるということは、いいことではあります、逆に言えば非常に混乱をするという状況であろうと思うんですが、例えば、最近で言いますと、暗証番号のないマイナンバーカードを発行するというような報道もされました。

そうなってくると、マイナンバーカード自体が2本立てになるのかなという気もするわけですが、こういったことの情報というのは、これは新聞報道でもテレビのニュースでもあったと思うんですが、マイナンバーカードの保険証そのものが2本立てになるのか、そういったところについて情報がありましたら伺います。

それから、もう一点、デジタル庁が、マイナンバー総点検でひも付けの誤りを点検する必要がある自治体が、332自治体と公表をいたしました、広島県の場合は、障害者手帳や税金などに関するデータの確認を、各自治体に委嘱しておることの中で、広島県内の23市町は、障害者手帳の事務については自治体に権限があるわけですから、23市町がそれぞれ確認を進めるということのようであります。

本市の対応について、どういったことがあるのか、また、対象者が何件ぐらいかということが分かりましたら、お伺いをいたします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） まず、マイナンバーカードの2本立ての情報ということでございます。

まだ、報道等がありまして、国のほうから直接指示、または情報等は下りてきておりませんので、これから情報が来ればそれを確認しまして、内容を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） 身体障害者手帳の発行事務につきましては、広島県から権限移譲された際に引き継ぎましたシステムで行っておりますが、このシステムがマイナンバーに

対応していないために、ひも付けは行っていない状況です。

デジタル庁におきましては、身体障害者手帳に関するひも付けの総点検を、全国一斉に行うという方針で、権限委譲自治体である本市も対象として公表していますが、そもそも、ひも付けを行っていない本市のような自治体につきましては、総点検の必要がありません。このことにつきましては、デジタル庁にも確認済みでございます。

以上です。

○議長（北地範久） 山崎議員。

○12番（山崎年一） 今のはちょっと私、よく分からなかったんですが、必要性がないんだということなのですが、そうすると、このひも付けはどこがやるんでしょうか。その必要性がないということが、ちょっと分からないので、今の330何個の自治体は、しなければならんと。ただ、広島県の場合は委嘱しておるから、自治体がやらなければならんのだというのが、今の報道だったんですが、しなくていいんだということの、そのひも付けしてないから、では、ひも付けはどこがするのかと。ちょっとそここのところ、すみません、理解できなくて申し訳ないんですが、よろしくをお願いします。

○議長（北地範久） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 点検をしなくていいというところが、ひも付けがまだされていないので、しなくていいということなんですね。ひも付けはどこが行うのかということですが、する必要が生まれたら、それは、また市がやっていくことになるかと思えます。ただいま、できる状況にないので、先ほども説明しましたとおり、システムが対応していないというものを今使っておりますので、現在ちょっとひも付けができないという状況です。なので、ひも付けが必要になると、市がやることになります。

以上です。

○議長（北地範久） 山崎議員。

○12番（山崎年一） ひとつ、障害者はなかなか大変な生活の中での問題だと思いますので、よろしくサポートのほうをお願いします。

それでは、続きまして、2点目の高齢者と社会的弱者の問題で、ちょっとお伺いしたいのでありますが、高齢者の財産管理や身元保証などの、いわゆるサポート事業ですね。これは先ほどお話しいただきました、まるっと大竹でやられるのかなと思うのでありますが、対象者そのものが社会的弱者なので、信頼できる事業者をマニュアル化するといえますか、信頼できる事業者を確認できる制度的なものをつくらないと、この問題というのはなかなか解決しないだろうと思います。特に相手が高齢者でありますし、これから亡くなっていくという状況の中で、きちっとした制度をつくるということが、先に必要なんだろうと思います。

この制度ができないからこそ、なかなか問題が解決しない。そういったことについては、きちっと自治体が責任を持って制度をつかって、そのことをしっかりと住民に周知していくことの中で、安全対策をつかっていくということが必要だと思うんですが、このあたり、制度をつくることについてのお考えについてお伺いをしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北地範久） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 現在の大竹市の状況ですが、こういった事業所というのは、社会福祉協議会であるとか入所施設、そういったところにチラシを置いて、広告していくということが多いようです。

本市においては、チラシ等が確認されていないこと、また、消費生活センターにおいても、過去10年間で、実は1件も相談を受けたことがないということから、まだちょっと本市のほうには、こういった事業者が参入して来られてないんだろかなど、これは議員も、人口の関係で、数の関係でというお話をされてました。

その前に、今後どうかという話ですが、国が何らかの指針を出すのではないかと考えておりますので、そのときには国に合わせて考えたいと考えております。

もう1つは、大竹市の高齢化率は上がっていくんですが、実は高齢者数というのは、どんどん伸びていくという状況ではありません。65歳以上ということであれば、もうちょっと打ちどめ、75歳以上の方は、もう少し伸びます。これも、令和12年では、数とすればもう伸びない、これ以上伸びないというふうに、今、推計をしておりますので、数ということであれば、そんなにどんどん事業者が参入してということではないんだろかなと思います。

ただ、サポートをする人間というの数が減っておりますので、そのあたりを地域の力も使いながらというんですか、皆で見守れるような地域共生社会を築いていきたいというふうに考えております。

○議長（北地範久） 山崎議員。

○12番（山崎年一） ありがとうございます。

高齢者が少なくなっていくと、非常に喜ばしいことなのか、悲しいことなのか、ちょっと非常に悩む問題だと思っておりますが、これから外国人労働者なども増えていくということの中では、高齢者だけに限らず社会的弱者ということになると、やっぱり障害者も増えているようでございますし、しっかりとこれからの体制をつくっていただきたいということをお願いしておいて、大変いい、参考になる答弁をいただきました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は10時55分の予定といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時46分 休憩

10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） それでは、一般質問を続行します。

続いて、13番、日域究議員。

[13番 日域 究議員 登壇]

○13番（日域 究） それでは、市民の味方を代表しまして、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

さて、皆さんは県報を御存じでしょうか。日本国憲法ではありません。国で言うところの官報に当たるものですが、広島県などが条例や規則の公布やさまざまな告示などを広報するための、新聞のようなものです。

今年の6月8日の広島県のその県報に、大竹市がこれから行う地籍調査を、湯崎知事が国土調査として指定したことが書いてありました。多くの皆様は、一体何のことと思われるでしょうけれども、その説明のために、資料をお配りいたしました。タブレットを御覧ください。

左側の縦長のものが法務局の公図で、右の横長のものが、大竹市がつくった地番図です。ともに9月15日に新たに取ったのですが、法務局の公図は、私のミスで8年前のものがここに貼ってあります。内容は同じなので、間違えてパソコンにあった古いものを加工して貼り付けてしまいました。地番図は9月15日のものです。

それぞれ黄色に塗ってある部分が1つの具体事例ですが、公図には、地番が1つだけですが、地番図には3つ書いてあります。公図には載っていないのに、大竹市がつくった図面には3つも地番が書いてある根拠は何でしょうかという問題です。

法務局に備付けの大竹市の土地の地図、ここでは公図と呼びますが、精度が低くて問題があります。公図の下の方に、地図に準ずる図面と書いてあるのが、その証拠です。その精度を上げるためには、国土調査の再調査は避けて通れない道であり、それを決めた市長の英断を高く評価するとともに、議会としても、議員としても、市民に誤解と不安を与えないように、そして、正しく理解をしていただくように、側面から協力していかねばならないと考えております。

しかし、この再調査は、短時間でできるものではありません。完成までには長い時間がかかります。その間も、地籍の乱れた状態の多くは継続します。再度の国土調査を進める上でも、なぜこんなことになったのかを知っておくことは大切ですし、あわせて、地籍が正しくなるまでの間、固定資産税課税に問題はないのか、それを質していきたいと思えます。

大竹市は昭和29年に、昭和の大合併と言われたときに合併して、誕生しました。国土調査、ここでは国調と略しますが、それは合併の前の旧小方町で始まったと聞いたことがあります。そうなんですか。合併した関係でその国調が全市に広がって、昭和40年代までかけて、沿岸部においては終了し、山間部は手つかずのまま、現在に至っていると聞いています。では、大竹市の地籍は、なぜこんなにも乱れているのでしょうか。

まず、典型的な場所を紹介します。大竹高校です。県立高校のあの広い土地ですが、法務局の公図には、地番が全く入っていません。県有地として、全くもってずさんですね。広島県が用地買収をしたときの契約書の写しを見れば、多くの地番と所有者が載っています。でも、その契約書に図面はついていません。これを見て、広島県教育委員会もいいかげんなことするなど、正直思っていました。当時のことをさらに最近詳しく調べてみて、印象が少し変わりました。

どんな状況で用地買収が行われたのか、市役所内の記録を調べてみたんです。大竹市は昭和30年代に企業誘致に成功し、大きく発展しました。沿岸部にあった日本海軍の海兵

団などの跡地の有効活用ですよ。そこには海兵団のごつい木造の兵舎が残っていて、それを転用した大竹中学校と大竹高校があったのだと思います。当然その場所も、進出企業に引き渡さなければなりません。ですから、2つの学校の新築移転が必要となります。

中学校については、今の大竹中学校のある場所は元々が公有地ですが、大竹高校の場所は、民間の山と畑でした。広島県教育委員会と大竹市で委員会をつくって、学校用地の買収に当たり、学校への進入路の買収は、市が単独で行ったのかなと思います。

その交渉の記録を見ると、非常に面白いです。息子の就職を斡旋しろとか、代わりに土地が栄町だったら農地としての収量が低くなるとか、いろんな無理難題を吹っかけられています。

余談ですが、こんなことも分かりました。新しく高台に造る、大竹高校への進入路です。権現橋から警察署の前を通過して、そのまま直進して、大竹高校の敷地の南側の端ぐらいででしょうか、そこに直線的につなぐルートも、案として検討されています。でも、その案は、大竹中学校と大竹高校の通学路が近くなり、トラブルが増えることが懸念され、不採用になったと書いてあります。

そんな状況下で、時間も無い中、急いで用地買収を行ったんです。ではその頃、大竹市に金があったか。これが、ないですよ。大竹中学校は、多くの関係者が永久建築にしてほしいと希望しながら、一方では建築予算は足りなくて、結局、進出企業である三井石油に、建築費の3分の2に相当する、1億円余りを出してもらっています。

ちなみに永久建築ですけども、永久という意味ですよ。鉄筋コンクリート造りの当時の表現です。木造と違って、RCなら永久に保てるという意味なんですよ。時代が違えば、ものの見方が違うもんです。

それで大竹中学校は、昭和37年の夏休みに、新校舎に引っ越しをしています。当時の中学3年生の男子生徒は引っ越し作業に駆り出されたと、当の御本人から聞いたことがありますが、この状況であれば、さもありなんですよ。

私が調べたのは、昭和34年度から昭和37年度の、大竹市の決算です。その間の全てが赤字でした。一般会計で、繰上充用をやっています。今では想像もできませんが、すごい時代です。

また、その間にやっと地方交付税らしきものが始まっています。その前には、国が赤字補填をしてくれる制度があったと聞いたことがありますけれども、先人たちはそんな厳しい中で、大竹市の基礎をつくったんですね。ただ、残念ながら国土調査は中途半端に終わっていますが、そこまでは手が回らなかったというの分かる気がします。

本音を言えば、いっそのこと国土調査をしないほうがよかったのではないかとも思いますけれども、それもできなかったんでしょう。国土調査をやってしまったことで、厄介なことを生んだことは事実です。とはいえ、それらを含めて、後に続く者がそれを放置してはいけません。直すのは我々の責務です。このまま放置したのでは、頑張った先人の皆様に申し訳ないと思いますよ。

では、何をするのか。1つは再度の国土調査ですが、これはスタートしました。しかし、もう1つあります、不明地の扱いです。皆さん、不明地とは何か御存じでしょうか。

不明地とは、登記簿がありながら、その地番が公図に載っていない土地のことと、私は解釈しております。つまり、法務局の資料では、土地の所有者や広さは分かっても、公図に記載がないので、場所や形、そして、隣にどんな土地があるのかなどが、全く分からないですよ。絵に描いた餅のような存在です。多分、雑な国土調査が、多くの不明地をつくり出したのではないかと思います。

国土調査の前の古い地図である、字限図などにあった地番が、国土調査になって消えたものが多くあります。そこがずさんな処理の主要部分ですが、それでも出来上がったものは、大竹市がつくって、国や県が認めて、地籍図として法務局に納められた、唯一の公式な地図なんですね。

そこで質問です。大竹市には、今、一体どれぐらいの不明地があるんでしょうか。大竹市の土地の全体の登記簿、登記筆数と、公図に載っている筆数、公図には載ってないけれども地番図だけ載っている筆数、最後に、どこにも載ってない筆数、これらをお尋ねします。

あわせて、地番図だけに載っている土地の固定資産税額も、分かればお願いいたします。多分、多くあると思われま。そうであれば、それにも固定資産税を課税したくなるかもしれませ。

しかし、大竹市が作成し、国土調査という手続を経て作成された公図ですから、一般的には、その公図に載っていない土地には、固定資産税は課税できません。なぜなら、台帳課税主義という言葉がありますよね。

具体的に言えば、地方税の根拠法は地方税法ですが、そこで固定資産税を課税するには、まず、課税台帳をつくと書いてあります。そして、登記がある土地については、不動産登記の内容をそこに登録するとあります。つまり、登記簿があつて公図にその地番が記載してあることをもって、課税対象になります。

ところが、不明地は法務局の公図に記載がありません。その具体的な場所や形が分からなければ、何もできないです。宅地に柿の木を植えて固定資産税を安くする、そういうやからが世の中にはいますけれども、これを現況課税といいます。

登記簿上では農地でも、実際には駐車場に使われていれば、雑種地として課税されます。そこが実際にどうなっているかが分からなければ、土地の評価ができないんですね。評価ができなければ、課税はできません。

では、公図に記載がなければ、どうしようもないんでしょうか。そんなことはありません。地方税法では、公図の不備で課税に問題があれば、市長には公図の訂正を法務局に要請する権限が認められています。ちゃんと場所が分かれば、公図の訂正ができるんです。制度とすれば、なかなかよくできていると思います。

では、質問です。公図に記載がないものにも、公図の訂正をせずに課税するためだと思いますが、大竹市市民税務課は、どんなルールのもとに、地番図に不明地の地番を記載しているのでしょうか。場所や形はどう決めるんでしょうか。道路に接しているのか、いないのか。そして、宅地か、雑種地か、農地か。これらも、どういうふうに分かるんでしょうか。現地が特定できなければ、何も分かりませ。現地の特定、この手続、手法が

どのように定めてあるのか、教えてください。

私、この質問初めてではないんですけども、私の以前の質問に対する答弁を、ここで紹介しておきます。

地番図について、その根拠は、地方税法第380条3項を受けた大竹市税条例第73条に、「固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壌分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。」があり、それを受けて令和3年につくったのが、固定資産に関する地籍図等の記載事項を定める規則なんだろうね。これによって地籍図をつくっていて、それが地番図であり、それが課税の根拠だといったものでした。

ただ、それには、地籍図作成には地積測量図や航空写真を利用と書いてありますが、不明地に地積測量図が果たして存在するのでしょうか。それがあれば、普通は不明地にはなりません。何もなくて、航空写真だけあっても、場所の特定はできません。

そうではなくて、これは公図に載っている土地であっても、それだけでは一面的だから、課税に当たっては地域測量図や航空写真でさらに分かりやすくしなさいというのが、法の趣旨ではないかと思われます。

地積測量図は、隣地の地権者との境界立会から始まる一連の手続を踏まえて、通常は土地家屋調査士がつくるものですが、不明地にそんなものは、一般的にはありませんよね。この規則自体が後追いで、令和3年につくったものですが、さきの答弁は、今思えば、地方税法の趣旨を逸脱しているように思います。

ここで、大阪市の例をお話しします。これは偶然見かけたんですけども、大竹市同様に、地番図がネット上にあります。そして、法的根拠はありませんと書いてあることも同じです。でも、その後が違います。正確なことが知りたい場合は法務局の公図を御覧くださいとあるのですが、ここが大竹市とは決定的に違います。

質問を繰り返します。大竹市の地番図に、公図には記載のない地番を書き加えるときの、事務手順を定めたルールをお示してください。

また、それがあるのであれば、そこで公図には記載のない地番を加えることができる条件は何でしょうか。本人の同意、隣地の同意は必要なんだろうね。あわせてお尋ねいたします。

2番目の質問です。次は、再生可能エネルギーの問題です。

風力発電に関する質問をして逮捕された方がどこかにいましたけれども、私は太陽光発電の質問をさせていただきます。

太陽光発電は、FITを中心に、経済産業省が普及を図ってきました。目的はCO₂の削減ですが、ソーラー発電の装置が高くて、電力会社から買う電気料金が安い時代には、環境のためによいことではあっても、損してまで設置する人は多くはいませんよね。それでは普及しません。ですから、ソーラー発電分は市場価格よりも高く買えますから始めませんかというのが、FITでした。

しかし、今では電力会社から買う電気は非常に高くなり、反対にソーラー発電の機器の値段が下がり、FITで売れる価格がそれにつれて下がってますから、これでは逆に面白く

ないですよ。

そんな中で、今度は環境省が、PPAという新たな方法の普及を図っています。ソーラー発電の機器が安くなったのですから、自分で設置して使いませんかというものです。一旦設置すれば、コストは設置費の償却費だけで、ランニングコストはゼロですから、原油やLNGがさらに値上がりしても、影響は受けません。そして、PPAの特徴は、余分があれば外部に売ることもできるということです。ですから、市町村でも導入が増えつつありますが、大竹市も一考の価値があるように思います。

設置自体は民間企業が行い、大竹市の資金負担はゼロです。大竹市はそこから安く電力の供給を受けます。使い切れない電力は、外部の民間企業に売ることもできます。イメージ的にも、売電でもうける大竹市よりも、CO₂の発生しないソーラー発電で庁舎の電力を賄う大竹市のほうが、イメージアップにつながります。導入する自治体が増えているのもうなずけます。

今年の夏も暑かったですよね。そして、雨が降れば大雨です。これは人ごとではありません。それで、大竹市も環境先進自治体として、PPAを導入してはどうかと、考えをお尋ねするものです。

繰り返しますけれども、まず、PPAですが、民間企業の資金で、大竹市の建物等にソーラー発電を設置します。それを大竹市自らが、電力会社より少し安い料金で供給を受けます。大竹市は投下資金ゼロで、CO₂対策に貢献でき、その上で、電力会社よりも安く電気が使えます。信用ある大手企業が相手であれば、悪くはないと思いますし、環境省も後押ししていますが、この話を聞いて、その感想を伺いたいと思います。

自然を破壊するわけではありませんから、公共施設の屋根とかに、上手に設置することは悪くないという気がするんですけども、もうこのように自然環境が変わってしまうと、もちろん大竹市がどうかしたぐらいで変わるわけではないんですけども、でも、何かをしようよという気はいたします。市長のお考えを聞いてみたいと思います。

壇上での質問は以上です。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 長年の大竹市の課題である、精度の低い公図の改正問題、それから、地球温暖化の問題についても、すぐには解決できないことですが、小さいことでも一步一步進めることが必要であるというふうに認識しております。御質問ありがとうございます。

まず、固定資産税の課税方法の見直しについてでございます。

1点目に、本市における不明地の筆数についてでございます。

不明地には2通りあります。法務局の公図に記載がない不明地のうち、現地に確かに存在しているものと、公図上でも、現地でも、実際にどこにあるか分からない不明地です。このため、公図のデータを市では管理していないこともあり、その筆数については把握していません。

ちなみに、市内に登録されている土地全体の筆数は、約4万9,000筆程度です。

2点目に、市の地番図に、公図にない地番を記載するときの事務手順を定めたルールや条件についてです。

本市では、規則や規程などを定めていませんが、現地調査により存在が把握できた場合に、課税台帳に記載しています。

地番図の記載が、法務局の公図の内容と一致していることに越したことはありません。しかし、市の地番図は、固定資産の持つ効能が発揮される対価とした、応益税としての性格を持つものとして課税していくことが目的であり、不動産の存在を確定させるための境界立会や、土地の取引を記録するという不動産登記とは目的が異なるため、公図に記載がないという一点だけで、課税できないものではありません。

また、地方税法において、固定資産税における土地等の所有者は、登記簿または補充課税台帳に記載されている者を言うとしています。地方税法において、登記されていない固定資産でも、現地の課税客体が存在することにより、補充課税台帳を作成し、それを根拠に課税することができる制度となっています。法務局の公図への記載の有無が直接の要件ではなく、公図のみで固定資産税の評価をしなければならない規定はありません。

したがって、本市の地番図に、公図に記載のない地番を加える条件としては、公図にない地番を一律に不明地として取り扱うことはせず、課税客体である現地の土地の状況、航空写真や登記簿の情報など、客観的事実を加味し、地番図に反映させるようにしています。

このため、所有者や近隣の方に土地の使用状況などを聞き取る際には、丁寧な説明を行い、理解いただくよう努めていますが、課税手続の段階で、所有者及び近隣の方の同意を得ることは行っていません。納税者の方々には、課税の内容について、課税通知や縦覧・閲覧制度を利用して確認していただくものとなります。

最後に、公図にない土地の課税を控えてはどうかということについてです。

本市において、登記簿にあって公図に記載のない地番については、宅地だけでなく、田・畑・山林などを含めて相当数あると考えていますが、個々のケースによって、その対応も違いますので、本当に不明なものかどうか、慎重に判断する必要があります。

納税者から不明の土地などの申し出を受けた際には、しっかりと調査を行った上で対応する必要があり、一律に不明地として課税保留とする取り扱いは行っていません。

今後、これら公図に記載のない土地の状態を解消するために、時間がかかるものとはなりますが、本年度から実施する地籍の再調査の結果を踏まえて、その成果を地番図にも、徐々に反映させていかなければならないと考えております。

次に、CO₂削減のためのPPAの導入についてお答えをいたします。

御提案のPPAモデルとは、第三者所有モデルや電力購入契約モデルなどと呼ばれる、太陽光発電設備の設置方法の1つです。PPAモデルは、企業や自治体が所有するビルの屋根や空き地をPPA事業者に貸与し、PPA事業者が太陽光発電設備を設置するものです。

企業や自治体は、初期投資ゼロで太陽光発電設備を設置できますが、発電された電気を、PPA事業者から購入することになります。

PPAの課題としては、15年から20年の長期契約になるため、大規模改修や廃止予定の

ない施設を選定する必要があることや、施設によっては設置場所や設置枚数が限られ、設置面積や日射量などにより、電気代の削減効果が低くなることもあり、メリットの有無を判断するのが難しいことにあると考えています。

また、市の施設においても、新たに太陽光発電設備の設置を考える場合、重量物を屋上に設置することにより、構造上の影響、設置可能な面積や電力使用量の多寡などを調査し、慎重に判断する必要があります。

市では、第2次大竹市環境基本計画の基本施策として、地球温暖化対策の推進を掲げています。民間資金を活用するという新たな手法は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及を後押しするものの1つであり、今後、他の自治体や民間企業がどの手法を採用したかなどについては、情報収集し、研究してまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

非常に難しい話で、正直言いまして、質問するのも大変なんですけれども、ただ、今の私の想定範囲の御答弁をいただきましたけど、例えば、課税要件法定主義だったかな。税というものは料金とかと違いますから、法的な裏づけがちゃんとあって、課税されるべきものだと思います。

そういう意味で、さっきの不明地について、それを課税対象にするか否かのルールというものはないんだという答弁がありましたけど、それはちょっといかなものかと思えるのと、もう1つは補充台帳という言葉がありましたけど、これは、登記がない土地、例えば、建物なんかは典型ですけれども、登記しない人もいますからね。それは建物は造ったけど登記しない、でも、課税対象という場合に、補充台帳に書くわけです。

例えば、あるかどうか知りませんが、勝手に池を埋めたとか、海を埋めるのは大変でしょうけれども、そういうふうに、土地の登記がないけれども実際に土地があって、そこで使ってる、そういうものを書くのが補充台帳であって、登記がしてあるものは補充台帳ではなくて、課税台帳だと。課税台帳に当然、図面がくっついてるんですけども、その図面も公図がくっついてると。その公図そのものも、元を正せば地方自治体がつくったものですから、自らつくったものが違ったら直せという条項もあるわけですから、ちょっとそこところは問題があるような気がしますが、私、それがよくないって言って追及するような気は、本音から言うと、ないんですよ。やめたらという気がするんです。

例えば今回、正直言いまして、ヒアリングのときに、筆数ですよ、登記の。それで登記簿の数は、もちろん簡単ですから、分かりますよね。それから、公図に載っている筆数があって、載っていない筆数がそれなりにあって、そのうち場所が分かるというふうに市が判断しているところが当然あるわけで、それが地番図に載っているんでしょうけれども、それが分かっていると思ったんですよ。課税している以上、その件数が分からなければですね。

だから、それが分からなかったらやめましょうというか、課税するという立場もそうで

すし、やめようという立場においても、そのぐらいただったら費用対効果ではっきりしませんよねって言いたかったんですけども、ありませんって言われて、正直、本当かなと思いいながらも、そう言われたら、議論がなかなか前へ進まなくなるんですけども。

例えば、地番図というものを、大竹市は業者に頼んで毎年つくってるのではないかと思いますけれども、何百万円かは毎年かかっていますよね。それなんかも、公図でやれば要らないですよ。公図を使ってやれば、もうそれで終わりですから。

もちろんその分、税収は減りますよ、減りますけれども。どのくらい減るか分かれれば、公図にないんだから、やめとこうと。もちろん、今のやり方、私がつけた資料がありますよね、地図があって、面積があって、別に、公図では筆が1個しかないわけですけども、その登記簿と現地の面積を比べたときに、面積が著しく違えば、現況面積で課税することもできるというふうに、土地の評価基準に書いてありますよね。

だから、不明地がここにあるんだって無理に言うより、この面積でもちょっと違いますよねという手もあるわけですよ。そのやり方もあるんだろうというのが1個ありますね。これも聞いてみたいです。

それと、不明地ですけども、例えば国土調査をやりますよね。国土調査をやる目的が、不明地の解消とは違う気がするんですよ。現地へ行って、境界立会をして、面積を測り直してその地番を直すんですけども、この不明地は大竹市が固定資産税の課税上は、自らの地番図に載せてますけれども、それは法務局から見たら全く対象外、法務局の立場から見れば、ない土地ですからね。

だから、私も最近そういうことを経験して思うんですけども、公図にない土地の方は、境界立会もできないですよ。ここはうちのだから、境界はここだって、いや、あんたの土地は公図に載ってないから、あんたは寄せてやらないと言われたら終わりですからね。

それと、さっきに戻りますけれども、不明地というものが、やっぱり登記簿の紙は誰かが、昔だったら、バインダーを外して持って帰ったら消えるかもしれませんが、今はデータですから、そんなことはできませんよね。登記簿自体は普通、なくなったりしません。でも、現地は常に動くわけですよ、極端なことを言えば。固定物があれば動きませんが、そうでなかったら、現地というのは、よくあるわけですよ。

私も10年前に買った土地を、この前再調査したら、かなり違ってましたよね。20年ぐらい前ですから、20年ぐらい前に売る側がちゃんと測量して、地積測量図までつくって、法務局にありましたけど、最近再調査したら、相当違ってました。そんないいかげんな測量をしているとは思いませんけれども、精度が変わったのか何か知りませんがね。

面積なんてある意味、そういうところがあるんですけども、例えば、ここの今の私の資料で渡した黄色い土地があるではないですか。黄色に塗った土地を、これ、地籍調査したら、公図に書いてある地番の面積が正しくなるのではないかと思いますよね。一緒に書いてある2つの地番は、これは、では、なしよねって、消えるのかどうかですよ。あるいは本格的な不明地になって、そのまま残るのではないかと思いますよね。

だから、地籍調査を再調査をするがゆえに、こういう公図に載っていない土地は、もうとりあえず課税対象から外すというほうが、市民に対しては説明がしやすいのではないかと

と思うんですけれども。

ばらばらと質問しましたが、ちゃんとメモしていただいていたら、御答弁をお願いしたいと思います。これがけしからないと言うのではなくて、ルールにのっとって、ちゃんとやりましょうと。そうすると多分、市民税務課の担当者の方も、やりやすくなると思うんですよね。大きな意味で、ある種、DXか何か知りませんが、行政の効率化ですよ。さっきの質問の中に、まるっと大竹ってありましたが、固定資産税も丸っとやりませんか。よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） 非常に難しい問題ではございます。

しゃくし定規に言いますと、公図というものは国土調査法に基づきまして、地籍を含む国土調査の結果、この写しが登記所に送付され、これがそのまま公図になるというものになります。

一方、地方税法上では地籍図、大竹市では運用上、これを地番図と言っているわけですが、地方税法の中で規定され、固定資産の評価に必要な資料の1つとして備えているものでございます。これは、地籍図等の作成、更新については、市町村長に裁量として権限が与えられているという形になります。

このため、一般的に公図がない場合は、場所が分からないではないかという御質問ではございますが、現状、課税する側に立ちますと、先ほど市長の答弁にもありましたように、公図にないという理由だけで、課税ができないものではございません。

たとえ公図に表記がない場合でも、地方税法に基づきまして、課税評価を行うために必要になるもの、これを本市が地番図として備えているという形になります。これは過去からの地籍が表示された図面とか、また、登記所の公図、航空写真等、さまざまな資料を活用しまして、土地、地番図を備えているものでございまして、これらに基づいて、明らかに存在するものとして土地を認定して、課税を行っているということです。

これが明らかに存在するというのは、では、どういうことなのかということになるんですが、例えば隣接する複数の地番などで一部が公図にないという場合は、多々ございます。これは、過去の登記の切り替えとか分筆とか、そういったときに図面が漏れていたとか、そういういろんな理由があるとは思いますが、そういった部分が生じた場合に、登記簿上に存在はしております。明治、大正、昭和と同一所有者、同一地目の土地として整理され、さらに過去の登記簿、こういったものも見ても、移転登記や地目変更など、移動履歴も全く同じ状況であり、現況の地番図の計測面積も、登記地積の合計を下回っていなければ、これは同一所有者が同一管理している明らかな土地として、客観的事実がそこに存在していると考えられます。

固定資産税は、応益税としての性格を持つものとして、本市では固定資産税の課税という形で地番図を整理しておりますので、ここが公図と地番図の形が違うとか、あとは地番の記述が違うということになってまいります。地番図としては、課税を目的として整理をされているということで、こちらは考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 地籍調査担当部長。

○建設部地籍調査担当部長（小田健治） これから行おうとしております、地籍の再調査でございます。

地籍の再調査を行う場合につきましては、登記簿とか、あるいは法務局にあります登記所地図、あるいはその登記関係の附属書類、それと、現地の地形、地物等のそういう資料とあわせて、土地の所有者の方、これの現地で確認していただいて、境界を確認していくというのが、基本的な流れになってまいります。

今お話がありましたように、例えば、公図に今1つの地番しかありませんと。だけど、公図に表れていない、例えば、近隣の地番が、先ほどの資料で行きますと、他にプラス2つほどございますという場合で、この周りの土地との境界ははっきりしていると。ただ、地番が今、1地番しか入っていないという場合につきましては、想定される手続といいますか流れとしましては、その土地の所有者が同一所有者ですと、あるいは、字も同じで、地目も全く同じということになった場合に、その土地の所有者の方が、もう中の境界がどうなるか分からない、だけど、この地番についてはもう1つの地番にしてもらえないかというふうな話が現場で出てきた場合について、あと、いろんな細かい条件もあるんですけど、もしその条件が合えば、いわゆるそれを合併するというふうな対応ということも、一応、可能にはなります。

もし、仮に合併という形になりますと、地籍調査では合併という言い方をしますけど、それで最終的に縦覧が終わっていきますと、最終的にそれが法務局に成果物が送られますので、今度はその法務局のほうにおきましては、合併されたものについて、今度は合筆の登記という形の中で、地番が、ほかの地番はなくなって、1つの地番だけが残るというふうなことは可能になっております。

ただ、該当する地番が本当にどこにあるか分からない、ほかの地番が分からない場合については、やはり地籍調査におきましても、現地確認が不能ですというふうな土地という形に対応せざるを得なくなります。その地番については登記簿上は現地確認の不能で、法務局の公図についても、もう現地確認できないので、公図には載せられないというふうな形になってこようかと思えます。

地籍調査をすれば、土地がどうなるかというのは、その状況によって判断していくという形になります。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） ありがとうございます。

話があちこち行って、記憶が追いつかないようになりそうですけれども、今の部長のおっしゃったことですので、それ、合筆できれば、できるのかもしれませんが、ただ、私、開発公社の一応、理事ということで、小方の開発公社の土地を時々見てますけれども、公社の土地の中に不明地らしきものがあつたんですけれども、それを、その不明地の所有者から、寄附を受けましたよね。寄附を受けた途端に地番図に載つたんですけれども、状況が全く変わってないのに、地番図に載りましたからね。やっぱり、その基準はかなり

曖昧だなという気がするんですけども、さっき市民税務課長の御答弁の中で、大竹市の考え方はと言われましたけど、それについて明文化したものがないということなんですよ。

そうなんですよね。こういうルール、例えば、それが条例であれ規則であれ、何でもいいですけども、こういうものが内規としてありますと。これを基に大竹市は判断しますというのがあればいいですけども、それがこうですって言っても、実際になれば、やっぱり、あまりよろしくないですよ。

さっきの話を総合して、この不明地をどうするんだって、消せるんかと言って登記官に聞いたら、何て言ったかと言ったら、それは我々の仕事ではありません、市の仕事ですって。ほんまかいなと言った頃にちょうど5時15分になったので、電話を切りましたが、答えには行き当たってませんけれども、そんなことも含めて、だから大竹市がやってることは悪いと、私、今、糾弾してるわけではないですよ。やめませんか。

さっきのまるっと大竹というのはすばらしいことだと思いますけれども、やっぱり四角い部屋を丸く掃除することも時には必要なので、そうすることによって、行政がものすごく楽になりますよという言い方も変ですけども、実はこの前、今月の11日だったか、益田市に行ってきたんですよ。土地の課税でちょっと話題になった裁判がありまして、報道とかでは、もう一般論過ぎて具体が見えないので、生まれて初めて会派として視察に行ってきましたけど、そうすると、具体的な資料をくれました。

言っでは何ですけども、大竹市も田舎ですけども、益田市も似たようなものですよ。土地も200平方メートルないんですよ。だから、そこの固定資産税というのは、金額からしたら僅かなものだと思いますけれども。大竹市と違うところは違いますし、いろいろありますけれども、登記上は、もちろん登記はありますよね。それで公図には載ってるんですよ。公図の精度は大竹市の方がまだましかもしれませんけれども、公図には載ってません。

だから台帳課税主義ということで、課税台帳に当然載ってますから、第一義的には課税対象ですよというので、市は課税していたんですけども、現地が分からないじゃないかと言われて、最終的には現地が確認できない、面積が把握できないということかな。それで課税はできないという結論になって終わったんですけども、公図に載ってるということは、まずは、第一義的には課税対象ですよ。

公図に載ってないけど、あそこに土地があるではないかと。例えば大竹高校があって、あれを民間が持ってると思いますよね。それであの広大な土地を持っていて、公図にないわけですよ。では、課税しないのかというと、実際の大竹市の地番図には、大竹高校も6つぐらい載ってましたね、地番が。それが全部ではないと思いますけれども、それはそうになったら、何とかしようとなると思いますからね。その、ある意味では程度問題とか、効率の問題とか、いろんなことがあるとは思いますが。

さっきのあの黄色いところは私が住んでるところですけども、これ、知りませんよ、私の父親が個人売買で、いろんな事情があって買ったんだと思いますけれども、同級生から買ったって言ってましたから、そういうものですけども、だから中のことは分かりま

せんよね。こうらしいとか言って、こうなるとるって。

だから私も登記を見ただけでは分からないわけですから、大竹市の場合は地番図を見ないと分からないと。それが正しいという根拠がどこにあるか分かりませんが、地番図を見たら、それらしきことになってますし、それで固定資産税もそれらしきもので来ますから、では、あれはうちの土地だろうと思って、相続登記とか、するではないですか。それである意味、信頼がそちらに高まっていくのかなという気もしますけれども、本当はどうなんだと言われたら、分からないですよ。

行政がやった過去の手続とすれば、国土調査ですよ。確かに国土調査のやり方が雑だったかもしれないけれども、それがまずあって、それを基に課税するというふうになってますからね、課税台帳は登記から移すわけですから。だからそれではないものをしようと思ったら、一定の説得力が要りますよね。その一定の説得力が要るところにおいて、大竹市は、さっきの御答弁では、明文化したルールはないと。口伝で伝わってるのかなと思いますけれども、そこはやっぱり、ないとおかしいのではないかと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） 明確なルールという部分についての範囲というものになるんですが、担当者が現地を調査するとか、こういう形で課税するとか、事細かに定めたルールというのは、確かにございません。ただ、地方税法や大竹市の制定した規則にのっとり、事務を行っているということは確かでございます。

確かに、周囲にどこにもない、全く登記簿とも一致してないとか、公図とも一致してない、そういった全く分からない部分については、この課税客体がないという形で、現地不明地という形で整理し、課税保留を行っているものでございます。

ただ、一般的には、不明地としても、そこに課税客体があるとして課税をし、これは年に一度課税通知という形で、納税者の方にお送りをしております。そこに異議申し立て等がなければ、納税者の方も、確かに自分の土地がそこに存在し、利用しているんだというふうに認識をされていると考えておりますので、そういった部分も含めて、一緒にたに不明地を課税保留というのは、難しいかと考えております。

今のところは、確かにそこに、現地でも登記上でも分からない土地、こういったものを課税保留として整理をさせていただいております。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 難しいですね。でも、よく分からなかったら、課税をしないほうが自然かなという気はするんですけども、課税通知を送ったら、ちゃんと異議申し立てもなく、納税してくれるというのは、私も知ってますよ。知ってますけれども、私はとりあえず文句を言う気はないですけども、ある意味では、ちょっと不安定なあれですよ。

よう分からんけど、請求書を送ったら払ってくれたよねっていうのも、行政のありようとしてどうかなという気もするんですけども、では、これをやめるかというときに、総数は分かりませんかとか、総額は分かりませんかと言われると、検討もできないし、言い方

変えたら、そちらもそんな検討はしたことがなくて、あれは課税するんだ、ばかたれって先輩に言われて、そのやり方が今も続いているのかなと思いますけれども、地籍の再調査をするに当たって、今の明文化されてないというところが非常に問題だと思いますから、そこでやっぱり基準をつくるべきではないかなと思います。

さっき言いましたけど、益田市まで行って一番意外だったのは、かなり広い土地か何かで、その裁判をする金銭的な価値があるとか、訴えの利益というではないですか。そういうものが金銭的にあるのかなと思って期待して行ったんですけども、明らかにないだろうと思います。

やっぱりこれは、NHKの不払いではありませんけど、あいつが払わんのにわしは払えるかという、割れ窓理論でしたかね。ガラスが割れてると、みんながどんどん悪い方向に行って、まちが荒廃すると、あれはニューヨークの話でしたけど、そういうものと一緒で、やっぱりルールのもとに、きちんとされているということがあって、では、変なことしたらわしもおかしいよねって、笑われるよねと思って対応するわけですから、こういう問題は結果オーライというものもありますけれども、ぜひ、もうちょっと踏み込んだルールをつくってやるか、それか公図に載せるかですよ。

それも前に質問したことがありますけれども、年間一、二件かな、あった気がしますけれども、それも、もちろん法務局がそれをするときに測量しろって、必ずではないけど言ってきて、測量したのでは採算が取れないからやらないんだという答弁も、たしかあったような気がしますけれども、この法務局の対応も少し問題があると思いますけれども、やっぱり公図というオープンにしてある情報というのは、全ての基本ですから。だから課税もそこを基本にするのが、一番理にかなってますよね。

だから、とりあえずそうではないことをするのであれば、明文化したルールをつくってほしいというのと、それと方向的には、不明地については課税をなくすというか、同時に不明地もなくすというか、そういう方向で進めてほしいと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（北地範久） 市民生活部長。

○市民生活部長（中村一誠） 今度の再調査、これはやっぱりいい機会というふうに捉えております。不明地も、やはりなくしていくというのが、基本的な考え方だと思いますので、分かるものについては、できるだけそれをなくしていく努力をしていきたいというふうに思います。

今あるのは、基本的にはそこにあるという蓋然性が非常に高いという土地を、課税客体として取り扱っているというふうに考えておりますので、その辺を御理解いただければというふうに思います。

○議長（北地範久） 明文化についてはいかがでしょうか。

市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） ルールの明文化ということでございます。まずは、どういったルールが必要で、どういった形で担当者が、そこを課税するために動いていくのかというところが必要になってくるのではなからうかと思っております。

それを記述として残すのがいいのか、非常に難しいところではございますが、ちょっとそこは他市の状況とかも含めて、研究したいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） そろそろやめようと思いますけれども、ただ、いろんなケースがあつて、いろんなところで、日本も広いですから、いろんな人がいて、裁判を起こしたりするわけですけども、どちらかというところ、そういうやり方は、次第に負けているというか、押し込められていますから、ひょっとしたら、ある意味、裁判というのは究極の第三者評価ですから、一番いいのは、もっと気楽に裁判を使つたらいいと思いますけれども、それはうちの土地でも、あんな物はうちのではないと言つたらどうなるかなという気はしますけれども、だからそういうグレーゾーンは、極力減らして行ってほしいなと思います。

さっきのは、御答弁はもう要りませんが、やっつてることを明文化すればいいわけで、明文化するために別に、構えなくてもいいわけです。皆さんが今までやってきたことを、こうする、ああするって。現に人事異動で入れ替わっていけば、先輩が後輩に伝えてるはずですからね。それは実際、ひょっとしたらメモか何かあるのではないかと、私は思うんですよ。極端に言えば、情報公開の対象かもしれないませんが、そんなことを言うのではなくて、やはり今あるものを、やっぱり役所ですから、形で残してほしいなと思いますけれども、それは要望で結構です。終わります。

次、行きます。

○議長（北地範久） 質問の途中ではございますが、議事の都合により、暫時休憩としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

再開は13時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議事の都合により暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 2 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、日域議員の再質問から行います。

日域議員。

○13番（日域 究） 2つ目の再質問から、よろしく願いいたします。

この問題について、私がああしろ、こうしろと言える立場にはないですから、これはお伺いをしてみるという話ですけども、行政というのは、きちんと義務を果たすというのが第一義的な立場だと思っておりますけれども、それ以外に、積極性を持つ場面というの、当然あつていいような気がします。

このCO₂対策も、それは全世界とか日本全国を見たときに、大竹市の存在って、それは小さなものですけども、やっぱり東京都が家の屋根にソーラーパネルをつけろって言ったみたいに、やっぱり個人も含めて、やっぱり少しでも努力しなくてはいけないなとい

う気が、正直するんですけれども、どういう理由か私、聞いたことないですけれども、大竹市において、あまり、私が知ってるのでは、大竹小学校にソーラーパネルが見えますけれども、新しい学校にちらちらあるのかなという気もしますし、木野集会所の上に何かしら乗ってますけれども、町によつたらもう、公共建物の屋根にも、F I Tの時代かもしれませんが、ソーラーパネルを一生懸命並べた町もありますし、それはどれがいいというわけではないですけれども、大竹市は幸いなことに、幸いなことでもないかもしれませんが、今のところあまり、そういうことはされてないというか、そういう気がするんですけれどもね。

正直言ってヒアリングのときに、さっきもありましたけど、建物の耐久性というか、強度というか、確かに国が決めたときに、山林の開発においても、ソーラーパネルだけはちょっと特別扱いして、全国にわっとできましたから、ああいう流れの中でできたものですから、建築というか建物についても、ルールは若干甘いというのはあるのかもしれないね。

後でヒアリングなどで調べてみたら、建築基準法にも何かそういうのがあったような気がしますけれども、義務ではないと最後にあったような気もしますけれども、確かに建物のオーナーといいますか、その考え方によって、かなり差があるのが現実ですよ。

例えば、大竹市において、建物、一般的には公共建物の屋根になるんですけれども、大竹市の特徴として、小方学園の後ろの山があるじゃないですか。あの山は売却予定地に入っていたような気もしないでもないですけれども、なかなか使い勝手はよくない。でも、高台の立派な土地なんですけれども、あそこなんか、こういうものを置くには、どんぴしゃのような気もするんですけれども、どうなのかな。それが経済的なメリットも一定あって、そして、環境にもいいとなれば、逆にやらない手はないような気もしないでもないんですが、その辺のお考えがあったらですね。

もちろん建物もですけれども、あそこであれば強度は問題ないですからね、どう考えても。それと、たちまち、そう簡単にほかの目的に転用するというのもないように、私は思うんですけれども、どんなものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 今、お話のございました、小方小・中学校の上の高台ですね。グラウンドエリアより約30メートル高く、非常に日当たりもよいところは、誰しも認める場所だと思います。

今、建築制限の立場で言いますと、特にソーラーパネルは建築物ではない、工作物というところで、建築制限はございません。御存じのように、地盤も非常に固いというところがあります。建築にするといろんな制限があって、今のところ規制上無理ということなのですが、建築物はですね。ソーラーパネルというのは、あまりそこまで今まで考えたことはありませんでしたけど、ちょっと十分検討はしていませんが、可能性がゼロというものではないと考えています。今後の研究事項というところで、回答させていただきたいと思えます。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番(日域 究) 私、谷和の件があったではないですか。あのときに、どっちかという
と地元の人には反対していたのは当然あるんですけども、ああいう自然を壊してCO₂と
いうのは、プラスとマイナスの両方がありますよね。あのときに私がああいうことをする
と、世の中にはもう、ああいうことに根こそぎ反対の人もいるわけですね。もう全てが反
対。

私は、ケース・バイ・ケースで、あのケースは反対と思ったんですけども、どちらか
というと全面反対の人が寄ってくるんですよ。これはいろんな、人はそれぞれ自由です
から、タイプがあるんですけども、やはり今の環境を考えたら、可能な範囲で何らかの
ことはしなくてはいけないでしょうし、その中の太陽光発電なんかは、最も害が少ない話
だと思いますけれども。

このPPAについて、たまたま今日の日本経済新聞にも、記事もあった気もしますけれ
ども、コマーシャルもありましたね。今からやっぱり、もちろん日本は大幅に出遅れてま
すから、立地条件のいい国に行けば、もうソーラーパネルでつくった電気のコストが、あ
れは1キロワットアワーというのかな、もう、何円ですよ。

さっき、最初に私が言いましたけど、例の逮捕された方がいましたよね、国会の質問を
して。あの件も、ある意味では、あの業者の人から漏れたんでしょうけれども、大手がが
ばっとものすごく安い値段で取ったことについては、日本の高い電気を革新するというか、
もう根っこを変える画期的な出来事だったというふうに評価する人もいますし、民間企業
も含めて、いろいろやっていく必要があるんでしょうけれども、可能なことはやってほし
いなという気がします。

昔、出雲に、あの人も後で国会議員になりましたから、あまり言いたくはないんですけ
れども、出雲市長にちょっと有名人がいましたけど、昔、国会議員になる前ですけども、
講演を聞いたことがあるんですけども、非常に印象に残って、あの方はアメリカの証券
会社の副社長だったという、副社長ってアメリカに行ったらたくさんいますから、日本の
副社長とは意味が違いますけれども、市長になって給料が10分の1になったと当時言っ
てましたけど、その方が言ったのが、民間企業の社員が一生懸命働いたら、黒字が増えます。
行政の職員が一生懸命働いたら、赤字が増えます。ですよ。行政というのは、民間がで
きないことをやるわけですから。

だから、行政が何にもやらなかったら、絶対黒字ですからね、と。だから行政が黒字っ
て褒められたことではないですよ。あの当時、市長だったような気がしますけれども
も。ある程度は、だから、これをやったら赤字になるとは思いませんけれども、ある部分
においては積極性も必要かなという気がするの、今の部長のお話も、特段マイナス要素
はないという感じでしたから、あれ以上、今ここでは、やりますって言ったら大ごとで
すから、それは無理でしょうけれども、いろんな意味で考えてみてほしいなと思います
が、もう1回、何か、できたら市長から御答弁いただきたいと思います。

○議長(北地範久) 市長。

○市長(入山欣郎) 行政を運営する上で、エネルギーというのは大きな問題でございます。
ありがたいことに大竹市は、中国電力が発電、大竹市への供給は、ほとんど水力発電で

まかなえるというような規模が、玖波の発電所にごさいます。大竹市というのは、そういう意味では、環境に非常に貢献しているまちだというふうに思います。

ただ、せっかくの太陽光、あれだけのエネルギーがありますので、これを利用しない手はないというふうに思いますので、もちろん設備投資、それから、後の廃棄したときのこと、そこまでを含めながらトータルで考えて、可能性があれば検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） これ以上言うことはないんですけども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（北地範久） 続いて、15番、寺岡公章議員

[15番 寺岡公章議員 登壇]

○15番（寺岡公章） 15番、調の会の寺岡でごさいます。

このたび私からは、CSW、キャリア・スタート・ウィークの成果と今後の取り組みについて、また、学生インターンシップの受け入れについて、2点ほど、一括方式にて聞かせていただきます。

今年の夏休み、久しぶりに中学生が、市内の職場体験に出かけました。この場をお借りしまして、快く生徒を受け入れてくださった事業所、それから、準備に奔走された教育委員会及び学校現場の皆様の御努力に、改めて感謝を申し上げます。

さて、CSWを質問で取り上げるのも、私、久しぶりのことでごさいます。以前より、キャリア教育の手段の1つとして、この事業への強い期待をお伝えしており、数年ぶりの事業再開を、心から喜んでおります。

夏休みが終わり、やり終えたこのタイミングで、改めてこの事業の目的や効果、実績について、直近の令和5年度事業の様子を振り返りながら、特には職種や地元に対する生徒の関心や理解にどうつながっているのか伺っておきます。

あわせて、今年度は3日間の開催であったようです。来年度、ウィークの名のとおり、5日間の開催であると期待しておいてよろしいか伺います。

また、過去に検討すると御回答いただいている、学校を職場と捉えた場合の体験活動の生徒受け入れですが、御検討の結果、現在どのように扱われているのでしょうか。ほかの業種以上に、全国の教師不足が当時よりさらに進んでいるようでごさいます。いかがでしょうか。お聞かせください。

このあたりから、2件目の、学生インターンシップの受け入れについてのニュアンスを加えていこうと思います。平たく言えば、インターンを受け入れましょうよというものでごさいます。

この後、CSWについての御答弁では、主に赴く側の職場体験の有用性をお話いただけると思います。インターンとCSWとでは、目的が異なる部分もあるとはいえ、同様の手法から、受け入れる側に新たに優位な目的を見つけることができると考えます。

以前、教育委員会からは、今後も大竹市で働き、大竹市で住み続けたいと思えるような児童生徒の育成に努めたい、このような御答弁をいただいています。大竹市で育った児童

生徒が地元に住み続けたいと思ってくれる若者にとっても、他の市町が育ててくれて、何らかのきっかけを得て、大竹市に魅力を感じてくれた若者たちにとっても、大竹市役所は、大竹市で働く受け皿の1つとしての役割があるはずです。

大竹市人材育成基本方針には、新たな人材の確保として、今後の取り組みに採用試験や情報発信の方法を工夫しますとあります。インターン募集という職場情報の発信により、人材が大竹市役所に目を向けてくれるチャンスが、これまでの倍になるのではないかと思います。

また、現役職員のOJTには、指導者側の能力向上の効果があると理解をしておられます。現役職員も、自らが理解・把握していないと、指導ができません。自分たちの仕事への考察になります。学生を受け入れることによって、例えば、入庁数年の主事が学生を担当すれば、ポジティブな相互作用が生まれるのではないかと期待をします。

昨年9月の総務文教委員会では、大竹高校のインターンを受け入れていると御紹介がありました。これがどのような様子だったのか教えていただきたいですし、プラス、CSWを通じて、既に庁内にある受け入れノウハウを生かし、学生インターンを広く募集してはいかがでしょうか。

特に毎年、毎回、特定の技術職員の採用には随分と御苦勞をされているようです。専門教科のある学校などへ、アプローチをしてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上2点、登壇しての質問を終わります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今の御質問で、自分が就任当初、採用は大竹市民を最優先に点数を上げたらどうかという提案をしたら、憲法違反になりますよというようなお話もいただいたことを、今思い出しておりました。御質問ありがとうございます。公務員の採用には大変苦勞しております。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のキャリア・スタート・ウィークの成果と今後の取り組みについては、後ほど教育長職務代理者が答弁をいたします。

2点目の学生インターンシップの受け入れについてですが、学生が就職に先立ち、あらかじめ就業体験を通じて、公務職場への理解を深めることは、これからの自治体運営において、優秀な職員を確保するための重要な手段であると考えています。

また、人材確保の観点だけでなく、移住・定住促進など、まちづくりの視点においても関連のある、意義の深い取り組みであると認識しています。

さて、近年の公務員の職員採用につきましては、国家公務員、地方公務員を問わず、全国的に応募者が減少傾向にあり、本市においても、全ての職種について同様の状況となっています。

このような中、現在は、毎年9月に第1次試験を実施している職員採用試験に加え、必要に応じて、年度内に複数回の職員採用試験を実施するなど、採用機会の確保に努めてい

ます。また、採用試験を実施する際には、あらかじめ市広報や市ホームページで周知するほか、近隣の大学や高校などに対し、実施案内を送付し、広く応募を呼びかけています。

それでも、職種によっては採用に至らないこともあり、必要な職員数を確保できないなど、苦慮しているところでございます。

寺岡議員から御指摘のありましたように、インターシップをはじめ、公務員への関心を高め、応募者を増やすためのさまざまな取り組みに力を入れる自治体が、年々増えているようです。

本市では、従来から子供たちの勤労観や職業観の育成を目的に、キャリア・スタート・ウィークなどにより、市内の中学生や高校生を受け入れています。インターンシップの導入を検討する際には、趣旨が異なるところもありますが、受け入れ体制など、生かせる部分はあるかと思えます。

インターンシップにつきましては、公務職場への就職を目指している学生にとっては、現場ではどのような仕事をしているのか、あるいは就職したい自治体がどのような職場なのかといったことを、事前に把握できる機会となります。このことは、採用後のミスマッチによる離職を、一定程度防ぐことが期待できますし、自治体が大学等へ応募を働きかけの中で、早い段階で、自治体のことを知ってもらうきっかけにもなります。

なお、インターンシップの導入のほかに、受験希望者への事前説明会などの開催も、効果的な方法の1つであると考えていますので、他市町の状況も踏まえ、どのような方法が本市に適しているか、検討していきたいと思えます。

また、大竹市のことを知ってもらう機会をつくるのが、人材確保のための第一歩ですので、大竹市ホームページやSNSなど、情報発信に力を入れることも有効であると考えています。

今後も多くの子供に大竹市を選んでいただき、そして、希望を抱いて大竹市を受験していただけるよう、取り組んでまいります。

以上で、寺岡議員の御質問への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 池田良枝 登壇〕

○教育長職務代理者（池田良枝） 教育長職務代理者の池田と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えします。

まず、キャリア・スタート・ウィークの目的についてです。

キャリア・スタート・ウィークは、中学校生徒の勤労観、職業観を育むことを目的に行う職場体験学習で、大竹市教育委員会では、平成18年から実施しています。職場体験学習を通して、生徒が働くことの喜びや厳しさなどを学び、将来に向けて、学習に対する意欲を向上させることを狙いとして、中学2年生を対象に実施しています。

令和2年度から令和4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止としていましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、4年ぶりに実施することができました。

次に、令和5年度の状況を踏まえた、キャリア・スタート・ウィークの効果及び実績についてですが、次の2点が挙げられます。

1点目は、生徒が働くということについて、体験を通して実感を伴い、考えることができたことです。真摯に働く事業所の方の姿を目の当たりにしたり、自分自身が実際に働いたり、働くことについて事業所の方にインタビューしたりすることを通して、多くの生徒が働くことの意義や喜び、苦勞を感じ取ることができました。また、体験を基に、改めて保護者への感謝の思いを持った生徒もいました。

2点目は、3日間のキャリア・スタート・ウィークの中で、生徒に向上的な変容が見られたことです。キャリア・スタート・ウィーク後のアンケートに、多くの事業所の方が、この学習を通して、生徒が大きく変わった、変わったと回答されています。具体的には、初日は不安そうにしていた生徒が笑顔で働くようになったり、はっきりとした声で挨拶をしたり、見通しを持って主体的に行動したりする姿が多く見られるようになったことなどを挙げておられました。

次に、職種や地元への関心や理解についてです。

大竹市内の事業所で職場体験をする場を設定することで、生徒に地元にある職業や地元で働くことへの関心を高め、実際に働く中で、職種への理解を図ることができていると考えています。

また、学習のまとめとして、事業所ごとのグループによる発表の場を設けており、互いの職場体験について意見を交換することで、未体験の職種や、地元への関心や理解につなげるようにしています。

最後に、学校での生徒の受け入れについてです。

今年度のキャリア・スタート・ウィークにおいて、中学生3名が、小学校で職場体験をしています。小学校以外では、幼稚園、保育所、こども園等で職場体験をしています。

今後、今年度のキャリア・スタート・ウィークの成果と課題について、キャリア・スタート・ウィーク推進委員会で協議し、来年度のキャリア・スタート・ウィークが、生徒たちにとって、よりよい学びの場となるように、計画を立てていく予定としております。

そして、大竹市教育委員会が目指す子供像、自分の力で人生を生き抜くたくましい子供の育成に向け、キャリア教育のさらなる充実に努めてまいります。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 御答弁、どうもありがとうございます。実に御理解をいただいた御答弁だったというふうに思います。

さきに市長から御答弁をいただきましたインターンにつきましては、考える余地があるというふうな内容だったというふうに思います。私が提案しましたインターンのほかにも、事前に説明会を開くというアイデアなども聞かせていただきました。

やはり、さまざまな場所、それから、若い中での年齢の階層であったり、そういったところに声が届くような、大竹市ここにありというような、そういった展開をこれからもしていただいて、大竹市にとって必要な人材というものに目を向けていただくように、努め

ていただきたいと思います。

これから御検討もいただけるということですので、また来年度にどのようなになるか、楽しみにしておきたいと思います。ありがとうございます。

それから、CSWにつきまして、改めて、その目的と意義について聞かせていただきました。ありがとうございます。

やはり今の子供たちが、どうしてもまだまだ教科中心という部分もありますし、一方で心の育成という中についていけない子供たちもいます。

学校教育というカテゴリーの中で、学校を飛び出して地域の皆さん方と関わるのが、子供たちの大きな財産になると思いますし、それがひいては大竹市にとっての将来の夢といえますか、つながっていくものになると思いますので、引き続き頑張ってください、私も側面から応援をしていきたいと思います。

いろいろ資料とかも準備してきたんですが、満足しました。しっかり検討いただいて、CSWにつきましては、さらに発展をしていっていただきたいと思います。

今日は職務代理者がお越しということですので、せっかくの機会ですので、ちょっとこの事業についての気づきといいますか、そのあたりだけを述べさせていただきたいと思います。御答弁は要りませんので、こういうふうを受け取っている人もいるんだなということでお聞きいただければと思うんですけども、まず、CSWの運営について、先生方がさまざま、裏の役割、マネジメントをやってこられたというふうに思います。

そのマネジメントの役割というのも、この事業全体の中で大変重要なものになっています。こういった先生方がやってくださった、教育委員会がやってくださったということもキャリア教育の中のキャリアの1つであるな、役割分担の1つであるなというのも、生徒にとっては学ぶ教材でありますので、こういったことも振り返りのときに、先生たちはこんなことやったんだよというような、そういった紹介をする場面も必要かなと思います。表で華やかに子供たちが活躍する場面を支えている、それが合わさって1つの事業になっていますと、そういったことにも注目していただきたいなと思いました。

それから、コロナで実現しなかった期間の生徒のキャリア教育について、CSWが実施されなかったわけですから、その間のキャリア教育の補完について、どのようにやっておられたのかなという疑問は持っております。

また、キャリア教育そのものは、教科横断的であってこそ、その意義が果たされていくのではないかと思います。学習指導要領にも、国語の教科の中でのキャリア教育、数学や社会の中でのキャリア教育、そういったものが書かれております。それを、今回のCSWの担当の先生だけではなく、ほかの教科の先生方もしっかり御理解をいただいて、学校全体で、子供たちの成長に寄与していただきたいなというふうに思っています。

また、このたび保護者が、やはりまだまだ蚊帳の外の部分があったかなというふうに思いました。確かに、生徒たちのフィードバックの宿題、課題といいますか、中には保護者から一言という部分もあるんですけども、もう少し保護者と子供たちのほうが、この事業についての理解というものを一緒に深めていける場面があつていいかなというふうに思います。

事前に、例えば保護者の方のお仕事であったり、職業観であったり、そういったものを、生徒本人と家庭の中で会話をしたりであるとか、そういった場面もあって、家庭も巻き込みながら、学校、地域、家庭で一緒になって取り組んでいくべき事業ではないかなというふうに感じております。

また、共通の理解というところでは、地域と家庭で言えば、その所掌はどちらかといえば生涯学習課になっていくわけなんですけれども、その生涯学習課がこの学習指導要領のキャリア教育の部分について、どの程度理解しておられて、自身の持っておられるさまざまな事業に対して、どのようにこの要素を加えておられるのかなというところも、疑問の1つとして持っています。

以前、教育長のほうからは、指導要領の内容について、生涯学習課のほうも認識しておく必要があるというふうにお答えいただいておりますので、改めて、生涯学習課、社会教育課のほうにも御確認をいただけたらなというふうに思っております。

C S Wの受け入れ側にとって、大人にとっての生涯学習の教材ともなり得ますので、十分この範疇になるのではないかなと思いますので、職務代理者におかれましては、何かの機会、教育委員会議などでテーマに上げていただいて、こういった事業の深掘りなどもぜひやっていただけたら、私も今回、発言させていただいた意味がありますので、よろしくお願いをいたします。

市長も、御答弁ありがとうございました。

今日はなぜか一発ですっきりいたしましたので、以上で、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（北地範久） 続いて、9番、中川議員。

〔9番 中川智之議員 登壇〕

○9番（中川智之） 9番、公明党の中川です。質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いをいたします。

私のほうからは、発達性読み書き障害、ディスレクシアについてお伺いをいたします。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の1つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不適應などが生じる疾患です。知能や、聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを言います。

主な特性は、以下のとおりです。

これは、宇野彰先生の「「うちの子は字が書けないかも」と思ったら」という著書から引用させていただきます。

1つ、通常の読み書きの練習をしても、音読や書字の習得が困難。2、音読ができたとしても、読むスピードが遅い。3、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない。または、よく間違える。4、文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかるといった症状があるとされています。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7%から8%に存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均2人から3人いると見られます。

ディスレクシアは、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされています。そこで、このディスレクシアへの適切なサポート体制について確認させていただきます。

1つ目、公立小・中学校において、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を、どの程度把握されているのでしょうか。また、早期に発見できるよう、専門医の診断も必要と思われませんが、現在どのようなことが行われているのでしょうか。

2つ目、黒板をノートに書き写す代わりに、タブレットで写真を撮る、宿題をタブレット端末で提出するなど、タブレット端末の活用を促すことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目、合理的配慮への理解を、他の生徒児童や保護者に周知することも必要です。特別扱いをして、いじめにつながらないように、また、本人が合理的配慮を受けやすくするためにも、どのようなことが必要とお考えでしょうか。

以上、3点について、御答弁よろしくお願ひいたします。

壇上での質問は以上で終わります。

○議長（北地範久） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 池田良枝 登壇〕

○教育長職務代理者（池田良枝） それでは、中川議員の御質問にお答えします。

まず、公立小・中学校におけるディスレクシアの疑いのある児童生徒の把握の状況についてです。

大竹市教育委員会では、小学校入学予定の児童について、希望された保護者への教育相談を実施しています。その中で、児童の様子や学校生活で心配なこと、医療機関等に係る状況についてお話を聞かせていただき、児童の状況を把握しています。

教育相談を基に、就学先の小学校と連携し、学校が保護者と話をする機会を持ち、教室でできる支援について、一緒に考えていくようにしています。こうした過程において、発達障害や学習障害等についても把握するようにしています。

また、入学後の児童については、日常の学習や生活の様子で気になることがあれば、担任から保護者にお伝えし、必要に応じて医療機関等とも連携しながら、専門的な見地から助言を受けて、支援につなげることもあります。

次に、学習の困難さを軽減するためのタブレット端末等の活用についてです。

ディスレクシアを含む特別な支援を必要とする児童生徒は、個々の状況によって、求められる支援内容はさまざまです。中には、タブレット端末の活用により、学習の困難さが軽減される場合もあることから、対象児童生徒や保護者の思いに寄り添いながら、効果的な活用方法を考えて取り入れるようにしています。

最後に、合理的配慮を受けやすくするために、どのようなことが必要かについてです。

さきにお話ししたタブレット端末の活用など、学習の困難さを軽減するための支援を行う際には、事前に対象児童生徒やその保護者の了解を得た上で、一緒に学習する児童生徒、

場合によっては保護者に対して、なぜその支援が必要かということを丁寧に説明し、理解を得ることが必要です。

また、教職員についても、特別支援教育についての理解を深め、ともに学ぶ集団づくりや、学習しやすい環境整備を進めていくことが求められます。大竹市教育委員会主催の研修や校内研修を実施する中で、教職員がディスレクシアを含む特別支援教育についての知識を身につけ、日々の実践につなげていけるよう、引き続き努めていきます。

以上で、中川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 中川議員。

○9番（中川智之） 非常に簡潔な御答弁をいただき、ありがとうございます。

これを今回、質問しようかどうかということ、私、大変悩みました。というのも、専門家でもないですし、教職の立場でもないですし、どうしようかと思っていたんですが、ただ、ディスレクシアがどういうことなのかということ、いろいろ調べて、本を読んでいくうちに、これはやっぱり周りの理解が必要であるということで、今回、取り上げさせていただきます。

今の御答弁の中に、児童の状況をいろいろお話ししながら、まずは伺って、どういった教育がいいのかという御答弁があったと思いますが、大体保護者というのは、自分の子が障害があるなんて、思いたくないと思うんですね。あったとしても認めたくない、そういうこともあるかと思えます。その辺を聞き出すということは難しいと思えます。

いろいろ授業をしながら、この子はちょっと、先ほどの答弁にもありましたけれども、ちょっと普通と違うなど、ちょっとした障害があるのかなと。特にこのディスレクシアに関しては、読み書き以外は普通にできるし、ただ、この読み書きができないだけで発達障害という部分なので、非常に分かりにくい部分があると思えます。そういったところを、どう見つけ出しながら保護者と話していくのか、その辺が実に難しいのではないかと思います。

例えば、教職員の方が、この子ちょっとこういうところがあるから、どうも普通と違うなどといったところを、保護者の方にこうなんですよと言ったら、保護者は、いいえ、そんなことはありませんと言ってこられるのが普通ではないかと思います。そういったところの対応も、一体どういうふう現場的にはしているのかなということ、まず、1つ伺わせていただきたいと思います。

それと、先ほど専門的なところに相談をしながら行っていくという話がありました。障害と言ってもいろいろあります。自閉スペクトラム症、ADHD、そういったさまざまな、また、複雑に重なり合ったところもあるかと思えます。そういったことを、どの専門にお聞きしているのか、どういったところに伺っているのか、また、どういった専門がいるのかということ、ちょっとお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） ディスレクシアを含め、発達障害のある子供たちについて、保護者の方にどのようにお伝えをしていくのかということについては、議員がおっしゃる

ように、大変難しい問題でもあります。

答弁にもありましたように、就学前に教育相談にお越しになった保護者の方は、何らかの御心配があるという前提で御相談に来られますので、検査機関にかかられておる場合には、その検査結果等を基に、どういった支援ができるか。また、医療機関にかかられている方もおられますので、そういった場合には医療機関の助言もいただきながら、支援について考えていくことができます。

そうでない場合、学校生活の中で授業をしていく中で、ちょっと心配だなというようなことがあった場合には、その子の授業をしていく中で、だんだんと学年が上がるにつれて、困り感も出てきますので、どういったところでその子が学校生活を送っていく上で困っているかということについて、まずは保護者の方にお伝えをしていくこととなります。

お話をしていく中で、保護者の方も、やっぱりそれは心配だなということになって、これは何とかしていかなくてはいけないということになれば、教員のほうで発達障害を判断することはできませんので、まずは検査機関にかかっていたいただいて、検査を受けていただいた上で、検査結果を基に、できる支援について考えていくというような方法を取っております。

また、検査をしたりとか、医療機関ということについては、いろいろなところがありますが、診断ができる医療機関ということになりますと、大竹市でいいますと西医療センターがありますので、そちらのほうで検査もできますので、検査をした上で医者に診断していただいて、その結果を基にアドバイスをいただくというようなことをしております。

以上です。

○議長（北地範久） 中川議員。

○9番（中川智之） ありがとうございます。

障害があるということ、なかなか、先ほども言いましたけど、認めたくない、認めたとしても、では、どうするかということも大切だと思います。

この本によりますと、やはり本人が一体どうしたいのか。親御さんが、勝手にうちの子はこうしてくれ、ああしてくれと先走ってはいけないということも書いてあります。やはり本人がいかにか主体的に、自分はこうだから、こういうふうにしたいというふうに思えるかということも大事だと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

あと、合理的配慮ということで、先ほど申し上げました。2016年に障害者差別解消法が施行されて、国公立の学校や役所において、障害を理由とする不当な差別の禁止、そして、合理的配慮の提供が義務とされました。

この合理的配慮というのが、先ほどのタブレットの活用とか、目の悪い人が黒板近くに来るよにといったことと同じように、ディスレクシアの人にはルビを振ったプリントを渡すとか、あるいは書き写さなくていいから、写真だけ撮って帰ってください、そういった配慮をするんですけれども、そのことを本人が受けたがるかどうか問題だと思うんですよ。

私はもう、僕はそんなことをされたら、特別扱いされたら、みんなからいじめられるとか、不当な扱いをされるというふうなことも、感じてはならないと思うんですよね。だか

ら気持ちよく合理的配慮が受けられるような、そういった配慮が必要だと思います。

もう1つ言いたいことは、学校の先生がやっぱり、非常に大事だと、大切になってくると思います。前回というか前々回でも、一般質問で同僚議員から、学校の先生の状況、職場の残業が、授業のこま数や行事とかによって、増えて、大変だと。

この前の文部科学省が行った調査では、月80時間以上の残業が大分改善されても、まだ月60時間以上行っているとか、そういうブラック職場と言われているようなところもあって、学校の先生の成り手も少なくなっていると、そういった状況にある中で、さらにまた、こういった障害のある子の面倒を見なければならない、増やしていくことになると思うんですが、そこら辺を、教育委員会としてどういった緩和を考えていらっしゃるのか、また、教職員にどういった手助けができるのかということがあれば、聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 教員の働き方改革ということについては、日々努力をしているところではございます。

ただ、この特別支援の必要な子供が学級に在籍することが、業務が増えるというふうには、業務負担になるというふうには捉えるのは、ちょっとまた話が違うかなというふうには思いません。

ただ、全体指導を行いながら、個別の支援をその子に行うということは、やはり同時に指導を行うことについて困難が伴うことがありますので、これについての負担は、軽減していく必要があるかなというふうに思います。

そうした意味では、その子に支援員がついて、複数体制で授業を行うことで、教員の負担を軽減して、支援の必要な子供たちへの支援を、きめ細かく行うことができるというふうに思います。

このため、県教育委員会のほうに加配教員の措置を要望したりとか、大竹市で特別支援教育支援員や学級支援員を配置していただいて、そういった子供たちの在籍する教員の負担軽減を図ったり、その子供たちへのきめ細かい支援に努めたりしている状況です。

また、教員の業務改革については、スクールサポートスタッフ、教員でなくてもできる仕事については、そういった方に仕事を引き受けていただいたりしていきながら、できるだけ子供に向き合う時間をしっかり取れるように、今、業務改善を進めているところです。

以上です。

○議長（北地範久） 中川議員。

○9番（中川智之） ありがとうございます。

発達障害って治らないんですね。病気と違って、治療すれば治るということではなくて、訓練して幾らか改善できるということが、発達障害。

意外と、調べてみると、有名人ではトム・クルーズとか、スティーブン・スピルバーグとか、アインシュタインもそうだったというふうなことが出てきました。だから発達障害だから駄目だというのではなくて、どうしたらいいかということが大事だと思いますので、教職員の方は大変だと思います。その子を駄目だという烙印ではなくて、除けるのではな

くて、何とかこちらのほうに向けて育てていく、切り捨てないということをぜひお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。
なお、再開は14時5分の予定といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 3 時 5 3 分 休 憩

1 4 時 0 5 分 再 開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。よろしく願いします。
休憩前に続き、一般質問を続行いたします。

続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） 5番、岡和明です。

大竹駅伝の取りやめと代替行事について、その問題についてお尋ねします。

大竹駅伝は、昭和27年に始まりました。第70回は、今年1月8日に予定されていましたが、開催直前まで、準備が着々と進行中と見られていましたが、昨年末の12月19日、突如中止が通知されました。開催まで僅か2週間半に迫った時点でした。

しかも、その通知には、第70回大会は延期としない、とありました。第70回大会は延期としない。やや分かりにくいですが、この実態は廃止決定です。70年という国内屈指の伝統のある大会が突如廃止されたことに、参加者、協力者、観覧を予定していた人々は驚き、その他市内外の人々も、理解に苦しみました。

そして、代替行事が来年1月、晴海臨海公園で予定されていますが、昨年大竹駅伝の開催に失敗して、急ごしらえでつくった感が拭えず、本市の魅力を広く発信する上で、不安いっぱいの内容です。

駅伝をやめる理由や、晴海でのイベントに多くの疑問があることから、次の3点についてお尋ねします。

1つ目は、大竹駅伝の異様な終わり方です。駅伝をやめるに至った本当の理由を、この場で確認し、共有したいと思います。

2つ目は、晴海での代替行事の問題点と、よりよい新コースの考え方について。

3つ目は、本市の魅力を広く発信する大会名の考え方についてお尋ねします。

なお、私がこの質問をせざるを得なくなったのは、この9月8日に開かれた総務文教委員協議会の後です。僅か今から9日前です。この間、3連休もあって、資料の締切りまで僅か4日しかありませんでした。本当ですと、皆さんお手元に見ていただきたい資料がたくさんあるのですが、今日は議場における資料配付は、なしで説明いたします。

それでは、1つ目ですが、大竹駅伝の異様な終わり方、これについてお尋ねします。

まず、この駅伝をやめる経緯というのが、非常に異様でした。今から説明しますが、この説明で重要な日付が3つあります。これはメモをしていただけると、非常に理解が簡単

です。3つの日付です。

1つ目は、12月12日月曜日です。これは、いずれも去年の終わりのことです。令和4年です。2つ目が、12月19日の月曜日です。1週間後ということですね。そして、3つ目の日付が、12月22日の木曜日です。この日付は、説明は要りません。これは全体説明会が予定されていた日ですが、これも後ほど申しませう。

そのほかに、補助的に2つの日付もちょっと申しますので、メモをしていただくと助かります。12月25日の日曜日です。それから、最後は、1月8日の日曜日です。これは第70回大会が予定されていた日です。この日付に沿って、お話をします。

まず、12月12日の月曜日ですが、これは、この大会のほうから、第70回大竹駅伝競走大会競技役員全体説明会の開催についてという文書が、関係者に送られてきました。簡単に言うと、駅伝の競技役員全体説明会です。その案内です。

そこには、要するに12月22日に、先ほどの3つ目の日付です、競技役員を全部集めて、その配置など説明をすると、そういう会の案内でした。当然、これは開かれるものというふうに、誰もが受け取ったと思います。とりわけ、これが配達されてきたときは、もう22日というのは、もうほぼ1週間後に迫っていました。

さて、2つ目の日付です。12月19日月曜日です。これは、説明会開催まで、あと僅か3日に迫ったところの日付で発出された文書です。これは、こういう内容です。第70回大竹駅伝競走大会の中止決定についての通知です。簡単に言うと、駅伝中止決定の通知です。しかもこれは、配達は恐らく22日、私はほぼ説明会の当日だったと思います。あまりにも急な通知なんですね。

なぜ私が資料を持っているかということ、実は私は競技役員でした。別の言い方をすれば、ボランティアスタッフというふうな言い方もあります。

この中止決定の文書は、何を理由にしているかということ、こういうふうに書かれています。1つは、スタッフの参加の同意が得られなくなった。2つ目は、高齢化等により、多くの方が辞退了。こういうふうに書かれています。これが説明会の、ほぼ当日に届くわけです。皆さんだったら、これをどうお考えになりますか。

私はもう見た瞬間、これは何かおかしいと、当然思いました。前の通知、説明会をやりますよという通知から僅か1週間後に、多くの人が辞退されたり、高齢化、こういうのが理由でキャンセルされるんでしょうか。非常に不思議でした。

そこで、たまたまなんですが、4つ目の日付ですね、12月25日の日曜日に、私は、実行に詳しい人に話を聞きました。そうすると、その人はこういうふうに説明をしました。大会は、警察の規制を甘く見て、開催に失敗した。そして、2つ目は、廃止になりそう。こういうことです。

そこで私は、初めてこの中止通達の次の一節が、非常にはっきり分かりました。第70回大会は延期としない。要するに、延期をするのではなく、もうやらない、こういうような意味だということが、そのとき私は分かりました。

要するに、今の日付からすると、12月12日と19日、1週間離れた、この2つの日付の間に挟まれた6日間のどこかで、この70年の伝統ある大竹駅伝の廃止が、突然決まったこと

になります。これは、単年度の単発事業でも、このくらい唐突だと、何が起きたんだと取り沙汰されるレベルです。まして、70年の伝統ある大会の廃止が決まるには、あまりにも唐突で、不透明ではないでしょうか。

この中止の通知は、大会参加チーム宛てでもあります。この宛名は2つです。1つはチーム、それから、もう1つは協力者、ボランティアですね。この僅か2週間前の中止ですよ。そして、かつ事実上の廃止です。これが決まったことに、このチームの選手たちは、どう思ってるのでしょうか。

さらに、それを言うと、この12月の一月前の11月号の広報おおたけ。これはこういうふうに、表紙をめくると、すぐにこれがあります。こういうテーマです。第70回を迎える大竹駅伝競走大会です。そこは、誇らしく、こういうふうに使ってます。本大会は、第1回を昭和27年に開催し、今年度で70回目を迎える、伝統ある大会ですと、こういうふうにあります。これがもう、次の12月には事実上の廃止ですよ。私が異様という言葉を使いましたが、御理解いただけるのではないかと思います。

今しがた言いましたように、12月19日の中止決定は、中止の主な理由に、スタッフの参加の同意が得られなくなった、高齢化等により多くの人が辞退した、の2点を挙げています。しかし、高齢化で開催が難しくなる理屈というのは、正しいでしょうか。

高齢者の特徴の1つ、一般にですが、これは仕事を持たない。それから、言えば、子供の世話が不要です。日曜日だからといって子供をどこかに連れていくとか、そういうことは普通はありません。そして、地域への貢献の意欲が高いのも高齢者の特徴です。そう考えれば、高齢者のほうがボランティアスタッフを確保しやすいのではないのでしょうか。

しかも、高齢者は今、元気です。私が会員になっているスポーツ団体は、高齢者もかなりいますが、家にこもりがちで若者が息を切らすような険しい山を、軽々登っていきます。廃止の理由に高齢化を持ち出すのは、高齢者像を歪めるものではないのでしょうか。

競技役員に不足が出れば、補充に努めるだけの話です。私が会員であるところのスポーツ団体からも、駅伝役員を出しています。私もその会から、役員に指名されたわけです。私は打診されたときに、地域の役に立てばという気持ちで、二つ返事で引き受けました。この団体の会員は、地域に対してみんな、そういう気持ちです。この団体からだけでも、声さえかければ、10人、15人は、役員を余裕で確保できたはずですよ。

さっきの、広報おおたけの11月号というのは、この70回を迎える大竹駅伝競走大会というのをよくよく見ると、これはボランティアの募集になってるんですね。その募集方法は、この2段目にあります。総合市民会館に備付けの申込書で直接、またはEメール、ファクスで申し込んでくださいと、こういうふうにあります。まさか、この募集の方法だけで人が集まってくる、ボランティアが集まってくると期待したわけではないですよ。どうでしょうか。

実際のところは、警察が求める交通整理に必要な人数を甘く見ていたため、12月22日の全体説明会を開いても、必要な人数に達しないから絶望して、慌てて中止決定したというのが実情ではありませんか。これは事実を認めたほうがいいです。認めて、本当の理由をここで共有できれば、この第1の質問は終わりです。

一方、そうでないと言い張るなら、集める努力や補充の努力を、どれだけしたのか。高齢者が多いことが駅伝にとってどういう妨げになるのか、これについてお答えをください。

また、昨年の反省に立って、この秋です、今です。警察の規制を満たすよう準備すれば、70回大会は当然、開催できたはずではありませんか。十分準備しても駅伝が開けないような規制を、警察が設定するとは思えません。さきに説明しましたが、高齢化は開催の障害にはなり得ません。大竹市の体育協会に協力を呼びかければ、全く問題はないのではないのでしょうか。

準備すれば、70回大会の開催は、可能性が私にはあったと思いますが、執行部のほうはどう思っておられますか。あったと思いますか、それとも、そんなのはなかったと思いますか。これは1つ目の質問とします。

では、2つ目の質問に行きます。晴海代替行事の問題点と、よりよいコースの考え方について説明をした後に、御質問します。

今説明しましたように、不透明で、十分理由になっていない理由で、大竹駅伝が今、廃止されかけています。その代わりとして、来年の1月7日の日曜日に、晴海でリレーマラソンと称する行事の準備が今、進んでいます。8日の総務文教委員協議会で出てきた文書を見ると、現行の規定内で、実施しやすさを最優先にした内容です。その結果、魅力を著しく欠いた内容になっています。

このリレーマラソンどういう内容かという、1周僅か1.2キロメートルで、フルマラソンの距離をリレーで走るというものです。コースは、晴海運動場の外縁です。そこを35周回します。35周回するんですよ。

私が先ほどから再三、本市の魅力を広く発信するという表現を口にしていきますよね。しかし、これは、総務文教委員協議会で出てきた文書でうたわれている言葉です。外縁35周というのは、果たしてこの魅力発信に効果的でしょうか。本市の魅力を広く発信するなら、そこに本市ならではの魅力も当然入っているはずですが、それは一体何なんのでしょうか。

また、技術的に見ても、1.2キロメートルを35周回というのは、周回遅れも出てきて、先頭とびりが入り交じり、声援を送るタイミングも不明瞭になります。

本市の魅力を広く発信するというなら、大竹市の主な魅力の1つは海と島にある、私はこういうふうに考えています。私が考えるのではなく、これは疑いがないと思っています。新しいコースとして、より価値のあるコースを提案したいと思います。それは、瀬戸内海の絶景を含んだコースです。

瀬戸内海の絶景とか瀬戸内海の価値といっても、ここでずっと見慣れていると、ぴんとこない人もいますかと思いますが、私は少し、外から見た情報をお示ししたいと思います。

その1つは、もう2019年になるんですが、ニューヨーク・タイムズです。これは広島県の県庁も広報しているんですけども、ニューヨーク・タイムズ、52 Places to Goですね。世界で行くべき52の場所というのを、ニューヨーク・タイムズが2019年に選定しました。その中で、世界ですよ、これ、52カ所。その中で日本で唯一選ばれたのが、この瀬戸内海です。瀬戸内という名前が、もう今や世界に広まっているんですよ。しかも、この52カ所の中に瀬戸内を選定されただけではなく、瀬戸内は7位にランクされて

います。世界7位ですよ。

さらに、これも同じ年なんですが、皆さん、ナショナルジオグラフィックという雑誌は御存じですよ。世界でまず最も広く、かつ権威あって読まれている雑誌です。ナショナルジオグラフィックといいます。そこも、この年、the cool list、素敵な場所ですよ。それを発表しています。それも、十数カ所のうちの1位に選ばれたのが、瀬戸内です。1位ですよ、世界の。今、私たちは、すぐそのほとりにいるわけですよ。その岸边にいるわけです。非常に価値があるものなんですよ。

私がそういうことを言うと、同じ瀬戸内でも、それはしまなみのほうだとか、鷺羽山の瀬戸大橋の辺だろうとか、こういうふうに言うかもしれませんので、もう1つお出しします。

それは、皆さん、これは御存じですよ。家庭画報です。私は、この家庭画報は非常に高いレベルで文化を発信している雑誌だと、随分前から思っています。その家庭画報の2016年の12月号です。これは、その表紙のコピーです。一生に一度は行きたい日本の絶景を訪ねるといのが、この号の一番大きな特集です。

そこには15カ所程度、日本の絶景と、この家庭画報が選んだところが載っています。そのうちの1つは、宮島です。ここに鳥居も載っています。そして、その隣に大きく、石庭から見た景色だと思います。これは、どこの景色がこんなに大きく載っているのでしょうか。これは、宮島の一番西の端、そして、可部島です。可部島は大竹市ですよ。

この家庭画報というのは、たまたま、ここをこうやって取り上げたわけではありません。この雑誌は、写真家も、美には妥協がありません。編集部も妥協がありません。たまたま石庭の部屋を撮りたくて、こうしたわけではありません。

これを踏まえて、本市の魅力を広く発信する代替案として、次のコースを紹介します。

それは、晴海運動場を1周回して、外縁道路に出ます。そして、ゆめタウン・コメリ間を駆け抜けます。ここは大竹市の新しい本通りとも言えます。そして、トライアルを過ぎて直進すれば、大膳川河口の堤防道路ですが、ここはコの字型に走ります。つまりトライアルの角を右折して、トライアルの側面、下瀬美術館の裏、アサヒテクノロジーの裏、そして、大膳川の河口の堤防道路に出ます。家庭画報が掲載した絶景を見ながら、堤防道路を海沿いに駆け抜け、左手に巖島、可部島、そして、能美島、阿多田島、甲島、柱島という絶景を見ながら走ります。右は、下瀬美術館の芸術性の高い建築を眺めて駆け抜けます。ついでに堤防道路コースだと、山々を仰ぐことができます。これは晴海外縁周回では、ほとんど気づきもしません。そして、そのまま駆けていくと、大竹市のもう1つの顔であるコンビナートが見えてきます。これも絶景ですよ、海の上に浮かんだような姿。晴海運動場35周では、こういう大竹市らしさも全く見えません。そして、コンビナートが視界いっぱい広がったところで、野球場の裏、テニスコートの裏を回って、小方港を左に見ながら晴海運動場に戻ってきて、1周ほど回ってたすきをつなぎます。

このコースは、概算5キロです。フルマラソンなら8周分、つまり、駅伝にすれば8区間です。これなら、先頭とびりが入り混じる状態にはなりません。びりが通り過ぎた後しばらく待てば、また先頭が見えてきて、声援を送ることができます。これは既存の駅伝だ

と、行きを見たら、もうあとは帰りを、いつ来るか分からないのを待って、見るしかありません。むしろ通常の駅伝よりも、魅力的なコースと言えます。こういうふうなコースはやる気になってもできないのか、私は問います。これが2つ目の質問です。

3つ目です。本市の魅力を広く発信する大会名の考え方について問います。

総務文教委員協議会で出てきた文書によると、来年初めの代替行事は、晴海リレーマラソンと仮称されています。これが本市の魅力を広く発信するのでしょうか。

晴海は、大竹市の1町名にしか過ぎません。町内行事的な名前です。とてもではないですが、広く人々の心に響くことはありません。この仮称が、そのまま正式名に固定されるのではないかと、私は強い不安を覚えています。

私が提案しているコースというのは、美しい海と島を臨みながら走り、下瀬美術館は、この海と島に価値を見いだして、ここに芸術性の高い建物を造ってくれました。それを見ながら走るコースです。そして、美しい海に浮かぶコンビナートを見ながら走ります。そういう稀有な大会として、私はこの大会の名前に、次を提案します。それは、瀬戸内駅伝です。

そんなことやっているのかと思うかもしれませんが、大竹市がもう取るわけです、その名前を。そういうふうに、本市の魅力を広く発信する、ソフトパワーを高める名称にしていきましょう。

それから、もう1つ、大会の後半部、これですが、このリレーマラソンというの、ちょっとどうでしょう。多くのスポーツはイギリス発祥で、イギリスの名前がついています。今せっかく駅伝が、世界に広まりつつあるわけです。我が国発祥のスポーツが今、EKIDENというローマ字で、世界に広まりつつあるわけです。これを70回の伝統を誇る大竹市が、自分からこの駅伝という名前を捨てて、リレーマラソンというところに行っているのでしょうか。

ありがとうございました。以上で、質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 岡議員、時間を使い切りましたので、再質問はできません。

教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 池田良枝 登壇〕

○教育長職務代理者（池田良枝） それでは、岡議員の御質問にお答えします。

初めに、第70回大竹駅伝競走大会を中止する理由について御説明いたします。

令和4年12月に、第70回大竹駅伝競走大会の中止を関係者に通知して以降も、駅伝大会の再開を視野に入れ、何度となく大会運営を中心的に担ってきた方々と協議を重ねてまいりましたが、大会スタッフの不足や、コースの安全が確保できないことの課題は解消されず、一番重要な参加者の安全を担保する万全の対策を講じることは困難であるとの理由で、第69回を最後に、大竹駅伝競走大会の継続を断念したものです。

しかしながら、スポーツ振興の観点で、歴史ある大会の意思や関係者のノウハウを引き継ぐために、新たに、（仮称）晴海臨海公園ランニングイベントを開催することとしました。

なお、今後、大竹駅伝競走大会に関しましては、1つの区切りとして、何らかの記念事

業の実施を計画しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、新たに開催を予定しているランニングイベントについてです。

ランニングイベントの主種目であるリレーマラソンは、晴海臨海公園内の園路を周回コースとして、たすきをつないで一定の距離を走破し、または一定の時間を周回し続けるものです。

全国で行われているリレーマラソンの大会では、1周が2キロメートルから3キロメートルのものから1キロメートル未満のものまで、多種多様なコースが設定されていますが、いずれの大会も、チームで力を合わせて完走することや、制限時間内を走り切ることを目標にしながら、楽しみながら達成感や充実感を味わえることが特徴と言え、定められた距離区間をつないでタイムを競う駅伝とは異なる趣向のものです。

また、計測用のICチップをつけたたすきにより、1カ所の計測地点でタイム計測が可能であることや、公園内での周回コースとすることで、路上の交通規制が不要となるだけでなく、ランナーの安全管理がしやすくなることなど、限られた人員で、運営側の負担も軽減しながら実施できる利点もあると考えています。

議員が御提案になった周辺の公道や堤防沿いを活用したコースについては、大型商業施設などが立地する公園周辺のエリアの交通渋滞が予想されることや、堤防上は海岸保全施設の管理道であり、斜面や高さもあるため、安全面で懸念されることなどから、このたびのリレーマラソンでは、コースとして使用しない予定としています。

新たな駅伝を開催するまでの暫定的な位置づけにするべきではないかということですが、教育委員会としては、このランニングイベントを、駅伝の代替や暫定的なものとしては位置づけていません。このイベントが市民の皆様に愛され、市内外から多くの方に参加していただけるようなものにしていきたいという思いを持っています。

次に、イベントの名称についてです。

正式な名称は、イベントを主催する実行委員会が正式に決定しますが、実行委員会を構成するスポーツ関係団体の皆様からは、市の名前や特徴などを全国に発信できるような名称が望ましいとの御意見もいただいていますので、議員の御意見も参考にさせていただきたいと思えます。

市の歴史であり、文化である駅伝をなくしてよいのかという議員の思いと御指摘は、非常に重く受け止めています。従来の形での大竹駅伝競走大会は終了せざるを得ないとの結論を示させていただきましたが、岡議員をはじめ、駅伝への愛着を持っておられる市民の皆様も多くいらっしゃると思いますが、どうか御理解いただければと思います。

以上で、岡議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） すみません。令和5年1月8日に開催予定であった第70回大竹駅伝競走大会は、開催まで数週間というタイミングで、中止を決定いたしました。その理由につきまして、中止に至る経緯も含めて御説明申し上げます。

過去の大会では、交通規制などに関する警察との協議を、例年11月頃から行っており、第70回大会においても、同様の形で事務を進めておりました。

警察との協議では、市が作成した大会運営マニュアルの内容だけではなく、協議の開始時期が遅いことへの指摘がありました。この時点では、駅伝開催に当たり、指摘事項も踏まえながら、路上コースを使用するための道路使用許可申請書の提出に向けて、準備を進めている段階でした。その後、令和4年12月15日に、道路使用許可申請書を大竹警察署に提出した際、警察署から道路使用許可のための具体的な条件が示され、再度、市としての対策を示すよう求められました。

まず、大会ボランティアスタッフについて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2度の開催延期を経て、3年ぶりの開催に向けて人員の確保を進める中で、熟練のスタッフが高齢化や意欲の減退などを理由に参加を辞退される方が多かったことから、新たに市内企業や社会教育施設で活動するグループ、学校関係者などに声かけし、必要なスタッフ数を整えましたが、新規のボランティアスタッフに対する運営ノウハウの引き継ぎや、研修のための期間が十分確保できず、大会運営を円滑に進める上で、警察が求める水準としては、極めて不十分な状況でございました。

また、ランナーの安全確保のため、公道を走る先頭ランナーから最終ランナーの間に車両を入れない対応が必要であり、走路上の狭い道路の一時的な通行止めや、商店や事業所の車両出入りの一時制限、さらには迂回路の設定といった、これまでにない対応を実施する上で、沿道の商店や事業所などへの周知や理解を得る時間が、不十分な状況でございました。

さらに、過去の大会において、交通量の多い交差点において交通渋滞が発生していたことから、渋滞回避のために、専門の交通整理員及び大会説明員を配置する必要が生じましたが、必要な人員確保が難しく、大会当日に大きな交通渋滞が予想される状況でした。

これらの課題を解消するための対策とあわせて、開催の是非について数日中に結論を出すことを求められましたが、短期間で安全かつ円滑な大会運営を行うための水準を確保することは困難と判断し、やむを得ず、中止の判断をさせていただいたもので、結果として、見通しが甘かったという点は否めません。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章）　　ということでございます。

続いて、14番、細川雅子議員。

〔14番 細川雅子議員 登壇〕

○14番（細川雅子）　14番、政啓クラブの細川雅子でございます。会派を代表して質問させていただきます。

このたびの市議会議員一般選挙が挙行され、議会の構成員も大きく変わりました。私も後ろの座席番号をいただいておりますが、初心を忘れることなく、謙虚に自分の務めを果たしてまいる所存でございます。

何回やっても緊張する一般質問ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

私は、住みよさナンバーワンの大竹市から、住みたいまちナンバーワンの大竹市にすることを目指しております。住みよさは、客観的な指標に基づいて出されたランキングでございしますが、住みたいには、主観がたくさん入ります。

1人1人で住みたいまちの理由は違うと思います。指標をつくるのは難しいですが、ここで1つ、市が行っている行政評価報告書の“幸せ実感”大竹まちづくりアンケート調査は、参考になると思っています。

令和3年度の行政評価報告書の自治行政運営の項目のところで、まちや地域への愛着や誇りを持っている人は8割近くおられますが、地域のためになる活動をしている人は3割程度にとどまっている。まちへの愛着心を地域づくり活動などにつなげることが課題だと、このように市は分析しています。

現在、玖波公民館の建て替え事業の真っ最中ですが、今後の基本構想づくりに、地域の方々を対象に、先日ワークショップを開催されました。私ども議会からは、議長調整の上、3名ほどの議員が傍聴させていただきました。

このワークショップにおいて、参加者が真剣に考えて意見を出し合う姿を拝見し、このような積み重ねによってできた地域交流センターは、地域の皆様から愛されるものになるだろうと思いました。こういった積み重ねが、住みたいまちになるためにも必要なことだと感じました。

今回の質問では、市制施行70周年記念事業を取り上げましたが、その理由は、周年記念事業には、市民の大竹市への愛着を深め、大竹市に住みたい、住んでほしいという思いを広げる力があると考えたからです。

前置きが長くなりましたが、3つの質問を用意いたしました。最初に、現在の取り組み状況を質問いたします。昭和29年に、合併により大竹市が誕生してから、10周年、20周年と、10年ごとの周年記念事業は欠かさず行っております。直近の60周年記念事業では、記念式典だけでなく、市民から事業を提案していただき、市民と行政が一緒になって、16の事業をいたしました。

少し紹介しますと、二階堂和美さん作詞作曲の大竹で生きているといった新しい大竹市の歌づくりとか、スライドで見る歴史文化財、童謡をみんなで歌いましょう、フォトコンテスト、また、企業との連携事業としての環境学習事業など、バラエティーに富んだ事業を行っております。

では、70周年に向けてでございますが、先日、議会のほうに、70周年記念ロゴマークとPRキャラクターの紹介がありました。このキャラクターですが、魔法使いのコイちゃん、これはとてもかわいくて、多くの方に愛されるキャラクターになるであろうと思いました。ですが、これ以外には特段、大竹市民に向けた動きが、今のところ見られないように見受けられます。

大竹市制施行70周年に向けて、現在の準備状況をお尋ねいたします。どのような70周年にするおつもりなのか、それに向けてどのような準備を進めておられるのか、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

2点目に、まちづくりの視点からの周年事業の意義をお尋ねいたします。

一般的に言われている周年事業の意義を、5つほど挙げさせていただきますと、第1に、歴史と伝統の確認です。市制施行の周年記念事業を通して、その地域の歴史や伝統、文化的な背景を振り返り、市の発展と変遷を理解することができます。これは地域のアイデン

ティティーを強化し、地域社会の一体感を高めます。

第2に、地域コミュニティの結束を強化できます。周年記念事業は、地域の住民や関係者が集まり、共通の目標や価値観を共有できる場となります。これによって地域コミュニティの結束が強化され、協力関係やネットワークが形成されます。

第3に、市民参加の契機です。周年記念事業は、地域住民が積極的に参加し、市の成果や誇りを共有する機会となります。市制施行の意義や役割が広く認識されることで、市民の参加意識や貢献意欲が高まります。

第4に、地域振興と観光の促進です。周年記念事業は観光資源としても活用されて、地域振興や観光産業の発展に寄与します。観光客を呼び込み、地域の魅力をアピールすることで、経済効果を生み出すことが期待されます。

第5に、将来への展望と挑戦があります。周年記念事業を通して、これまでの成果や歩んできた道のりを振り返ると同時に、将来への展望や目標を掲げる機会となります。地域の発展や改善のための新たな方向性や、プロジェクトの提案が生まれる可能性も出てまいります。

これらの要因によって、市制施行の周年記念事業は、地域社会全体にとって重要な意義を持ち、地域の発展や継続的な成長に貢献する要素となっています。

さて、それでは本市の市制施行70周年事業には、どのような意義があるとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

3点目には、市民との協働についてお尋ねします。

私たちは、大竹市まちづくり基本構想において、みんなでつくる幸せづくりの未来宣言をしました。

基本計画では、まちづくりのテーマとして、まちへの愛着心と市民力を一番に挙げ、まちへの愛着心を育てることが、市民力の向上につながると書かれております。

さらに、分野別施策で、市民と行政の協働による地域づくりを掲げ、自治振興課が協働のまちづくり推進事業を担っていると認識しております。

70周年は、協働を進める上で、よい機会だと思います。何かお考えはおありでしょうか。

以上、70周年事業の準備状況、まちづくりの視点からの周年事業の意義、70周年と市民との協働についてのお考え、3点について、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市は、来年9月に市制施行70周年を迎えます。70周年に当たってのいろんな事業につきましての意義を、今、細川議員のほうで見事に説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、細川議員の市政施行70周年の事業についての御質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の市制施行70周年記念事業の考え方についてでございます。

記念事業は、市制施行70周年を迎える日である令和6年9月1日を節目として、市民の皆様へ周知し、一緒に祝うことで、ふるさと大竹への愛着を深めていただくことを目的と

して、記念事業を実施いたします。

現在、この目的を庁内職員で共有した上で、各課に市制施行70周年記念事業を募集し、全体の記念事業を一旦整理したところです。

なお、令和6年9月1日の記念式典の開催及び各課から提案のあった事業の中で予算の伴わない事業については、令和6年1月以降に順次、積極的に実施していくことを決定しています。

また、市への愛着を深めていただく1つの方法として、70周年記念のロゴマーク及び大竹市PRキャラクター、コイちゃんのイラストを作成し、市のチラシ、封筒、看板などの発行物等への活用や市民の皆様にも積極的に活用してもらうための準備を進めています。

さらに、この機会に、現在150種類以上あるコイちゃんのイラストについても、広く市民の皆様を使用していただけるよう、準備を進めているところです。

なお、70周年記念のロゴマーク及びコイちゃんの選定では、複数の候補を作成した上で、職員投票によって決定させていただきました。これは、できる限り職員にも記念事業に関わってもらうことで、職員の機運を高める取り組みとして実施しました。

今後、さらに、令和6年9月1日の70周年を迎える記念日に向けて、市民の皆様と一緒に祝うという共通意識のもと、全職員が一体感を持ち、さまざまな業務に取り組むことで、大竹市への愛着を深めていく1つの契機にしていきたいと考えているところです。

次に、2点目のまちづくりの視点から、どのような意義のある事業になるのかについてです。

まちづくりは、社会情勢が変化する中で生じてくる、さまざまな課題などを改善していく取り組みを日々積み重ねていくことで、市民の皆様が住みよいと思えるまちにしていくことと考えています。

こうしたまちづくりの基本姿勢を示すものとして、大竹市まちづくり基本構想を策定しており、将来にわたって実現し続けたい普遍的なまちの将来像として、「笑顔・元気ががやく大竹」というキャッチフレーズを掲げています。

先人たちが積み重ねてこられた本市の歴史や資源を引き継ぎ、まちへの愛着心を力に変えて、さらに発展させていくことで、市民の皆さんがいつも笑顔で、まちも人も元気に躍動し、この先ずっとかがやく大竹市でありたいという願いを込めた、このキャッチフレーズは、本市のまちづくりの将来像です。

市民の皆様と一緒に70周年を祝い、まちへの愛着を深めていくことを目的とした記念事業は、こうしたまちづくりの将来像を具現化するきっかけとなり、基本構想を実現するための一歩につながるものとして、意義があると考えているところです。

最後に、3点目の市民との協働を進める上での考えについてです。

大竹市まちづくり基本計画において、市民と行政の協働による地域づくりの取り組み方針としては、地域の課題解決に向けて、地域住民も公共の担い手として、行政との協働のあり方を確立しながら地域づくりを進めること。また、市民活動の広がりを促進するための支援を行うことを明記しており、市政運営を行う上で、この考え方が市民との協働を進める際の本市の基本的な方針です。

このような観点から、記念事業においても、各課の提案事業の中には、市民との協働という視点において、これまで市民と一緒に実行委員会形式で実施してきたコイ・こいフェスティバルなどの一定規模以上の市民の皆様が参加する既存事業について、70周年を記念して補助金を増額する案も挙がっています。

また、加えて70周年を市内外へ広くPRするなど、ふるさと大竹への愛着や誇りを持ち、ひいては地域コミュニティの活性化につながるような、市民の皆様からの提案事業に対して助成することも検討したいと考えています。

最終的には、今後、令和6年度予算編成作業の中で、しっかり事業を精査した上で、記念事業をとりまとめ、議会へ議案を提出してまいります。

今後、市民の皆様と一緒に祝い、ふるさと大竹への愛着を深めていただく市制施行70周年記念事業をしっかり検討していきたいと考えています。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 細川議員。

○14番（細川雅子） 70周年記念事業、今から令和6年度の予算編成において、具体的にになっていくという御答弁でございましたが、もう少し具体的にお聞かせいただければと思いつながら、2回目の質疑をいたします。

まず、市民と一緒に70周年という節目を祝う、そういった70周年事業にしたいといったお言葉でしたが、この市民と一緒に祝うという、この一緒って、何を一緒にするのかというか、いろんな祝い方があると思うんですね。例えば、何か大きな記念事業、周年事業といったら、何か記念日に、よそからもお招きして式典をやるみたいなのもありますけど、ああいったのを市民と一緒にやるのか、そこをメインにしていくのか、それとも、もっと違う形で、どの部分をもう少し一緒にしていきたいのかと。

出来上がったものに一緒に参加していただきたいのか、それとも、つくる段階から市民の皆様と一緒に、70周年の意味も共有しながら事業を進めていくのかというあたりを、もう少しお聞かせください。

もう一点です。今、各課からの提案も、もう受けているというふうな御答弁でございました。ただ、各課から提案を受けるときに、どのような言い方をして提案をしてもらったかを、少し具体的に教えてください。今やっている事業を、例えばもう少し市民を入れてほしいみたいな感じなのか、それとも、やっぱり70周年を機に、何かもっと今までと違う事業があるのではないかとか、その辺のこのコンセプトを、どういうふうに職員の中で共有できたかという点です。

もう一点ですが、いろんな事業をしたいというような御答弁でございましたが、私は60周年の記念事業がまだ、結構記憶に残っているんですけども、このときに、市民の皆さんに2度にわたって募集をして、事業の提案をしていただきまして、その中から、担当課の皆さんと一緒に事業をやっていたような記憶があるんですね。

これ、すごくユニークなやり方だなと。市民に提案してもらって市民だけにやってもらうという形ではなくて、大竹市の課題解決のために思いを、市民と行政が同じ方向を向いて1つのことをやっていくというのは、なかなかふだんはできないことだと思いますし、

単に今あるコイ・こいフェスティバルとか、ああいうのだけをちょっと規模を大きくするだけでは、そこに集約される人だけにとどまってしまうので、それ以外のこともやった60周年って、すごくすばらしかったなと思ったんですけども、その辺についてどのように総括されているのかを教えてください。

3点についてお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、質問にお答えいたします。

1点目の一緒にというのは何を指すのかというところでございます。いろんな形があるかと思いますが、当然、先ほど市長の答弁でもありましたように、コイ・こいフェスティバル等は、実行委員会として、これまで行政と市民で一緒に作り上げてきたお祭りでございます。これを少し拡充した形で、一緒に70周年というイベントを企画していくというのも1つの形であろうと思いますし、その形づくられたものに市民の方が参加していただく、これも、大竹市の70周年を感じていただく機会になろうかと思います。

また、もう1点、コイちゃんもかなり、150種類以上を、既にこの10年で作成をしていただきました。かなり市民の方、使わせていただきたいという声もございます。これを機に、このキャラクターのコイちゃんを市民の方に使っていただくというところも、市民の皆様と一緒にというところで、感じていただければというふうに思います。

2点目の各課への70周年記念事業の提案の募集の仕方でございます。特に制限は設けずに募集をいたしました。当然、先ほども申しましたように、記念事業を、市制施行70周年を迎える令和6年9月1日を節目として、市民の皆様へ周知し、一緒に祝うことで、ふるさと大竹への愛着を深めていただくことを目的として行う記念事業ということを入れて、各課から提案を求めたものでございます。

最後に、10年前に実施しました市制施行60周年記念事業を、どう総括、評価しているかというところでございます。

市制施行60周年記念事業では、先ほど議員からは一部御紹介がありまして、16の市民提案事業が企画されまして、職員と協働で、その事業を実施させていただきました。市民と一緒に、まさにこれも一緒にというところですが、市制60周年を祝うことで、また、大竹駅前の空き店舗を活用して音楽喫茶を行う事業などの一部の事業は、現在も継続しており、市民の方々がまちづくりに参加してもらったという点では、成果があったと感じています。

また、市職員としましても、実際に市民と協働して事業を実施したことは、自治体職員として大変有意義な経験であったとも思っております。

しかしながら一方で、60周年記念事業は、通常業務にプラスアルファとなる業務量が発生することから、職員の業務負担が増大したという課題も浮き彫りになったというところも、感じているところでございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 細川議員。

○14番（細川雅子） 今の御答弁をお伺いしたところ、私の印象では、一緒に祝おうと言

ながら、非常に一方通行ではないかという印象を抱きました。市民との協働とは何かという面で、今のこの、例えば市民と一緒に祝う、市への愛着をいただけるような事業を各課から提案していただくということでしたが、各課からの提案の中に、市民はどこに入っていますか。

担当課の方が、今までももちろん、市民との接点の中で、こういうことがいいのではないかという思いで出されてきているとは思いますが。でも、そこに市民の思いがどういう形で入っているのかということが、私は市民との協働をしていく上で、大事な作業ではないかと思うんですけども、その部分をどのように考えておられるのかということです。

コイ・こいフェスティバルも毎年、市民の皆様が本当にたくさん参加していただける、にぎやかな楽しい事業ですが、これに参加される方を増やす、本当にそれでいいのかなど。中身ではないかと思うんですけども、60周年の試みというのは、そこであの大変な作業をされたんだと思うんですね。

職員の皆様としても、市民の皆様と一緒にやっていくという経験をするのは非常に有意義だったけれども、業務の負担も非常に大きかったと、大変だったと、多くの職員の皆さんはそうにおっしゃってます。本当に大変だったんだろうなと思います。

ただ、大変だからもうやらないと、ここからはもう、こんな大変なことは二度とやらないで、別のやり方をしようとなったのか、それとも大変な事業だったけれども、何とかまた工夫をしてできるようにしないかというあたりで、どのように考えたのかなというのを、少しお聞かせください。

私は、この大変さを何とか軽減していくために、例えば民間の事業所に、こういうまちづくりのプロの方に少しお手伝いしていただく方法というのもあるかと思うんですけども、その辺についてお考えはなかったかどうか、お聞かせください。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） コイ・こいフェスティバルの実行委員会の中での話なんですけれども、来年度予算で予算の額が増額されましたら、まず、実行委員会の中では、さらに企画部会とかいろんな部会がありまして、その中から意見をまず上げていきます。その中で、さらに実行委員会の中で、市民の方と、企画部会にも市民の方がおられるんですけども、実行委員会にも市民の方がおられます。その中で、一からこういったイベントの内容とか、レイアウトとか、盛り上げるためにどうしたらいいかというのを、一から市民の方と話していくことになります。

増額された部分についても、この部分について、どのような記念事業、業務を加えていくかということにつきましても、市民の方と一から考えていくことになりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 事業手法の工夫というところがございます。

先ほど市長の答弁でもありましたように、予算を伴う事業につきましては、最終的には令和6年度の予算編成作業で事業を精査していくことになりますので、今後70周年記念事業の全体事業を選定する中で、事業委託する方法も含めて、実施方法について担当課とも、

しっかり協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 細川議員。

○14番（細川雅子） 何か、コイ・こいフェスティバル一点に話が集約してしまったような気もするんですけども、コイ・こいフェスティバルについては、来年そのようにお考えであると。市民の、御意見もしっかり入れていきたいということであれば、まだ今から今年のコイ・こいフェスティバルがございますよね。もう11月なので、あと1カ月以上あると思いますが、70周年を見据えた、来年度に何か少しつながるような企画というのを、当然考えておられると思います。しっかりとそういうところに、もうコイ・こいフェスティバルに関してはつなげていただきたいなと思うんですけども、コイ・こいフェスティバルだけではないですよ。

70周年ということで先ほど、かわいらしい70周年バージョンのコイちゃんのキャラクターが非常に評判がよくて、たくさんの方に使っていただけそうだったとお話を御紹介いただきましたが、魔法使いのコイちゃんですけれども、あのコイちゃんを使うことによって、魔法にかけられたように、知らないうちに70周年の思いが一緒になるなんて、甘いことを考えたら駄目だと思います。

先ほどの同僚議員の質問の中で、応募してくださいとか、そういうのをホームページで出したとか、あれだけで人が集まると思ったら大間違いではないかといったお言葉もありましたけれども、私もそう思います。あれを使ったから魔法がかかるなんていうことは、もちろん考えてないと思いますけどね。その、やっぱり魔法をかけるためには、汗を流すところが必要だと思うんですよ。

その部分で、来年度の予算が決まったらという言い方もされておりましたが、予算について、どのようにお考えでしょうかねというか、全体の規模を、やっぱりどういう事業をしたいとか、どういうふうにしていきたいかというのがないことには、予算がつかれないのではないかと、私は思うんですよ。

何か今ある中で、少し何かこんなことをしたいということで予算の上乗せをするとか、そんなことで、本当に市民の皆様が提案して、もう今から提案事業もあるのかないのかよく分かりませんが、市民からの提案事業というのは、受けるんでしょうか。ちょっとすみません、聞き忘れました。そこをお答えください。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 市制70周年を記念した、市民提案型の事業でございます。

これは、市制施行70周年を市内外に広くPRし、盛り上がりを創出したり、大竹市の知名度を高める各種取り組みなど、市民から提案のあった記念事業を支援する制度のほうを検討しております。

こうした取り組みにより、大竹市のまちの魅力アップや、ふるさとへの愛着や誇りを持つ人が増えることで、地域コミュニティが活性化され、持続可能な地域づくりにつながるなどの効果を期待しております。

補助金額など、まだ具体的な制度設計につきましては、これから検討してまいりたいと

考えております。なるべく使いやすい、提案しやすい制度にしたいと考えておりますので、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 細川議員。

○14番（細川雅子） 担当課には非常に期待しているところでございますので、多くの市民の方が今までできなかったことができるのか、これからにつながるようなことが提案しやすいような仕組みなんかも考えていただければと思いますが、私、60周年にちょっと戻るんですけれども、1つは駅前の歌声喫茶ですか、ああいう形で残ってくれたとおっしゃいますが、例えば16あったうちの1件では、ちょっと打率が低過ぎますがね。

先ほど自治振興課長から提案していただいた事業が、これからも持続していくように願っているというような言い方をされましたが、60周年事業の16ある事業のうち、もう単発で、そもそも単発で提案してきた事業もたくさんあったと思うんですよね。それはその受け方にもあると思うし、その後のフォローの仕方もあったと思うんですけど、市民の皆様が一生懸命汗を流して提案をしてきて、考えて、一緒にやった。それで、ではその後どのようなフォローがあったのかというあたりのフォロー体制が、少し物足りない部分もあったので、市民側の自主的な、自力のあるところは残ったけれども、もう単発でいいと思っていたところはそれで終わったし、引き続きできていたところは生き残ってるしというような感じだと思うんですよね。

今やってる市民活動の補助ですか、市民活動助成金でしたっけ。あれも非常にありがたい助成ではあるんですけれども、もう任せられ放し、提案してきた市民グループに。そこをもう1つ引き上げていくような提案が、では市のほうから何かあるとか、悩みを解決していく横のつながりが何かあるとか、私、前からそういった市民活動のグループ同士の、そういう悩みを共有できるような仕組みとか、悩みを解決できるようなプロからのとか、視点のアドバイスとか、そういうものがあれば、もっとつながっていていた事業もあるのかなというのを思いながら、いつも見てるんですけどね。

このたびの70周年を契機に、そういった、もう少し幅広くいろんな事業を、市民の皆様から提案していただける事業をやるのであれば、今後につながっていくような、市としてのそのフォローができるような体制も、一緒に考えていただきたいと思っております。

それが例えば難しいのであれば、それこそ民間の事業者のお知恵をいただくような仕組みですよね。今、まちづくり事業とかいろいろやっていると随分あると思うんですよね。職員の皆さんだけが大変なところを、ふだんの仕事だけでも、皆さん目いっぱいやっていたら、新たにこれが入ってくるというのは、本当に大変なことだと思います。

そこには、やはり取り組むほうも何かの喜びがないとできませんし、発見がないと嫌になっちゃいますから、例えば、お金はかかるとは思いますが、外部の方の知恵をいただきながら、職員がそこに少し関わりながら、新たな発見とか、新たな学びをしていくような70周年にできたら、終わった後からも、その学びを次に生かしていけるように思います。

今5回目になっちゃったので、最後に言いたいこともあったんですけども、今言った、

次につながるような何か工夫あたりで、思いがあったらお聞かせください。

これで終わります。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 60周年記念のときの事業に対してのフォローというのは、正直できていなかったのかなというふうには思っております。今後の、持続可能な地域づくりに向けたものにするためにも、議員からいい御提案をいただきましたので、今後に向けてどのような形で取り組めるかというのを、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩をいたします。

なお、再開は午後3時40分といたします。御参集をお願いします。

~~~~~○~~~~~

15時25分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、中川議員から発言の申し出を受けておりますので、これを許可します。

中川議員。

○9番（中川智之） すみません、訂正のお願いをいたします。先ほどの私の質問の中で、資料が分かりにくくて、ちょっといいかげんなことを言ったと思うので、すみませんが訂正させてください。

教職員の働き方というところで、80時間云々というところは、ちょっと口籠ってしまっただけですが、正確には過労死認定のラインとされる、月80時間超の残業に相当する学校内勤務時間、週60時間以上の教諭は改善されたものの、依然として深刻であるというふうに訂正させてください。

○議長（北地範久） 一般質問を続行します。

続いて、3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） 市民の味方の、豊川和也と申します。よろしくお願ひいたします。

私は恥をかいても、馬鹿にされても、この一般質問はやり切りたいと思っております。市民の代表として、最後まで頑張ろうと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず、私のほうから、2点質問させてください。NHKのど自慢の大竹市への誘致についてでございます。

大竹市をますます栄える都市に、文化芸術の振興においても、全国へ向け、住みやすいまち大竹市をPRのためにも、ぜひ、私からの御提案がございます。公開視聴型、参加型テレビ番組の誘致でございます。

NHKで毎週日曜日の昼、12時15分から13時の生放送。NHKのど自慢という、1946年より開始され、テレビ放送は1953年からやられておる長寿番組になります。以前にも、私も観客として、子供の頃でございますが、会場に行ったことがございますが、知り合いな

どが出演されていて、何より出演者も観客も歌手のゲストも応援する、盛り上げる方向性が、1つになっている姿を目の当たりにして、私、子供ながらに目頭が熱くなった思い出がございます。

過去に開催されたさまざまな自治体でお話を聞くと、NHKのど自慢は県外や市外の方も応募でき、自治体などのアピールも、皆さんに十分できるとお聞きいたしました。明るく楽しく元気よく、NHKのど自慢のコンセプトですので、これからの、来ていただく、ずっといていただく、大竹市におけるまちづくりにおきましても大切なことだろうと、私自身、強く思っております。

のど自慢は、このオンエア以外にも、前日の土曜日に予選会もあり、そちらも出演者、応援者の方、観覧の方で、大変盛り上がっております。大竹市民の皆さんに、ぜひのど自慢に出場していただきたい、出場した市民の方を応援してもらいたい、私は、そう強く思っております。

来年は、我々大先輩の名誉市民であります、昭和の歌謡曲を代表する作詞家、石本美由起さんの御生誕100年という節目の年にもなります。石本さんが手がけられた作詞は、数多くの人を魅了し、皆さんに勇気と元気を与えてこられました。

歌というのは、つらいとき、悲しいとき、楽しいとき、やる気を出したいとき、日常的に皆さんのそばにあるもので、歌うことによって、あるいは聞くことによって、感情が揺るがされるものだとも思っております。歌という文化芸術の振興を通じ、大竹市を盛り上げ、イベントやまちづくりにおいて歌を身近に、もっと活性化していけばよいと、私は考えております。

次に、自主防災アドバイザーの御質問でございます。広島県自主防災アドバイザーの、大竹市在住の方における育成についてでございます。

現在、大竹市内におきまして、市公認の大竹市防災リーダーというのもございまして、こちらのほうは毎年募集を行っており、2日間の講習を経て、数多くの防災リーダーが誕生しており、各地域の自主防災組織にて、住民へ呼びかけ体制の強化、周知活動などを積極的にされており、御活躍されております。私も講習を受け、認定していただき、防災リーダーの1人ではございますが、皆さんには非常に敬服いたしております。

しかしながら、現在におきましては、広島県が認定する広島県自主防災アドバイザーの大竹市在住の方での認定は、ゼロ名となっております。大竹市内での防災講習会などがあれば、違う市町の講師が出向いてくださり、講演をしてくださっております。

さて、その自主防災アドバイザーとはですが、広島県が主催する年1回の講習を受講し、一定の知識を取得すれば認定し、登録される仕組みとなっております。役割としては、県内それぞれの地域に紹介され、派遣されると、自主防災組織を結成したいが何をどのように始めればよいか分からない、結成したけれど防災訓練や活動の仕方などが分からないなどのお悩みをお聞きし、助言、指導などを行っております。

ほかにも、防災研修会などの講師をされていたり、他の自主防災組織の先進活動事例なども御紹介したり、地震に対する備えなど、自助の取り組み事例なども助言したりしております。

防災アドバイザーは、広島県内各地に約220名、現在、おられます。仮にですが、そのような防災アドバイザーが、大竹市在住の方で、もしいらっしゃれば、大竹市内で自主防災組織を設立したいときや、設立後にも防災アドバイザーの助言やアドバイスがいいきっかけとなり、皆さんがもっと身近で気軽に相談し合える、防災訓練などがしやすい環境がつかれる、災害時も、より早く伝達できる、また、市内の防災アドバイザーが大竹市外などで講習会の講師などにお呼びがかかった際には、大竹市の地形や状況なども、その地域の方に説明ができ、皆さんと理解を深めることができる、市外の状況なども市内の方と共有できる、そういう利点もございます。

現在、日本は外国に比べると、台風、大雨、地震、火山噴火などの自然災害が発生しやすく、その被害も大きな国です。大竹市内の自主防災組織の設立率を上げるためにも、ぜひ、大竹市在住の防災アドバイザーの育成を進めてみてはいかがでしょうか。

壇上からの質問は、以上になります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私たちの心を豊かにしてくれる文化芸術の振興、そして、地域の安心・安全を守るための防災対策。いずれも、まちづくりに欠かせない取り組みでございます。御提案いただいたの御質問、ありがとうございます。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

なお、1点目のNHKのど自慢の誘致に関する御質問については、後ほど教育長職務代理者が答弁いたします。

まず、県の防災アドバイザーを大竹市在住の方で育成してほしいについてでございます。

本市では、自主防災組織を対象とした研修会や、防災リーダー育成のための研修において、職員以外の講師として、広島県の消防保安課を通じて、県の自主防災アドバイザーを派遣していただいています。

広島県自主防災アドバイザー実施要領によると、自主防災に取り組む者をはじめ、自主防災組織の結成及び活動などに関する知識や技能を有する者を、広島県自主防災アドバイザーとして登録し、県のホームページなどを通じて紹介することにより、県内における自主防災組織の結成及び活動などをサポートすることが目的であり、登録対象者は、市町からの推薦、または県消防保安課長の承認を得たものとされています。

現在、広島県自主防災アドバイザーは、220名余りの方が登録されていますが、本市在住の方の登録はありませんので、必然的に他市町在住の自主防災アドバイザーになります。

講師をお願いする自主防災アドバイザーの皆様には、本市の地理的な特性のほか、自主防災組織の育成の現状、問題点などについて、事前に学習をした上で臨んでいただいておりますが、これに加え、御自身の専門的な知見や、大規模災害への対応の経験なども踏まえた講話をいただいています。

本市在住の自主防災アドバイザーがおられれば、議員のおっしゃるように、災害発生時の早期の対応や、市民や自主防災組織との円滑な相談体制が期待できますが、直ちに確保することは困難な状況です。

一方で、他市町在住の自主防災アドバイザーにより、客観的な視点で本市の状況を俯瞰し、適宜アドバイスをいただくことも、本市における自主防災組織の設立、育成において有意義であると考えています。

今後も広島県自主防災アドバイザーの協力をいただきながら、自主防災組織の設立と育成に努めてまいります。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 教育長職務代理人。

〔教育長職務代理人 池田良枝 登壇〕

○教育長職務代理人（池田良枝） それでは、豊川議員の御質問にお答えいたします。

大竹市の文化芸術の振興ということで、NHKのど自慢の誘致を御提案いただき、ありがとうございます。

NHKでは、NHKのど自慢のほか、新・BS日本のうた、ラジオ体操などの全国放送公開番組を各地で実施しております。公開番組は放送を通じて、地域の多様な文化や情報を全国に伝え、視聴者に良質な娯楽や生活に役立つ情報を提供するとともに、周年事業のほか、文化施設の落成や周年記念などの際に、自治体からの要請に応え、地域の活性化や地域文化の振興に寄与することを目的としているとのことです。

NHKのど自慢を開催できる規模の文化施設の落成や周年記念などにつきましては、今のところ予定されていない状況であります。御提案をいただきましたので、今後、そのような節目には、地域の活性化や地域文化の振興につながるイベントとして、さらには全国に情報発信ができる好機と捉え、NHKのど自慢の誘致も含めて、検討してまいりたいと思います。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 御答弁ありがとうございました。

ちょっと一般質問とは関係ないんですが、ユーチューブで見ると方ばかりなので、少し緊張しますので、その辺は、ちょっと御配慮ください。ありがとうございます。

先ほど、NHKのど自慢の御答弁に対してなんですが、こちらが大竹市において、昭和41年と昭和49年に、NHKのど自慢大会を行っておるということでございまして、何とこの昭和49年が、市制施行20周年の時にやられたということでございます。

先ほどの御答弁にもございましたが、のど自慢自体が記念事業、周年事業でよく開催されるということでございまして、当初私がこの一般質問を提出するときには、70周年の記念事業で、大竹市において開催してみようという御提案だったんですが、ちょっとヒアリングの段階におきまして、もう70周年、来年の事業のこのNHKのど自慢大会の申し込みは、市としてお断りをしているということで、大変残念でございましたが、これは私が議員になる前、議員になったのも最近なんですが、昨年11月22日に、入山市長宛てに要望書のほうも出させてもらってあって、何とか、本来来年の70周年記念で、本当に開催していただきたかったんですが、そこは市として、もうお断りしているということで、その辺は、私のほうも理解できました。

こちらが、以前お聞きした際に、入山市長は、市長になられる前の政治活動で、1万世帯の大竹市民の方の声を、足を運んでお聴きして回ったというので、私も政治活動で、皆さんのお声を聴いて回ろうということで、私は、すみません、5,000世帯を回らせていただいたんですが、その際に、とある御高齢の御夫婦の方から、NHKのど自慢を、大竹市で本当に見てみたいというお声をいただいてからの要望書になったということでございます。

こちらが、先ほどの話にちょっと戻るんですが、記念事業とか周年事業でよく開催されるということで、来年記念だったので、ちょうどいいかなと思ったんですが、再来年以降で開催されると考えていただけるのであれば、記念ですよ。記念というのは、よくカップルでも、皆さんつくるではないですか、記念日って。そのあたりの記念でいいのではないかなと、私は思うんです。よく、夜中に、天辺回ったら、今日は何とかの日ですとか、ココナツの日ですとか、あのあたりの記念でいいのではないかなとは思っています。今日はコイちゃんの何周年の誕生日だとか、そのあたりでいいのではないかなと思います。

のど自慢のよさですけれども、生放送で編集がないということと、経済が活性することによってでございます。こちらは、ある方からちょっとお聞きしたんですが、のど自慢をやる市町その1カ月前から、カラオケやスナックが、もうのど自慢の練習場になり、もう大盛り上がりということで、これはすごいなと思いましたね。

こちらがテレビに映るときに、本番では20組しか歌わないですが、この予選会が、もう250組も来るということでございます。すごいんですよ、これが。出場希望に至っては、もう1,000通ぐらい来るという。私、本当に驚きました。観覧希望に至っては、1万通ぐらいの申し込みが、あるときはあるそうなんです。これは大竹市に来ていただいて、どんどん来ていただいた方に、大竹市の魅力を発信してみたいかでしょうか。

また、前日の予選会も応援される方の出入りが自由なので、その辺、来ていただいた方に、大竹市をアピールしてみたいかでしょうかということで、こちらが、ちょっと席の規定も何席以上とかありますので、その辺は、総合体育館に観客席を増設とかすれば、対応可能ではないかなと思います。

申し込みなんですけど、こちら、ヒアリングのときもお話ししたんですが、のど自慢以外にも第3希望まで出せるということで、NHKのほうから自治体のほうに、そういう、やりませんかというアンケート用紙みたいなのが来るそうです。これは、山口県の周南市役所の担当者の方も、おっしゃっていました。

次に、のど自慢の視聴率でございますけれども、ビデオリサーチという視聴率の調査会社が調べたところ、この2023年9月4日から9月10日の、のど自慢大会における視聴率が3.5%ということで、これ3.5%というと、私もあまりぴんときませんけれども、視聴率というのは、大体1%で全国的に118.5万人の方が見ておるんですよ。なので、3.5%となると、相当数が見ておるという計算になりますよ。ということで、大竹市も盛り上がるのではないかなと思います。

こちらが、ちょっと御答弁は、本当に再質問はしないというふうに言ってたんですが、入山市長の方に、ぜひ今後の開催に向けて、ちょっと前向きな御回答をいただきたいなと

思います。よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務所長（柿本 剛） 申し訳ありません。ちょっと誤解があつてはいけないので申し上げておきますけれども、NHKのど自慢を断つたというのではなくて、特に大竹市が指名されてどうですかというような依頼ではなくて、広く応募を呼びかけるような通知でございましたので、それに対して、これは7月の時点では、来年度のど自慢をやるかどうかということ判断できる状況にありませんでしたので、申し込みをしなかったということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。すみません。私の勘違いでした。申し訳ございません。今のはちょっと訂正させていただきます。お断りをしたわけではなくて、申し込み自体をされなかったということでございます。すみません。

大竹市において、のど自慢大会開催を本当に心待ちにしておられる市民の方が、たくさんいらっしゃるの、この辺は私のほうも、本当に訴えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただくんですが、こちらの防災アドバイザー、広島県認定の防災アドバイザーの件なんですが、こちらのほうが、ただいま大竹市においてはゼロ名なんですけれども、今、講習に来てもらっている講師の方、ちょっと、私も本当にこれ、疑問に思ったのが、議員になる前、昨年のことなので、こちら3月議会でも、ほかの議員が御質問されたと思うんですけども、現在、もう8割方同じ講師の方が来られておつて、それが何でかと言ったら、その講師の方を必要とされている地域の方もおられると思うんですよ。その講師の方が、ちょっと力不足だと言ってるわけではなくて、私も何度か受講したことがあるんですけど、その講師の方も、来たらきちんと講師をしてくださる方なんですけど、ちょっと大竹市において、何で多いのかなという点がございまして、すみません、広島県の自主防災アドバイザーの登録者一覧というのを拝見させていただいたら、結構、本当に220名おられて、もっとほかの地域の方にも、いろんな講師に触れ合っていたら、受講していただきたいなと思うんですよ。

この広島県自主防災アドバイザー登録者一覧という、こちらホームページでも公開されておるんですが、防災アドバイザーの名前と、所属されてる住所と、その他の説明のところとかに、防災テント運営とか設立準備とか、いろいろ得意分野が書かれておるので、その中で当てはめていけばいいのではないかなとは思うんですよね。

なので、ちょっとその辺のことをお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 同じ自主防災アドバイザー講師が偏っているのではないかと、いった御質問だったかと思ひます。

平成30年の7月豪雨以降、広島県と市町が連携しまして、災害時の住民の方々に適切な避難行動を取っていただくことを目的にした、自主防災組織による呼びかけ体制の構築事業というのを展開しております。本市もこの事業を活用して、自主防災組織を対象とした

研修を実施しております。

この事業は、広島県からこの事業の重要性を理解し、自身の活動の経験値や多くの他地域の取り組み事例を持っている自主防災アドバイザーの派遣を受けて取り組むことから、特定の方が多く講師をされる結果となっております。

また、大竹市で主催します全組織を対象としましたセミナーや、集合訓練の後、一部の組織が要望されまして、ステップアップ訓練を実施される際にも、それまでの経緯を熟知している方に講師をお願いすることになりますので、どうしても特定の自主防災アドバイザーの派遣回数が増えているという結果となっております。

これまで何度も本市の研修で講師を務めていただいている方につきましても、自主防災組織の設立、育成のための講師として、申し分ないと考えているところです。

なお、本市の自主防災組織で活動していただいております防災リーダーの皆様を対象とした研修において、昨年度から新たな試みとして、東日本大震災の後の避難所運営などを推進されました震災の語り部の方を講師に招き、講演をいただいたこともございます。

こうした県防災アドバイザー以外の講師による研修についても、利用可能な制度を積極的に活用して、検討、実施してまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川委員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。これは、私の所属している自治会のことなんですが、私、自治会で、防災の担当をやらせていただいております。私の事例から言わせていただくと、ちょっと多いのではないかと講師に、おとしの12月に、ステップアップ講習1回目をしていただきました。こちらのほうは、皆さん、地域の方も大変、何か喜ばれておりました。

昨年の令和4年3月の出来事なんですけれども、ステップアップ訓練の2回目ですね。私のほうに、私と課長の部下の職員がLINEのやり取りをしております。ちょっとLINEには残ってるんですけれども、同じ講師の都合を、広島県を通じて確認されて、去年の3月21日の月曜日ですね。しかも、その日は祝日でありました。私のほうにLINEが何て入ってきたかと言いますと、こちらの講師がお忙しくて、3月21日の月曜日の祝日しか空いてないから、そちらのほうで確認事項として、自治会として、この日程に同意するか、しないかということ、午前、午後のどちらかを、次の日の翌日のお昼までに回答してくれというふうに来られたので、私、ふと思ったんですよ。ほかの講師では駄目なのかなと思って、しかも3月21日、月曜日の祝日となると、地域の皆さん、どこかに遊びに行ったり、どこか予定があったりとかしてしまうので、私もちょっとてんでこ舞いになって、当時の自治会長と相談して、市の職員が言われるなら仕方ないよねという結論に至りまして、そちらのほうをちょっと受けたんですけれども、場所のほうも、おがたピアのほうで祝日が休みなので、市役所3階大会議室でということなので、そちらのほうを受けて、3月21日に講習を受けて、それでも自治会の方が10名程度、一生懸命時間をつくって集まってくれたという経緯もございます。

こちら、ちょっと私、気になったので、竹原市にちょっと聞いてみました。基本的に竹

原市は、講習の際は、自治会の自主防災組織の希望が最優先ということですね、この日程ですよね。次にどういう話をしたらよいかというのと、そこで相談して、県の方と防災アドバイザーを派遣するという調整をされるということなんですよ。なので、自治会のその日程に、偏った講師を無理やりねじ込まれるというようなことをやられると、私のほうとしても、ちょっと不信感がございました。

なので、ほかの自治会の自主防災組織は、そちらの講師が必要と言われる方も絶対おられると思うので、私の自治会においては、この講師がいい、絶対この講師ではないと駄目だ、だから日程もこの講師に合わせようという方は1人もいらっしやらなかったんで、その辺は考えていただきたいなと思います。

最後に、こちらは私からのちょっと要望なんですけど、先ほども防災リーダーが話題に出ておりましたけれども、こちらが大竹市のほうが認定する、合計2日間の講習で年に1回あるんですが、今、私が知ってるだけで、広報、ホームページで周知されてると思うんですが、去年、おとしあたりは、そんなに人数もそろってなかったと思うので、もうちょっと皆さんの人数をそろえるためにも、周知の方法も考えられてみてはいかがでしょうか。

例えば、高校生以上という要件がございますので、地元の高校にも、もっとアピールしていただいたり、日頃から出前授業などをされてみてはいかがでしょうかかなとは思っています。

ということで、大竹市の自主防災組織の設置率が、令和4年4月1日時点で74.2%ということで、もうちょっと設置率を上げていくためにも、今後、防災アドバイザー、防災リーダーの養成のほう、よろしく願いいたします。

私の質問は、以上になります。何かありましたらお願いします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 御質問ありがとうございます。

令和4年3月の研修で、講師の日程に合わせてスケジュールをこちらのほうから決めたというような内容でございますけれども、ちょうど折しもコロナでいろいろ制限があったり、解除になったりとかいった時期だったと思います。なかなか日程調整が難しい時期でもあったのかなとは思いますが、同じ講師がまた、その日程、都合に合わせてということだったと思うんですが、これステップアップとおっしゃっていたんですけど、設立支援のことではないかと思えます。設立支援ということであれば、なおさら、先ほどの答弁にもございましたように、最初の研修であったり訓練をした後に、その状況が分かった講師の方をお願いをしますので、同じ講師の方、同じ自主防災アドバイザーの方が来られるというのは、これは致し方ないことなのかなと。私どものほうも、そちらの講師の先生にお願いしたいと考えておりましたし、実際、最近も、やっぱりそういうような訓練のやり方が、通常のやり方となっております。

それから、防災リーダーの周知のことにつきましては、以前ほかの議員にもいろいろと御質問いただいたりしております。我々も若い方、それから、女性のリーダーの方の募集というところには、何かいいアイデアがないかと考えているところでございますので、他の自治体の状況等も研究しながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 質問は以上ですと言ったんですが、すみません。

そうですね。設立支援で、1回目はそうだったんですが、翌年の4月に私の自治会の総会というのがございまして、そちらをもって自主防災組織が立ち上がる予定でしたので、2回目の講習をやらせていただいたと思うんですよ。

なので、2回目の講習は、ステップアップ講習の練度Bになる講習だったと思うので、すみません、そちらのほうは、よろしく願いいたします。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

会議の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、9月20日の本会議に継続したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、9月20日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

9月20日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知いたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時23分 延会

(5. 9. 19)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月19日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 小 出 哲 義

大竹市議会議員 末 広 天 佑

令和5年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和5年9月20日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|------------|--|-----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 認 第 6号 | 令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について | 生活環境付託 |
| 第 3 | 議案第61号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 第 4 | 議案第62号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 第 5 | 議案第65号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号） | 生活環境付託 |
| 第 6 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 即 決
（一 括） |
| 第 7 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 第 8 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 第 9 | 議案第56号 | 大竹市税条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第10 | 議案第57号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | 生活環境付託
（一 括） |
| 第11 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について | |
| 第12 | 議案第58号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第13 | 議案第59号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について | 総務文教付託 |
| 第14 | 議案第63号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | 総務文教付託
（一 括） |
| 第15 | 議案第64号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号） | |
| 第16 | 議案第66号 | 監査委員の選任の同意について | 即 決 |
| 第17 | 令和5年決議案第1号 | 広報広聴特別委員会の設置に関する決議 | 即 決 |
| 第18 | 令和5年決議案第2号 | 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議 | 即 決 |
| 第19 | 令和5年決議案第3号 | 議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議 | 即 決 |
| 第20 | 令和5年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第6号から日程第 5 議案第65号(説明・付託)
- 日程第 6 諮問第1号から日程第 8 諮問第3号(説明・表決)
- 日程第 9 議案第56号(説明・付託)
- 日程第10 議案第57号から日程第11 議案第60号(説明・付託)
- 日程第12 議案第58号(説明・付託)
- 日程第13 議案第59号(説明・付託)
- 日程第14 議案第63号から日程第15 議案第64号(説明・付託)
- 日程第16 議案第66号(説明・表決)
- 日程第17 令和5年決議案第1号(説明・表決)
- 追加日程第 1 広報広聴特別委員会委員の選任について
- 日程第18 令和5年決議案第2号(説明・表決)
- 追加日程第 2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について
- 日程第19 令和5年決議案第3号(説明・表決)
- 追加日程第 3 議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任について
- 日程第20 令和5年請願第2号(付託)

○出席議員(15人)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 北地 範久 | 2番 | 中野 友博 |
| 3番 | 豊川 和也 | 4番 | 山代 英資 |
| 5番 | 岡 和明 | 6番 | 小出 哲義 |
| 7番 | 末広 天佑 | 8番 | 藤川 和弘 |
| 9番 | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川 雅子 |
| 15番 | 寺岡 公章 | | |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

- | | |
|---------------|-------|
| 市 長 | 入山 欣郎 |
| 副 市長 | 太田 勲男 |
| 教育長職務代理者 | 池田 良枝 |
| 総務部長 | 佐伯 和規 |
| 市民生活部長 | 中村 一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原 尚美 |
| 建設部長 | 山本 茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長 | 小田 健治 |
| 上下水道局長 | 古賀 正則 |
| 消防 長 | 小田 明博 |

総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
監 査 委 員

柿 本 剛
三 井 佳 和
薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

10時00分 開議

○議長（北地範久） 皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に皆さんにお知らせいたします。本日11時にJアラートの訓練が予定されております。放送・メール着信等がありますので、できましたらこれを避けて会議を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第5〔一括上程〕

認 第 6号 令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について

議案第61号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第65号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（北地範久） 日程第2、認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第5、議案第65号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る4件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、認第6号、議案第61号、議案第62号及び議案第65号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあります。

こうした中で、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和4年度も利益を計上することができました。しかしながら、純利益が少なかつたため、水道事業においては、今年度は剰余金の処分は予定していません。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、313万2,600立方メートルで、前年度から7万1,485立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で3億5,017万641円を支出いたしました。

主な事業といたしましては、防鹿水源地4号ろ過池改良工事や御園一丁目・立戸三丁目地内配水管改良工事（繰越分）などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億1,045万9,011円、支出総額5億696万9,836円で、差し引き348万9,175円の純利益となりました。これに、令和3年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和4年度末の当年度未処分利益剰余金は1億6,149万1,391円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億9,989万3,876円、支出総額3億9,904万9,238円で、差し引き1億9,915万5,362円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,997万8,647円、過年度分損益勘定留保資金1億6,917万6,715円で補填いたしました。

続きまして、議案第61号令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和4年度の工業用水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は1億4,352万7,851円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書46ページ、剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金の取崩額を控除した額を全額減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減などに引き続き健全経営に努め、令和4年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、1,096万1,431立方メートルで、前年度から9万6,135立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億475万2,123円、支出総額3億9,406万354円で、差し引き1億1,069万1,769円の純利益となりました。

これに、減債積立金の取崩額を加えた令和4年度末の未処分利益剰余金は1億4,352万7,851円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1,780万円、支出総額3億6,679万382円で、差し引き3億4,899万382円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87万3,360円、過年度分損益勘定留保資金1億1,758万6,857円、当年度分損益勘定留保資金1億9,769万4,083円、減債積立金3,283万6,082円で補填いたしました。

続きまして、議案第62号令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和4年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は、5億5,148万4,970円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書82ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金に450万円、建設改良積立金に4,500万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に、処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入は減少傾向にあります。また、施設の老朽化対策が課題となっており、厳しい経営状況が続いております。

こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和4年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は、699万6,059立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は、279万6,403立方メートルで、前年度から5万4,404立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で7億959万4,089円を支出いたしました。

主な事業といたしましては、大竹下水処理場1系散気装置等機械電気設備改築更新工事や小島雨水排水ポンプ場自動除塵機他機械設備改築更新工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億4,667万3,192円、支出総額8億5,697万6,802円で、差し引き8,969万6,390円の純利益となりました。

これに、令和3年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和4年度末の当年度未処分利益剰余金は5億5,148万4,970円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額7億592万9,964円、支出総額9億28万190円で、差し引き1億9,435万226円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,954万1,400円、過年度分損益勘定留保資金1億6,480万8,826円で補填いたしました。

続きまして、議案第65号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、玖波雨水排水ポンプ場事業計画変更業務について、広島県の依頼により移設の検討を中止することとなったため、今年度中に事業費を精算する必要が生じたものでございます。

以上で、認第6号、議案第61号、議案第62号及び議案第65号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(北地範久) この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

[監査委員 薬師寺基夫 登壇]

○監査委員(薬師寺基夫) 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和4年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を御説明いたします。

説明の前に、お手元の審査意見書と書かれた冊子があると思うんですが、この後の説明では、単に意見書という言い方をします。それから、もう1つ、審査資料と書かれたページが1ページから付番された資料があると思うんですが、この2つを用いて説明いたします。

それでは、早速、意見書の1ページをお開きください。

本資料は、令和5年6月5日から7月25日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、その計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと5ページをお開きください。

3の経営成績というところで、(3)損益についてという項目がありますが、収支の状況を記載しておりまして、あわせまして、審査資料では36ページと37ページを御参照ください。右肩に資料3と書かれた比較損益計算書と書かれたもの、上段の部分ですけれども、水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益はちょうど段の真ん中に、5億1,045万9,000円、それから、36ページの借方の総費用は、これも真ん中に5億697万円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は348万9,000円の黒字決算となっているものの、前年度と比べますと3,599万9,000円の減少、これを率にしますと91.2%の減少となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと13ページになります。

そこの3の経営成績の(3)損益についてというところですが、あわせまして、先ほどの審査資料ですと36ページと37ページに、資料3の下段のほうに、工業用水道事業会計の収支を表示しております。こちらで御説明いたします。

まず、37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億475万2,000円、36ページの借方の総費用は3億9,406万円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は、1億1,069万2,000円の黒字決算となっているものの、前年度と比べますと265万2,000円の減少、これを率にしますと2.3%の減少となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況を御説明いたしますので、意見書の23ページをお開きください。

3の経営成績の(3)の損益についてで、収支の状況を記載しております。あわせまして、審査資料ですと38ページと39ページをお開きください。右肩に資料4と書いたところです。比較損益計算書で公共下水道事業会計の収支を表示しておりまして、こちらで御説

明いたします。

39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は9億4,667万3,000円、38ページの借方の総費用は8億5,697万7,000円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は、8,969万6,000円の黒字決算となっております、これも前年度と比べて1,250万5,000円の増加、率にしますと16.2%の増加となっております。

以上が、3事業会計における当年度の経営状況でございますが、貸借対照表やキャッシュフロー計算書に基づく財務分析など、その他の審査項目につきましては、本日時間の都合で割愛させていただきます。後ほど意見書を御参照ください。

最後になりますが、意見書の30ページをお開きください。

4番、(第4章)と書いてます結びというところで、3事業会計における現状と課題について触れていますので、要点を絞って御説明させていただきます。

(1)の水道事業会計における現状と課題を御覧ください。

水道事業会計においては、給水人口の減少と節水機器の普及等を要因として、収益が減少傾向にあります。また、令和3年度の有収水率は、県内14市平均との比較において、大きく下回っております。その主な原因は漏水であると考えられます。令和2年に策定された大竹市水道事業経営戦略における投資・財政計画に基づき、工事の着実な実施の取り組みを要望いたします。

なお、施設の計画的な更新・修繕は、工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計においても、先送りできない重要課題でございます。緊急度の高い施設から優先順位をつけて、計画的更新に努めていただきたいと思いますところでございます。

続きまして、(4)の総括意見というところを御覧ください。

公営企業事業会計の資産は、本市にとって重要な社会資本でございますが、その役割を果たすためには、老朽化するインフラを適切に更新することが求められます。しかしながら、将来的な人員不足や運営ノウハウ不足が想定されており、施設の点検、維持管理における技術、技能の伝承や危機管理対応できる技術系職員の確保・育成は本市において大きな課題でございます。将来にわたって安定的な経営基盤を確保するため、業務の標準化・効率化とともに、DXの推進等を含め、人員不足の解消、業務の効率化を図っていただくよう要望いたします。

また、時代の要請に合った適切なインフラの維持管理・更新は重要であります。PDCAサイクルによる進捗管理と見直しを確実にを行い、地域のニーズを踏まえた社会資本ストックの価値の最大化を図られるとともに、適切な料金体系である根拠データを分かりやすく広報することにより、市民への理解に努められるよう要望するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、各事業会計決算の審査概要といたします。

○議長(北地範久) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

認第 6 号から議案第 65 号に至る 4 件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 6～日程第 8〔一括上程〕

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（北地範久） 日程第 6、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第 8、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦についてに至る 3 件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第 1 号から第 3 号までの 3 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

諮問第 1 号から第 3 号までは、令和 5 年 12 月 31 日で現在の任期が満了となります人権擁護委員 3 名の後任者を候補者として、法務大臣に推薦しようとするものです。

推薦に当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、順に説明いたします。

諮問第 1 号市川洋氏でございます。市川氏は、長年、教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。同氏は令和元年 10 月から大竹市明るい選挙推進員として、また、令和 4 年 5 月からは、広島県明るい選挙推進協議会実践委員としても活動されています。また、令和 5 年 4 月からは大竹市教育委員としても活動されています。

大竹市の教育や地域の実情について精通されておられる市川氏は、人権擁護委員として適任と考えるので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第 2 号碓敏孝氏でございます。碓氏は、長年、福祉業務に携わってこられ、高齢者福祉施設などでの生活相談、開設業務、施設運営などを通し、高齢の方や障害のある方の人権問題に深く関わってこられました。あわせて、御家族などの日常生活支援や地域住民の方の福祉・介護に関する相談窓口の業務にも御尽力されてきました。

また、令和 5 年 5 月からは、学校を核とした地域づくりを行う大竹市地域学校協働本部で活動されており、子供たちの学びや成長を支えておられます。

さまざまな人々が共に支え合い、能力を発揮する取り組みについて精通されておられる碓氏は、人権擁護委員として適任と考えるので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第 3 号藤本京子氏でございます。藤本氏は、大竹小学校 P T A 副会長、大竹中学校 P T A 副会長、大竹市 P T A 連合会母親代表として、学校や地域、保護者と連携を取ったり、子供たちに声かけをしたり、他市町の P T A の取り組みを大竹市 P T A の

取り組みに活用するなど、子供が健全に育成できるための活動に御尽力されました。また、現在は玖波公民館における地域活動団体のボランティアスタッフとしても活動しております。

人望が厚く、子供、保護者、学校、地域活動をされている方の気持ちに寄り添える藤本氏は、人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

以上、諮問第1号から諮問第3号までの説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議のない旨、答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議なしの旨、答申することに決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

本件は異議のない旨、答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議なしの旨、答申することに決しました。

続いて、諮問第3号を採決いたします。

本件は異議のない旨、答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は異議なしの旨、答申することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 9 議案第 5 6 号 大竹市税条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第 9、議案第56号大竹市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第56号大竹市税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点として、個人の市民税関係が 8 点と軽自動車税関係が 1 点ございます。

まず、個人の市民税に関する改正点でございます。1 点目として、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についてでございます。

株式等の配当所得や譲渡所得については、市県民税が源泉徴収されていますが、納税義務者が確定申告を行った場合、市県民税所得割額から一定の額を控除しております。

このときに控除しきれなかった額が生じた場合、還付または未納徴収金へ充当する処理をしています。

しかし、令和 6 年度から、国税である森林環境税が地方税である市県民税とあわせて賦課徴収することとなる中、国税と地方税との間で還付または充当の規定がないことから、新たに納税義務者が還付または充当を市、県に対して委託したとみなす規定を設けるものでございます。

2 点目として、個人の市民税に係る給与所得者が提出する扶養親族等申告書についてでございます。

給与所得者の扶養親族等申告書に記載する事項が前年の申告内容と異動がない場合、その申告書に記載する事項について、異動がない旨の記載に変えることができるよう改正をするものでございます。こちらは令和 7 年 1 月 1 日からの適用となります。

3 点目として、森林環境税の徴収方法についてでございます。

令和 6 年 1 月 1 日の賦課期日で賦課徴収することとなる森林環境税を市県民税の均等割とあわせて賦課徴収するものでございます。

4 点目として、市県民税納税通知書の表示についてでございます。

森林環境税を賦課徴収することに伴い、納付することとなる森林環境税額を納税通知書に追加記載するものでございます。

5 点目として、給与所得に係る市県民税の特別徴収についてでございます。

市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額に森林環境税を合算して徴収する規定とするものでございます。

6 点目として、給与所得に係る特別徴収となっていた納税義務者が、退職等により、普通徴収へ切り替わることとなった場合の過誤納金についてでございます。

これまで、過誤納金が生じた場合、還付もしくは未納徴収金へ充当していましたが、新たに徴収することとなる国税である森林環境税と地方税である市県民税との間で充当することは、国と地方の財政秩序の観点から適切でないため、これら過誤納金の還付または充当について、納税義務者が市、県に対して委託したとみなす規定を設けるものでございます。

7点目として、公的年金等に係る市県民税の特別徴収についてです。

市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額に森林環境税を合算して徴収する規定とするものでございます。

8点目として、年金所得に係る市県民税特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れについてでございます。

これまで、年金所得に係る特別徴収税額に過誤納金が生じた場合、還付もしくは充当をしていましたが、6点目の給与所得者の特別徴収の場合と同様に、国税である森林環境税と地方税である市県民税との間で充当することは、国と地方の財政秩序の観点から適切でないため、これら過誤納金の還付または充当について、納税義務者が市、県に対して委託したとみなす規定を設けるものでございます。

次に、軽自動車税に関する改正点でございます。令和4年3月以降、一部メーカーによる燃費・排出ガス試験不正の発覚は、環境性能により優遇を行う税制措置を揺るがすものであったことから、再発防止策として、不正により生じた納税不足額に係る納税義務を当該メーカーに負わせる環境性能割、種別割それぞれの特例規定において、納付不足額に加算する割合を現行10%から35%に引き上げるものでございます。

その他、法律改正に伴う条例の引用条項のずれによる整備及び字句の修正を行っております。

最後に、附則でございますが、施行期日を第1条に、経過措置を第2条にそれぞれ規定をしております。

以上で、議案第56号大竹市税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第56号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第11〔一括上程〕

議案第57号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（北地範久） 日程第10、議案第57号大竹市手数料条例の一部改正について及び日程第11、議案第60号工事請負契約の締結についての2件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 議案第57号及び議案第60号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第57号大竹市手数料条例の一部について、提案理由の御説明を申し上げます。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例が令和5年7月10日に公布され、宅地造成等に関する工事、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に対する審査事務の一部を市が行うことに伴い、必要となる手数料の項目を設けるものでございます。

改正に至った背景でございますが、令和3年に静岡県熱海市で大雨に伴って、盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」を制定し、令和5年5月26日に施行されました。これを受け、広島県においては、令和5年9月28日に広島市、呉市、福山市を除く広島県全域を規制区域に指定し運用を開始することになっております。本市においては、造成等の面積が1万平方メートル未満のものについて、許可申請に対する審査を行うことから、広島県と同様に、面積の区分ごとに手数料の項目を設けるものでございます。

条例の施行日は、令和5年9月28日でございます。

続きまして、議案第60号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案させていただきます大竹駅西口駅前広場整備工事についてでございますが、本工事は、大竹駅周辺整備事業に伴い、大竹駅西口の駅前広場を整備するものでございます。

工事概要ですが、広場全体面積が4,250平方メートルのうち、このたび整備する範囲は、ロータリー部分で、面積は約3,150平方メートルでございます。主な工事内容ですが、インターロッキングによる歩道整備とタクシー乗降場等の上部にシェルターを整備するものでございます。

入札方法につきましては、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和5年7月19日に入札公告を行い、8月4日の指名業者審査会を経て、8月22日に2者による入札を執行いたしました。

その結果、1億9,890万円で落札した株式会社福永建設工業と8月23日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました2億1,879万円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和6年7月31日まででございます。

以上で、議案第57号及び議案第60号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第57号及び議案第60号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第58号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第12、議案第58号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第58号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和5年6月16日に公布され、一部を除いて公布の日から施行されました。

同法の施行により、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されました。これに伴い、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

法改正の概要でございます。これまで、指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定または認可をしようとするときには、都道府県知事への事前協議が必要でした。また、認定または認可後には、改めて申請書の写しなどの書類を送付していました。手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議を省略し事前通知のみに見直されたものでございます。

このたびの法改正は、指定都市及び中核市並びに都道府県の事務に係るものであり、本市の事務に直接影響はございませんが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項が削除されたことにより、第11項が第10項に繰り上げられたため、認定こども園における特定教育・保育の適切な提供について定めた本条例第15条第1項第2号中の法律引用部分を同条第11項から同条第10項に改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第58号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第58号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第13 議案第59号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第13、議案第59号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 小田明博 登壇〕

○消防長（小田明博） 議案第59号大竹市火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

火災予防条例について、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の主な改正内容について御説明いたします。

第11条第1項第3号の2は、変電設備の基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定することなく、変電設備と建築物等の間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことを規定したものでございます。

また、第11条の2第1項第4号は、屋外に設ける蓄電池設備が、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、同様の措置が講じられた筐体に収められていればよいこととされたため、蓄電池を内蔵する急速充電設備についても同じく規定したものでございます。

次に、第13条第1項は、蓄電池設備の潜在的な火災リスクとして、蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位が、アンペアアワー・セルからキロワット時に改められたこと、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒防止等の措置が講じられた構造とすること、及び開放形鉛蓄電池設備にあっては、その電装を耐酸性の床上または台上に設けることを規定したものでございます。

第13条第3項は、屋外に設ける蓄電池設備について、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設けることを規定したものです。

なお、一定の要件を満たせば、離隔距離は不要とされており、当該要件に延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの、または消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものには除外されます。

第44条第1項は、火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況を、あらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、同項第13号におきまして、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備や届け出を要しないことを規定したものでございます。

別表第3は、固体燃料である木炭を用いた厨房設備の離隔距離について、新たに規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項で施行期日を令和6年1月1日としています。

なお、第2項及び第3項では、既存及び工事中の設備について、第4項では、新たに該当する設備に係る適用除外について、それぞれ経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第59号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第59号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第15〔一括上程〕

議案第63号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

議案第64号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第14、議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）及び日程第15、議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）及び議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、35ページからの議案第63号について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に創設された、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源として実施する事業を追加するほか、特に必要となった予算を追加するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ7億8,197万円を追加し、予算総額を169億8,256万2,000円にするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により44ページの歳出から御説明をいたします。

第2款総務費は、6億5,889万7,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を6億5,805万円計上するほか、戸籍システムの更新に伴い必要となる、住民基本台帳システムの改修経費を84万7,000円計上するものでございます。

第3款民生費は、1億410万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響により、事業の経費負担が増大している障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、児童福祉施設等を支援するための補助金を合わせて3,160万円計上するほか、子育て世帯を支援するため、高校生までの子供がいる世帯などに対し、子供1人当たり2万円の給付金を支給するための経費を7,250万円計上するものでございます。

第4款衛生費は、524万7,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種健康被害給付費を184万7,000円計上するほか、休日診療所移転整備事業の財源確保に必要な資料を作成するための経費として、340万円を計上するものでございます。

第7款商工費は、迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金を30万円増額するものでございます。

第8款土木費は、晴海臨海公園整備事業費を2,400万円増額するものでございます。

第10款教育費は、1,057万4,000円減額するものでございます。

内容といたしましては、玖波中学校生徒用トイレの改修に要する経費を1,222万6,000円、晴海臨海公園を会場とする新たなランニングイベントを開催するための経費を120万円計上するほか、空母艦載機交付金事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、42ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は7,506万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種健康被害給付費国庫負担金を184万7,000円計上するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,321万7,000円計上するものでございます。

第15款県支出金は、1,123万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、原油価格等高騰社会福祉事業者支援県補助金などを歳出予算の事業の執行見込みに合わせて計上するものでございます。

第17款寄附金は、特定事業分ふるさと納税寄附金を50万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、教育振興基金繰入金を1,222万6,000円計上するものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を2,489万4,000円計上するものでございます。

第20款諸収入は、宮島ボートレース企業団からの配分金を6億5,805万円計上するものでございます。

38ページの第2表繰越明許費の補正は、子育て世帯臨時特別給付金支給事業について、令和6年3月31日までに生まれた子供を支給対象とするため、年度内完了が見込めず、繰り越し措置をお願いするものでございます。

39ページの第3表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

以上が、議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。続きまして、49ページからの議案第64号につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ1,597万7,000円を追加し、予算総額を28億9,728万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,597万7,000円計上し、歳入として前年度繰越金を計上するものでございます。

以上が、議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、議案第63号及び議案第64号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第63号は総務文教委員会に、議案第64号は生活環境委員会に付託いたします。

会議の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。なお、再開は11時5分を予定いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時56分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第66号 監査委員の選任の同意について

○議長（北地範久） 日程第16、議案第66号監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、11番、西村議員には退席を願っておりますので御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第66号監査委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。

このうち、市議会議員の中から選任いたしておりました西村一啓氏が、8月31日をもって任期満了となりましたので、引き続き同氏を選任いたしたく御提案を申し上げるものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 令和5年決議案第1号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議

○議長（北地範久） 日程第17、令和5年決議案第1号広報広聴特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

〔議会運営委員長 西村一啓議員 登壇〕

○議会運営委員長（西村一啓） それでは、令和5年決議案第1号広報広聴特別委員会の設

置について、提案理由の説明を申し上げます。

「住みたい、住んでよかったと感じるまち大竹」であるために、市議会の役割は大きく、その審議と活動状況について広く市民に知らせる広報活動はもちろん、市民の御意見などを受け止めるための広聴活動が重要となってきます。

よって、大竹市議会基本条例第16条に基づき、本市議会の活動状況等について、市議会だよりの編集・発行等の広報活動を行うとともに、市民の議会に対する理解と関心が一層高まるよう、議会の広報広聴のあり方に関する事項の調査研究を行うため、本市議会に広報広聴特別委員会を設置するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和5年決議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、広報広聴特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 広報広聴特別委員会委員の選任について

○議長（北地範久） 追加日程第1、広報広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報広聴特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議

長において、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は広報広聴特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 令和5年決議案第2号 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議

○議長（北地範久） 日程第18、令和5年決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

〔議会運営委員長 西村一啓議員 登壇〕

○議会運営委員長（西村一啓） 決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年に閣議決定された在日米軍等再編計画に基づき、空母艦載機等の岩国基地への移駐が決定され、平成26年7月の空中給油機の移駐に始まり、平成30年3月には全ての航空機部隊の移駐が完了しました。

移駐後、岩国基地の航空機数は極東最大級となり、騒音被害の増大や事件・事故への不安など、依然として本市へ多大な影響が懸念されています。

このような状況の中、市民の安心で安全な住環境を守るためにも、岩国基地周辺対策について協議を行うため、特別委員会を設置するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和5年決議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
この際、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いをします。
これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
~~~~~○~~~~~

#### 日追加程第2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について

- 議長（北地範久） 追加日程第2、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。  
基地周辺対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、中野友博議員、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員、11番、西村一啓議員、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
副議長は基地周辺対策特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思いをします。  
これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
~~~~~○~~~~~

日程第19 令和5年決議案第3号 議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議

- 議長（北地範久） 日程第19、令和5年決議案第3号議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。
提案者に提案理由の説明を求めます。
議会運営委員長、西村一啓議員。
〔議会運営委員長 西村一啓議員 登壇〕

- 議会運営委員長（西村一啓） 決議案第3号議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。
令和5年8月に執行されました大竹市議会議員一般選挙の投票率は、8年前の前回選挙と比べ、約17ポイント減少の43.77%であった。この結果から、大竹市における地方議会

の役割と主権者たる市民の意識の方向を掘り下げ、本市議会の実態との乖離があれば、それを小さくしていく取り組みが必要と考えられる。ついては、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指したこれまでの本市議会での議会改革の蓄積を引き継ぐとともに、議会基本条例に基づき、議会のあり方について本質的な議論を通じて調査研究を行い、課題や意識の共有と実効的改善・改革を進めるため、本市議会に特別委員会の設置をするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和5年決議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任について

○議長（北地範久） 追加日程第3、議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員、10番、小田上尚典議員、14番、細川雅子

議員、15番、寺岡公章議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和5年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（北地範久） 日程第20、令和5年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

令和5年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月21日から9月26日までの6日間休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、9月21日から9月26日までの6日間休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。本日、本会議終了後、第1委員会室において、広報広聴特別委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を開催いたします。また、9月21日午前10時から総務文教委員会を、9月22日午前10時から生活環境委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9月27日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時21分 散会

(5. 9. 20)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月20日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

大竹市議会議員 中 川 智 之

令和5年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和5年9月27日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|-----------|--|-------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 選 第 5号 | 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について | 選 挙 |
| 第 3 | 議案第59号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について | 総務文教
(原案可決) |
| 第 4 | 議案第63号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | |
| 第 5 | 認 第 6号 | 令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について | (認 定) |
| 第 6 | 議案第56号 | 大竹市税条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 7 | 議案第57号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 8 | 議案第58号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 生活環境
(原案可決) |
| 第 9 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について | (原案可決) |
| 第10 | 議案第61号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | (原案可決及び認定) |
| 第11 | 議案第62号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | (原案可決及び認定) |
| 第12 | 議案第64号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号） | (原案可決) |
| 第13 | 議案第65号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号） | (原案可決) |
| 第14 | 令和5年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教
(採 択) |
| 第15 | 認 第 7号 | 令和4年度大竹市一般会計決算 | 決算特別委
設置・付託
(一 括) |
| 第16 | 認 第 8号 | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | |
| 第17 | 認 第 9号 | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | |
| 第18 | 認 第10号 | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | |
| 第19 | 認 第11号 | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | |
| 第20 | 認 第12号 | 令和4年度大竹市土地造成特別会計決算 | |
| 第21 | 認 第13号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計決算 | |

- 第22 認 第14号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 』
第23 報告第 7号 令和4年度決算における健全化判断比率及び資 報 告
金不足比率の報告について
第24 常任委員会の閉会中の継続審査について
第25 議員派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 選 第 5号 (選挙)
- 日程第 3 議案第59号から日程第 4 議案第63号 (報告・表決)
- 日程第 5 認 第 6号から日程第13 議案第65号 (報告・討論・表決)
- 日程第14 令和5年請願第2号 (報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第2号 (説明・表決)
- 日程第15 認 第 7号から日程第22 認 第14号 (説明・付託)
- 日程第23 報告第 7号 (報告)
- 日程第24 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第25 議員派遣について

○出席議員 (15人)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 北地 範久 | 2番 | 中野 友博 |
| 3番 | 豊川 和也 | 4番 | 山代 英資 |
| 5番 | 岡 和明 | 6番 | 小出 哲義 |
| 7番 | 末広 天佑 | 8番 | 藤川 和弘 |
| 9番 | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川 雅子 |
| 15番 | 寺岡 公章 | | |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

- | | |
|-------------------|-------|
| 市 長 | 入山 欣郎 |
| 副 市 長 | 太田 勲男 |
| 教育長職務代理者 | 池田 良枝 |
| 総務部長 | 佐伯 和規 |
| 市民生活部長 | 中村 一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原 尚美 |
| 建設部長 | 山本 茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長 | 小田 健治 |
| 上下水道局長 | 古賀 正則 |
| 消 防 長 | 小田 明博 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本 剛 |

(5. 9. 27)

企 画 財 政 課 長
監 査 委 員

三 井 佳 和
薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

10時00分 開議

○議長（北地範久） 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

サイドブックに、広報広聴特別委員会、基地周辺対策特別委員会及び議会のあり方調査研究特別委員会の各委員について、選任決定書を掲載しておりますので、御確認ください。

なお、議場の換気のため、50分を目安に休憩を入れたいと思っております。御理解と御協力をお願いいたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、小田上尚典議員、11番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 選第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（北地範久） 日程第2、選第5号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大竹市選挙管理委員会委員には、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏、薬師堂峰明氏を、同補充員には池上宏氏、大橋綾子氏、金子しのぶ氏、小松正二氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしましたとおり、選挙管理委員及び同補充員を当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏、薬師堂峰明氏が大竹市選挙管理委員会委員に、池上宏氏、大橋綾子氏、金子しのぶ氏、小松正二氏が同補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第4〔一括上程〕

議案第59号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第63号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第3、議案第59号大竹市火災予防条例の一部改正について及び日程第4、議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年9月20日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第59号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について    | 原案可決  |
| 議案第63号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | 原案可決  |

令和5年9月21日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、9月20日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、9月21日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第59号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、本件では、

「アンペアアワー・セルからキロワット時への変更理由について伺う」との質疑に対しまして、「蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、蓄電池容量によることが大きいと一般的に考えられており、このたび、規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルから、蓄電池容量を表すキロワット時に改められた。従来の対象火気省令は、鉛蓄電池設備の安全基準を想定しており、その容量と電槽数の積が4,800アンペアアワー・セル以上のものを対象としていたが、現在は、鉛蓄電池のほかに、ニッケル水素、リチウムイオンなどの蓄電池があり、それぞれの電圧が異なることから、同じ4,800アンペアアワー・セルの蓄電池であっても、電圧を基に換算すると、蓄電池容量に差が生じていた。このことを解消するため、蓄電池容量を表すキロワット時が規制対象の指定に係る単位となった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「10款教育費の、スポーツ振興事業のランニングイベントの人件費について伺う。また、ランニングイベントを行う会場近くの住民への周知や説明について伺う」との質疑に対しまして、「今回は、晴海臨海公園内で完結するイベントとしており、警備員の配置は想定していない。当日、車での来訪者や下瀬美術館に来館される方には、運営スタッフから誘導員を配置する予定である。実際には、主に実行委員の構成団体と地区体育委員の協力をお願いする予定である。当日のボランティアスタッフの有償化などは考えていないが、飲食やお礼の品程度の提供はする予定である。また、周辺住民には、イベント開催について御理解・御協力をしていただけるように、今後説明を行いたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「8款土木費の、晴海臨海公園整備事業の説明で歩行者の安全等を守るためとあったが、具体的な工事内容について伺う」との質疑に対しまして、「現在の晴海臨海公園の西側には、南北に幅員5メートルのアスファルト舗装の幹線園路があるが、センターラインや外側線などがなく、車道の両側にも構造物は設置していない。工事の計画では、幅員を6.5メートルに拡幅し、センターライン、外側線及び車道の両側に歩道と車道を区切る歩車道境界ブロックを設置する予定である。また、整備後は200メートル以上の直線車道となるため、要所に速度抑制のための注意看板を設置する予定である。車の運転者に減速を促すため道路の一部を隆起させるハンプという構造物については、西側の住宅地と幹線園路が近接しており、音などの問題もあるため、現在は計画していない」との答弁がございました。

次に、「債務負担行為の補正の、放課後児童クラブ運営に要する経費が1億9,262万円で、前回より増額された理由について伺う。また、現在の利用者の要望等をどのように確認しているのか伺う」との質疑に対しまして、「主に、人件費や物価の高騰が増額の理由である。利用者である保護者や児童クラブで働いている方の要望については、事業者のエリアリーダーやエリアマネジャーを窓口として、市と連携を密にとり、相談等を受けてい

る。また、保護者から毎年アンケートをとっており、満足度や意見の収集などに努めている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長の報告に対して、これより、一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を、一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5～日程第13〔一括上程〕

認 第 6号 令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について

議案第56号 大竹市税条例の一部改正について

議案第57号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第58号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第60号 工事請負契約の締結について

議案第61号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第64号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（北地範久） 日程第5、認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第13、議案第65号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

に至る9件を、一括議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年9月20日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---|----------|
| 認 第6号 | 令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について | 認 定 |
| 議案第56号 | 大竹市税条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第57号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第58号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第60号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 議案第61号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第62号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第64号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第65号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

令和5年9月22日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、9月20日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案9件につきまして、9月22日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について、議案第61号令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び、議案第62号令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「令和2年に策定された大竹市水道事業経営戦略で定められた管路更新率の目標を一度も達成できていないが、打開策について伺う」との質疑に対しまして、「大竹市水道事業経営戦略において、管路更新率1%を目標としているが、達成できていない。原因は、管路更新工事に従事する技術職員の不足と近年の物価上昇による材料費の高騰により、事業数に比べて更新率が伸びていないことである。技術職員を2名増加する目標を掲げているが、実情は減っており、現在は1名の職員が、他の水道事業に関わる工事などと並行して、管路更新工事を担当している。令和6年度も、技術職員の新規募集を行う」との答弁がございました。

次に、「使用水量が増えれば単価が上がる逡増型の現在の水道料金体系について、上下水道局の考えを伺う」との質疑に対しまして、「本市の一般用の超過料金単価は、一月当たり10立方メートルまでが38.5円、10立方メートルを超えた場合は162.8円と、2段階の設定になっている。これは昨年度、基本水量を下げた際に、逆転現象が起きないように調整用の単価として設けたもので、逡増ではないと考えている。仮に、一定水量以上の超過料金単価を下げる料金体系とし、使用水量が伸びなかった場合には、給水収益が下がり、使用量の少ない利用者への負担をかけることになりかねない。料金体系のあり方については、今後も他市の例など研究していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「玖波雨水排水ポンプ場事業計画変更業務について、経緯と現状を伺う」との質疑に対しまして、「広島県が施工する県道大竹湯来道路改良事業に伴って、道路計画区域内となる玖波雨水排水ポンプ場の移設が必要になり、移設についての検討、また、事業計画を変更するための業務を設計コンサルに委託して業務を行っている。このたび、広島県より、道路改良計画に伴う関係機関との協議に時間を要する見込みとなり、雨水排水ポンプ場の移設に係る検討業務を一旦中断してほしいという協議があり、業務を一旦中止した。当初、委託費の支払いは業務完了予定の令和6年度としていたが、業務委託費を精算し、支払いを行うために、今回補正予算を計上するものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号大竹市税条例の一部改正についてでございますが、本件では、「森林環境税が増税になるが、森林環境譲与税への影響について伺う」との質疑に対しま

して、「現在は、東日本大震災からの復興に関連した臨時特例措置として、個人住民税の均等割額に1,000円を上乗せする形で賦課徴収してきたが、令和5年度で終了する。令和6年度からは、新たに国税の森林環境税1,000円が導入されることとなるが、税目が置き換わる形になるだけで、住民からの徴収税額は変わらない。市側から見た場合は、今まで直接個人住民税として徴収し、独自財源として防災などの施策に必要な財源に充てていたものが終了し、来年度からは国税として一旦国に納められた後に、森林環境譲与税が県や市に再配分される仕組みに変わるものとなる。譲与額は、令和6年度からは600万円前後になると試算している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

討論に入り、賛成の立場で、1名の委員から討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第57号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「宅地造成及び特定盛土等規制法が運用されるに当たり、広島県から大竹市へ処分の一部が権限移譲されるが、大竹市としての対応を伺う」との質疑に対しまして、「本市に権限移譲された許可対象工事の業務について、一定程度業務量が増えることは想定しているが、広島県が全国に先駆けて行うことから、前例がない。このため、今年度は業務状況により担当課である都市計画課だけでなく、建設部全体で対応していく方針である。また、広島県においても、現地での対応や審査事務などのサポートを行う体制が構築されており、相談しながら業務を行う」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第60号工事請負契約の締結についてでございますが、本件では、「大竹駅西口の駅前広場の工事に関し、スケジュールどおり進んでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹駅周辺整備事業は、西口の公衆トイレを除き、令和6年度末に完了予定である。現在、JR西日本が駅舎の解体、ホーム内の屋根の復旧工事を行っており、これに必要な作業ヤードを旧駅舎付近に確保している。これが終了次第、今回の工事に着手する計画で、JR西日本とも協議・調整している状況である。今後、もしもスケジュールに変更が生じるということになれば、議会にも御報告・御説明する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべ

きものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案9件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長の報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 議案第56号について討論させていただきます。

今回の議案第56号は、地方税法の改正や森林環境税の導入に関連した、大竹市税条例の市民税部分の細かな改正議案ですが、税は行政担当者の恣意的な課税から国民を守るために、法や条例で細部まで定めることを原則としており、それゆえの非常に細かな改正案となっております。当然ですがこの議案に異論はなく、賛成いたします。

しかし、この大竹市税条例については、固定資産税の部分について、そうではない点が判明しましたので、法や条例に沿って規則等を整備し、恣意的な判断が入り込まないようにすべきだという意見を述べさせていただきたいと思います。

先日の、私の一般質問における答弁に関連することですが、課税対象の土地の存在は、第一義的には法務局の登記簿と公図で判断することになっており、それを広範に完全公開することで、まさに情報の正当性を担保しています。

確かに、大竹市が過去に行った不十分な国土調査のため、大竹市の公図は精度の低いものですが、仮にそうであっても、手順を踏んでつくられた唯一の公式な図面が法務局の公図なのであり、それが正しいという前提で、民間であれ公であれ、それを全ての行為の原点とすべきであることは言うまでもありません。

しかし、大竹市市民税務課は、公図に記載のない、いわゆる不明地についても、その一部を課税対象としております。そのやり方は、法務局のデータを基に、担当職員において、所有者名義とその面積合わせにより、推測に基づいて不明地を公図に割り当てて地番図をつくるという方法のようです。これでは、地方税法に定める公図の訂正における実際の手続、つまり土地の存在確認は、利害関係者を交えての現地立会いから始まるという手順に比べて、あまりにも安直です。

そんな中、大竹市が行っている一連の行為の権限と責任を定めた明文規程は存在しないと、議場で答弁されました。そうであれば、課税法定主義の原則から、この課税は根拠なき違法課税となってしまわないでしょうか。

については、議場で答弁されたとおりの内容で、急ぎ明文規程を整備していただきたいと思います。そして、もしそれが無理なのであれば、課税を諦めて国土調査を急ぐべきです。

以上の意見を付して、議案第56条に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件を、一括採決いたします。

本9件に関する委員長の報告は、認第6号は認定。議案第56号から議案第60号、議案第64号及び議案第65号の6件は原案可決。議案第61号及び議案第62号は原案可決及び認定であります。

本9件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は、委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 令和5年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（北地範久） 日程第14、令和5年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関して、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                                                                          | 審査の結果 | 付託年月日  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 令和5年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択   | 5.9.20 |

令和5年9月21日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、9月20日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月21日に委員会を開催し、審

査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

令和5年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、迎尚樹氏及び、広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長、津島良希氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での早期実施が必要である。

さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。学校現場では、貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積している。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

こうした中で、1人1人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む、計画的な教職員定数の改善が求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の「三位一体改革」の中で、2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

また、部活動の地域移行に向けて継続的な予算・財産の確保は欠かせず、GIGAスクール構想の推進、ICT機器の活用など、教育環境整備に加え、物価高騰によって教育予算について大きく影響を受けていることから、国からの財政支援、十分な予算確保が重要である」というもので、同主旨の実現のため、国に意見書を提出することを求めて、請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「まず、少人数学級の推進については、児童生徒1人1人の状況を把握し、個に応じ、個を生かした学習指導等、一層きめ細やかな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらのことによって、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。教員不足と言われている中で、学級経営力、生徒指導力等の力量のある人材の確保ができるということであれば、お願いしたい。

次に、義務教育費国庫負担割合について、義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとともに、続いてどのような制度ができるのか分からないが、GIGAスクール構想の実現や加配教員の配置など、十分な予算確保が求められる。結果的に、教職員の給与費以外の広島県の教育費が増加し、その結果、大竹市にとっても児童生徒の安全、学力向上や生徒指導等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できるということであれば、お願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「報道等で教員不足について報じることがあるが、教育現場の取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「学校でできることは、先生たちが子供に向き合う時間をしっかり取れるように業務改善を進めていくことだと考える。そのために教育委員会ができることは、支援員を配置することや、県の加配教員を配置できるように要望することである。これからできることを進めながら、先生たちが子供たちの笑顔・元気・輝く、そういう大竹っ子の育成に向けて働けるようにしたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、委員に本件の取扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で、1名の委員から討論がございました。

その内容は、「報道等でも、残業時間が80時間よりも45時間が増えたという世論調査も発表され、少しずつ前進していると感じる。この意見書採択が力になっていると思うため、採択すべきである」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は「採択すべきもの」と決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました、請願1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対して、これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告はを受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第 1 意見書案第 2 号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（北地範久） 追加日程第 1、意見書案第 2 号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

[総務文教委員長 小田上尚典 登壇]

○総務文教委員長（小田上尚典） 意見書案第 2 号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書案。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。さらに、きめ細やかな教育をするためには、30 人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積し、多忙化が一層進んでいます。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

こうした中で、1 人 1 人の子供に対して、きめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む、計画的な教職員定数の改善が求められています。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で、2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。教育の機会均等が確保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を、国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

また、部活動の地域移行に向けて継続的な予算・財源の確保は欠かせません。さらに、G I G A スクール構想の推進・I C T 機器の活用など、教育環境整備に加え、物価高騰によって、教育予算について大きく影響を受けていることから、国からの財政支援、十分な予算確保が重要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2024 年度の予算編成に当たり、次の事項について措置を講じられるよう、強く要請します。

- 1、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担

割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15～日程第22〔一括上程〕

認 第 7号 令和4年度大竹市一般会計決算

認 第 8号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 9号 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第10号 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第11号 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第12号 令和4年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第13号 令和4年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第14号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（北地範久） 日程第15、認第7号令和4年度大竹市一般会計決算から、日程第22、認第14号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第7号令和4年度大竹市一般会計決算から、認第14号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る、8件の各会計決算の概要を説明いたします。

令和4年度の我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続きましたが、その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰等で、経済を取り巻く環境は厳しい状況が続き、本市においては、一部の法人で業績改善の兆しが見られ、法人市民税が前年度に比べ増加したものの、個人市民税や固定資産税が減少したため、市税総額は前年度に比べ、若干の減少となっております。

市税の減少という厳しい状況の中ではありますが、大規模な建設事業の実施につきましては、空母艦載機交付金をはじめ、国・県支出金を有効に活用しながら、地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、令和4年度に実施いたしました事業につきまして、分野ごとの重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策「教育・文化」につきましては、子供の学びと成長を支える教育の充実を推進いたしました。

主な取り組みといたしましては、大竹小学校プール建設事業として、大竹小・中学校の児童・生徒が使用する新しいプール施設の建設工事を行い、また、専門知識を持つICT支援員や学習環境サポートのための学級支援員、読書活動推進員の配置等を行い、教育環境の充実に努めたところです。

第2の施策「産業・雇用」につきましては、地域産業の振興、中小企業の支援に取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、地域経済活性化補助事業として、地域特性を生かした商品の開発・改良や販路拡大等に取り組む事業や、本市で新たに創業する市内中小事業者に補助金を交付し、地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

第3の施策「生活・環境」につきましては、暮らしやすい生活基盤の整備を進めてまいりました。

主な取り組みといたしましては、小方地区まちづくり事業として、小方地区のまちづくり基本構想の実現に向け、旧小方中学校用地等の用途地域の見直しを検討したほか、鉄道事業者と新駅設置に関する協議を行うに当たり、必要な資料の作成に着手いたしました。

また、大竹駅周辺整備事業として、前年度に引き続き、自由通路等の本体工事を行い、令和5年2月に自由通路と橋上駅の供用開始をしたほか、東西広場の整備工事や無電柱化工事に着手いたしました。

第4の施策「安全・安心」につきましては、防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、一般河川（水路）<sup>しゅんせつ</sup>浚渫事業として、豪雨による河川氾濫等の浸水被害を未然に防ぐため、土砂の堆積等により流下機能が低下した河川などのしゅんせつを行い、また、急傾斜地崩壊対策事業として、市内の急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊防止対策工事や測量設計を実施いたしました。

第5の施策「健康・福祉」につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、出産・子育て応援事業として、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境づくりを行うとともに、経済的な支援として、妊娠届出時に5万円、出産届出時に5万円の出産・子育て応援給付金を支給いたしました。

また、健康づくりを推進するため、健康診査や予防接種等の事業を実施したところでございます。

第6の施策「自治・行政運営」につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、阿多田フェリー新船建造事業として、離島航路の利便性向上と安定的な運航を確保するため、新船「はるかぜ」を整備いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みとしましては、感染拡大対策として、新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業等の事業を実施したほか、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、クーポン券発行等事業等の事業を実施しております。

続きまして、令和4年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第7号令和4年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初、歳入歳出予算が151億7,683万2,000円でしたが、補正予算等による増加により、最終予算の総額は192億9,860万4,124円となり、当初予算と比べますと、27.2%の増加となっています。

歳入総額は174億954万9,127円で、予算に対して、90.2%の収入割合となっています。

一方、歳出総額は166億7,481万1,901円となり、執行率は、86.4%となっています。

この結果、当年度の形式収支は7億3,473万7,226円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる6億4,183万309円を差し引いた残額、9,290万6,917円が、令和4年度の実質収支黒字額となっております。

なお、この歳計剰余金につきましては、5,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り4,290万6,917円を、令和5年度へ繰り越ししております。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略をさせていただきます。

次に、認第8号令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額29億3,642万3,517円に対し、歳出総額29億1,695万8,535円となり、形式収支及び実質収支は、1,946万4,982円の黒字となりました。

この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金等で、歳出は、保険給付費、保健事業費等でございます。

歳計剰余金については、980万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国民健康保険財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り966万4,982円を、令和5年度へ繰り越しいたしました。



次に、認第9号令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。  
歳入総額、歳出総額ともに3,220万7,572円となり、この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金等で、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第10号令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに4,083万8,406円となり、この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第11号令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額7,597万2,016円に対し、歳出総額4,991万1,202円となり、形式収支及び実質収支は、2,606万814円の黒字となります。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金等で、歳出は施設の維持管理経費でございます。

次に、認第12号令和4年度大竹市土地造成特別会計決算について説明いたします。

歳入総額2億1,557万5,620円に対し、歳出総額8億6,595万2,087円となり、差し引き6億5,037万6,467円の歳入不足となっております。

この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金等で、歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございます。

次に、認第13号令和4年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額27億279万6,178円に対し、歳出総額26億7,358万7,128円となり、形式収支及び実質収支は2,920万9,050円の黒字となります。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金等で、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございます。

歳計剰余金については、1,323万1,634円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,597万7,416円を、令和5年度へ繰り越ししております。

最後に、認第14号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額5億2,623万5,673円に対し、歳出総額5億2,398万7,145円となり、形式収支及び実質収支は、224万8,528円の黒字となります。

この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金等で、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が、令和4年度の各会計における、決算の概要でございます。

次に、令和4年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額173億9,617万1,000円に対し、歳出総額166億3,537万3,000円となっております。

6億4,183万円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は1億1,896万8,000円の黒字となります。

性質別歳出について見ると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度と比べ2億8,465万9,000円減の69億1,437万4,000円となっています。

主に令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時特別給付金等の減により、扶助費が3億3,839万9,000円減少したことによるものでございます。

投資的経費は、大竹駅周辺整備事業費の増があったものの、市立保育所等整備事業が完了したことなどにより、前年度と比べ、1,917万4,000円減の30億3,974万1,000円となっております。

なお、令和4年度末の地方債残高は、228億2,581万9,000円となり、前年度末に比べ、3億4,512万2,000円減少しております。

経常経費に地方税や地方交付税等の一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ5.5ポイント増の、96.1%となっております。

本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賄い切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約等、施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う「笑顔・元気 かがやく大竹」の実現に向け、「よいまち」づくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（北地範久） 会議の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。

なお、再開は11時05分の予定といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時54分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、監査委員に決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和4年度大竹市一般会計及び特別会計の決算審査の概要を御説明いたします。

審査意見書の1ページから2ページを御覧ください。

本審査は、令和5年8月15日から8月25日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入・歳出事項別明細書並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の帳簿類及び証書類との照合等を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠し

て調製されており、かつ、それらの計数は正確であることを認めました。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして説明いたします。3ページをお開きください。

第1表、決算額の推移の令和4年度の合計欄を御覧いただきますと、各会計を通じた決算総額は、歳入が239億3,959万8,000円、歳出が237億7,825万4,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億6,134万4,000円の黒字となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

ここでは、一般会計及び特別会計の決算収支の状況を説明しております。

第2表を御覧いただきますと、一般会計は、令和3年度決算と比較しますと、A欄の歳入は4.5%の減少、B欄の歳出は1.4%の減少となっております。

各会計を通じた総額で見ますと、C欄の形式収支からD欄の翌年度繰越財源を差し引いたE欄の実質収支は、4億8,048万6,000円の赤字決算となっておりますが、第3表の会計別決算収支の状況を御覧いただきますと、一般会計に限っては、実質収支は9,290万7,000円の黒字となっております。

次に、7ページをお開きください。下の欄の第7表、市債現在高の前年度比較を御覧ください。

一般会計と特別会計をあわせた当年度末の市債現在高は、264億8,463万7,000円となっております。

前年度と比較しますと、一般会計は1.5%の減少、特別会計の総額は7.1%の減少となっております。

続きまして、8ページをお開きいただきまして、その第8表、財政状況の推移を御覧ください。

当年度の指標は、御覧いただくとおりの内容であります。このうち、実質公債費比率13.5%は、前年度と比較して0.3ポイント低くなっておりますが、これは人口10万人未満の県内7市との比較において、最も高い数値となっております。

続きまして、一般会計の歳入決算の状況を御説明いたします。11ページをお開きください。

その第10表、自主財源及び依存財源の年度比較の、右端の増減欄を御覧ください。

上段の自主財源につきましては、前年度と比較して5億8,988万7,000円の減少。これを率にしますと、6.2%の減少となっております。

主な要因としましては、繰越金が24.7%と増加したものの、繰入金も64.6%減り、ふるさと納税などによる寄附金も、19.6%と減少したことによるものであります。

下段の依存財源につきましては、前年度と比較しますと、2億3,736万5,000円の減少で、これも率にしますと、2.7%減少しております。

主な要因としましては、国庫支出金が5.1%増え、地方交付金も4.8%と、それぞれ増加したものであります。県支出金が27.7%減り、市債も12.1%減少したことによるものであります。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、13ページから24ページにかけて掲載していますので、後ほど御覧ください。

続きまして、一般会計の歳出決算の状況を御説明いたします。26ページをお開きください。

その第32表に、一般会計における款別の前年度比較を掲載しております。

右端の増減欄の合計を御覧いただきますと、前年度と比較して、歳出は全体で1.4%減少しております。

同じく26ページ下部の第33表に普通会計における性質別経費の前年度比較を御覧ください。

上段の消費的経費を前年度と比較しますと、国庫補助金等返還金などの補助費等が9.3%増加したものの、子育て世帯臨時特別給付金などの扶助費が、12.3%の減少となっております。中段の投資的経費を見ますと、普通建設事業費が3.2%減少しております。

この主な要因は、認定こども園等建設工事の完了に伴うものです。

個別の款ごとの歳出状況につきましては、29ページから37ページにかけて掲載しておりますので、これも後ほど御覧ください。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたしますので、38ページをお開きください。

その第47表に、特別会計決算収支の状況と書いております。これを御覧いただきますと、前年度と比較して、歳入総額が0.3%の減少、歳出総額が1.4%増加となっており、実質収支の総額は、5億7,339万3,000円の赤字となっております。

39ページの第48表、会計別決算収支の状況を御覧いただきますと、土地造成特別会計が赤字決算となっており、不足分は、翌年度歳入からの繰上充用金で補填されております。各会計の個別の状況は、40ページから49ページに掲載しておりますので、こちらは後ほど御確認ください。

続きまして、50ページから53ページにかけましては、財産に関する調書として、公有財産及び基金等の異動の明細を掲載しておりますので、こちらも同じく後ほど御確認ください。

それでは、最後に、54ページをお開きください。こちらでは、本審査を総括した意見を「むすび」として述べております。

55ページの4、「健全な財政運営」と「行政の将来像の実現」に向けて」を御覧ください。

ここからが、監査委員の意見の中核になりますので、読み上げさせていただきます。

本市において今後も小方地区のまちづくり関連事業や、玖波地区交流施設整備事業等の大型事業が予定されており、多額の地方債の発行によって、市債残高は高止まりし、今後、公債費は増加傾向となると予測されます。

それに加えまして、社会保障関係経費の増加などで、厳しい行財政運営となることが予想されますが、事業の年度間調整による平準化を図ることで、健全な財政と将来を見通した財政基盤の構築に努めていただきたいと思います。

なお、持続的な財政運営を行うために、市民から信頼を得るには、社会資本の整備に係

るコストや費用対効果、同規模自治体との経営比較など、本市の財政状況を引き続き市民に分かりやすく説明することは、言うまでもございません。

また、多様化する市民ニーズや地域課題の把握に、より一層市民と情報を共有する戦略的な広報の展開、いわゆる、巷間で言われるところのRPA、R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o nの略ですけれども、RPAというのは人型のロボット導入ではなくて、パソコンにインストールするアプリケーションのことですね。例えば、エクセルのV i s u a l B a s i cとか、マクロとか、データを入力すると自動的に演算処理するという、こういったソフトなんですけれども、これらを導入することによって、定型業務の効率化を図ること。

それから、もう1つ、DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル変革という意味ですが、これの導入については、ようやく緒に就いたところなんですけれども、これからの推進により、行政の効率化及び予算化を着実に実行していただくとともに、将来にわたって魅力あるまちづくりに努められることを要望いたします。

第1期大竹市まちづくり基本計画は、3年目に入りました。令和6年度の目標値達成に向け、P D C Aサイクルによる進捗管理を行い、第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画の確実な実現を期待しております。

以上をもちまして、令和4年度一般会計並びに特別会計決算の審査概要といたします。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員7名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、1番、北地範久議員、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員、10番、小田上尚典議員、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員、14番、細川雅子議員の7名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は決算特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 3 報告第 7 号 令和 4 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（北地範久） 日程第23、報告第7号令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 報告第7号令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページを御覧ください。

令和4年度決算における、大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

実質公債費比率は13.5%となっており、令和3年度決算と比較して、0.3ポイントの減少となっております。

将来負担比率は123.1%となっており、令和3年度決算と比較して、13.7ポイントの減少となっております。これは、一般会計及び土地造成特別会計における地方債残高が減少したことや、基金残高が増加したことによるものでございます。

4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっております。

2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

令和4年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において、資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。

7ページから9ページに、資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告第7号令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての御説明を終わります。

○議長（北地範久） 本件は報告事項でありますので、以上をもって、終結いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第 2 4 常任委員会の閉会中の継続審査について**

○議長（北地範久） 日程第24、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたしま

す。

両常任委員長から、各委員会の所管事務について、管内の視察及び先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

両常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議員派遣について

○議長（北地範久） 日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

サイドブックに掲載のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、お示しのとおり派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいまの決定につきまして、諸般の事情により内容に変更が生じる場合には、取り扱いを議長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。御通知いたします。

本日、本会議終了後、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を第1委員会室において開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

皆様が市議会議員に当選されまして、初めて開催された市議会でございました。正副議長を選出をはじめとします人事も無事に終えられ、ここに新しい議会体制が発足しましたことは、今後の大竹市政にとりまして、誠に喜ばしい限りでございます。

また、このたびは御提案申し上げました案件を、終始熱心に、慎重に御審議をいただきまして、いずれも原案のとおり議決、あるいは認定を賜りました。ここに厚くお礼を申し上げます。

会期中、議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

今後も、市民の皆様が幸せを感じながら暮らすことのできる「笑顔・元気 かがやく大竹」に向けて、委員の皆様、市民の皆様のお力添えをいただきながら、お互いの信頼のもとに、誠心誠意努力し続けてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これから秋も深まる中、何かと御多忙とは存じますが、健康には十分留意され、市の発展に御尽力賜りますよう、心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

1 1 時 2 5 分 閉会

(5. 9. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月27日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 小田上 尚 典

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和5年第4回（9月）定例会
令和5年12月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522